

登録・証明・各種届出

外国人の在留管理制度

平成 24 年 7 月 9 日から新たな在留管理制度が始まり、外国人住民の方の登録方法が「外国人登録制度」から「住民基本台帳制度」に変わりました。これに伴い、以前の「外国人登録証明書」に替わり、「在留カード」（中長期在留者の方）、「特別永住者証明書」（特別永住者の方）が交付されています。「外国人登録証明書」から「特別永住者証明書」への切り替えがお済みでない方は早めに手続きをしてください。

■ 在留カード

対象：中長期在留者（永住者の方を含む）

手続場所：出入国在留管理庁

記載項目：在留カード番号、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間（満了日）、許可の種類、許可年月日、交付年月日、有効期間

■ 特別永住者証明書

対象：特別永住者

手続場所：区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）

記載項目：氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、特別永住者証明書番号、交付年月日、有効期間

※これらのカードは IC チップが搭載されたもので、有効期間があります。交付者は、いずれも出入国在留管理庁長官です。

中長期在留者（永住者を含む）の手続き

中長期在留者の方（永住者を含む）の在留資格、在留カードに関する手続きは、出入国在留管理庁でのみ取り扱います。（区役所への届出は不要です）

■ 在留資格などに関する更新や変更の届出

- (1) 在留期間の更新、在留資格の変更などをするとき
- (2) 氏名、生年月日、性別、国籍・地域などが変わったとき
- (3) 氏名の漢字表記を記載したいとき

■ 在留カードの更新、再交付などの申請

手続場所：出入国在留管理庁

持ち物：

- ・ 在留カード
- ・ 旅券
- ・ 写真 1 枚（申請前 6 か月以内に撮影されたもの、縦 4cm、横 3cm）ほか

※変更を生じたことを証する資料などが必要となることがあります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ：外国人在留総合インフォメーションセンター（平日午前 8：30 ～午後 5：15）

電話：0570-013904

電話：03-5796-7112（IP 電話、PHS、海外から）

登录・证明・各项申报

外国人的在留管理制度

从 2012 年 7 月 9 日开始实施新的居留管理制度，外国人居民的注册方法从“外国人登记制度”变为“住民基本台帐制度”。随着此改变，废除至今为止的“外国人登记证”，已开始发行“在留卡”（针对中长期在留者），“特别永住者证”（针对特别永住者）。持原有“外国人登记证”，尚未办理转换新“特别永住者证”手续者，请尽早办理手续。

■ 在留卡

对象：中长期居留者（含永住者）

办理手续地点：出入境在留管理厅

记载项目：在留卡号码，姓名，出生年月日，性别，国籍地域，居住地，在留资格，在留期间（期满日），许可种类，许可年月日，发行年月日，有效期限

■ 特别永住者证

对象：特别永住者

办理手续地点：区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）

记载项目：姓名，出生年月日，性别，国籍・地域，居住地，特别永住者证号码，发行年月日，有效期限

※ 上述卡均内含 IC 芯片，且有有效期。发行人都为出入境在留管理厅长官。

中长期居留者（包括永住者）的手续

关于居留资格，在留卡等的手续，仅限于出入境在留管理厅进行办理。（无需向区役所申报）

■ 关于在留资格等的更新和变更的申报

- (1) 在进行在留期间的更新和在留资格的变更等时
- (2) 在姓名，出生年月日，性别，国籍和地区等发生了变化时
- (3) 希望记载姓名的汉字时

■ 在留卡的更新、补办等申请

办理手续地点：出入境在留管理厅

携带资料：

- 在留卡
- 护照
- 照片 1 张（申请的前 6 个月及以内拍摄的，纵 4cm，横 3cm）等

※ 另外可能还需要证明发生了变更的资料等。详情请咨询。

问讯处：

外国人在留综合信息中心（平日 8:30 ~ 17:15）

电话：0570-013904

电话：03-5796-7112（IP 电话，PHS、来自海外）

特別永住者の手続き

特別永住者の方の手続きは、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）で取り扱います。

特別永住許可、特別永住者証明書に関する手続きは、申請時と受領時の 2 回、窓口にお越しいただく必要があります。即日の交付はできません。申請から交付まで、おおむね 2～3 週間かかります。交付の際、窓口に来庁することが著しく困難な場合に限り、郵送での交付ができます。申請には理由書、送付用封筒および切手（774 円分）が必要です。詳しくはお問い合わせください。

特別永住許可に関する申請

■特別永住許可を受けたいとき（出生などから 60 日以内に申請）

持ち物：

(1) 申請するとき

- ・特別永住許可申請書（窓口でお渡しします）
- ・本邦で出生したことを証明する書類ほか

(2) 受領するとき

- ・交付予定通知書（決定時にお渡しします）

特別永住者証明書に関する手続き

■「氏名、生年月日、性別、国籍・地域」が変更となったとき

持ち物：

(1) 申請するとき

- ・有効な旅券（旅券を提示することができない場合は理由書）
- ・特別永住者証明書
- ・写真 1 枚（申請前 6 か月以内に撮影したもの、縦 4cm、横 3cm）
- ・変更を生じたことを証する資料

例：有効な旅券、国籍取得証明書など、韓国家族関係登録簿に基づく登録事項別証明書、出生届の追完届証明書、氏名などを変更したことによる確定判決書など

(2) 受領するとき

- ・交付予定通知書（申請時にお渡しします）
- ・特別永住者証明書

■有効期間を更新するとき

■著しいき損、汚損、IC の記録がき損したとき

持ち物：

(1) 申請するとき

- ・有効な旅券（旅券を提示することができない場合は理由書）
- ・特別永住者証明書
- ・写真 1 枚（申請前 6 か月以内に撮影したもの、縦 4cm、横 3cm）

(2) 受領するとき

- ・交付予定通知書（申請時にお渡しします）
- ・特別永住者証明書

■紛失、盗難、滅失したとき

持ち物：

(1) 申請するとき

- ・有効な旅券（旅券を提示することができない場合は理由書）
- ・写真 1 枚（申請前 6 か月以内に撮影したもの、縦 4cm、横 3cm）
- ・特別永住者証明書の所持を失ったことがわかる資料（遺失届出証明書など）

(2) 受領するとき

- ・交付予定通知書（申請時にお渡しします）

■交換を希望するとき

持ち物：

(1) 申請するとき

- ・有効な旅券（旅券を提示することができない場合は理由書）
- ・特別永住者証明書
- ・写真 1 枚（申請前 6 か月以内に撮影したもの、縦 4cm、横 3cm）

(2) 受領するとき

- ・交付予定通知書（申請時にお渡しします）
- ・特別永住者証明書
- ・交付手数料 1,600 円（収入印紙）

■「みなし特別永住者証明書」（旧・外国人登録証明書）からの切り替えのとき

持ち物：

(1) 申請のとき

- ・有効な旅券（旅券を提示することができない場合は理由書）
- ・外国人登録証明書
- ・写真 1 枚（申請前 6 か月以内に撮影したもの、

特别永住者的手续

特别永住者的手续在区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）地方办理。

关于与特别永久居住许可和特别永住者证明书相关的手续，需要在申请时和领取时分别前往窗口一次。不能当天交付。从申请到交付大约需要 2～3 周的时间。仅限交付时明确不能前来窗口办理时，可邮寄交付。申请时需要理由书、寄送用信封及邮票（774 日元）。详情敬请咨询。

关于特别永住许可的申请

■ 想获得特别永住许可时（从出生等开始 60 天及以内）

携带资料：

(1) 申请时

- 特别永住许可申请书（在窗口递交）
- 证明在日本出生的文件等

(2) 领取时

- 交付预定通知书（在决定时递交）

关于特别永住者证的申请

■ 在“姓名，出生年月日，性别，国籍和地区”发生了变化时

携带资料

(1) 申请时

- 有效护照（如果不能出示护照，需提交理由书）
- 特别永住者证
- 照片 1 张（申请前 6 个月及以内拍摄的，纵 4cm，横 3cm）
- 证明发生了变更的资料

例如：有效的护照，取得国籍证明书等，基于韩国家族关系登记簿的各登记事项证明书，出生申报的追补完成申报证明书，与变更了姓名等相关的确定判决书等。

(2) 领取时

- 交付预定通知书（申请时递交）
- 特别永住者证

■ 更新有效期间时

■ 在出现了明显毁损，污损，或者 IC 毁损时

携带资料：

(1) 申请时

- 有效护照（如果不能出示护照，需提交理由书）
- 特别永住者证
- 照片 1 张（申请前 6 个月及以内拍摄的，纵 4cm，横 3cm）

(2) 领取时

- 交付预定通知书（申请时递交）
- 特别永住者证

■ 出现遗失，被盗，丢失时

携带资料：

(1) 申请时

- 有效护照（如果不能出示护照，需提交理由书）
- 照片 1 张（申请前 6 个月及以内拍摄的，纵 4cm，横 3cm）
- 能够证明所持有的特别永住者证明书丢失的资料（遗失物申报证明书等）

(2) 领取时

- 交付预定通知书（申请时递交）

■ 希望更换时

携带资料：

(1) 申请时

- 有效护照（如果不能出示护照，需提交理由书）
- 特别永住者证
- 照片 1 张（申请前 6 个月及以内拍摄的，纵 4cm，横 3cm）

(2) 领取时

- 交付预定通知书（申请时递交）
- 特别永住者证
- 交付手续费 1600 日元（印花税票）

■ 从“视同特别永住者证”（原外国人登记证）进行转换时

携带资料：

(1) 申请时

- 有效护照（如果不能出示护照，需提交理由书）
- 外国人登记证
- 照片 1 张（申请前 6 个月及以内拍摄的，纵 4cm，横 3cm）

縦 4cm、横 3cm)

(2) 受領のとき

- 交付予定通知書（申請時にお渡しします）
- 外国人登録証明書

外国人の住民登録

■ 住民登録は、国民健康保険、国民年金などに関する事務の基礎となるものです。届出期間内（異動から 14 日以内）に必ずお届出ください。

■ 住所に関する届出の際に、在留カード、特別永住者証明書を提出することにより、出入国在留管理庁への住居地届を兼ねることとなります。お届出の際は異動される方全員分の在留カードなどをお持ちください。

- 他の区市町村や国外から世田谷区に引っ越してきた際は、「転入届」が必要です。
- 他の区市町村や国外へ引っ越す際は、「転出届」が必要です。他の市区町村へ引っ越す方は、「転出届」の際に交付する「転出証明書」を引っ越し先の自治体へ必ずお持ちください。「転出証明書」がないと、「転入届」ができませんのでご注意ください。

詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ：住民記録・戸籍課 住民記録担当

電話：03-5432-2236

- 世田谷区内でお引っ越しをした際は、「転居届」が必要です。
- 住所に関する届出は、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口（P.20）、出張所（P.24））で取り扱っています。
- 同一世帯の方以外が本人に代わり申請する場合は、本人自筆の委任状が必要です。詳しくは P.42 をご覧ください。

※ 住所に関する各種届出について、詳しくは P.40 ～をご覧ください。

※ 住民票の写しの交付などについては P.42 ～をご覧ください。

※ 印鑑登録については P.48 ～をご覧ください。

お問い合わせ：住民記録・戸籍課 住民記録

電話：03-5432-2236

外国人の方の住所変更の手続き

■ 入国時の住所の届出（入国して最初に住み始めるとき）

持ち物：後述 A、異動者全員分のパスポート、家族で転入する場合は婚姻出生など家族関係を証明する書類およびその訳文（訳者氏名の記載があるもの。※自身で訳したものでも可）

期限：入国から 14 日以内

郵送届出：不可

■ 転入届（他の区市町村から世田谷区に引っ越してきたとき）

持ち物：後述 A、B、C、F、前住所地の役所が発行した転出証明書、国民健康保険に加入する方で、国民健康保険に加入している世帯に転入することにより、世帯主が変更になる場合は、その世帯全員の国民健康保険証・介護認定を受けている方は、前住所地などの役所が発行した介護受給資格証明書（お持ちの方のみ）

期限：住み始めてから 14 日以内

郵送届出：不可

■ 転出届（世田谷区から他の区市町村や国外に引っ越すとき）

持ち物：届出人の在留カードまたは特別永住者証明書、後述 D、E、G

期限：引越しの 14 日前から

郵送届出：可（国外転出を除く）

■ 転居届（世田谷区内で引っ越したとき）

持ち物：後述 A、B、C、D、E、G

期限：住み始めてから 14 日以内

郵送届出：不可

■ 世帯変更届出

- 世帯主が変わったとき
- 世帯を分けたとき
- 世帯を一緒にしたとき

持ち物：届出人の在留カードまたは特別永住者証明書・後述 D、E、G

期限：変更してから 14 日以内

郵送届出：不可

(2) 领取时

- 交付预定通知书（申请时递交）
- 外国人登记证

详情请咨询。

讯问处：

住民登记・户籍课 住民登录主管

电话：03-5432-2236

关于外国人的住民登记

■ 住民登记是国民健康保险、国民年金等相关事务的基础。请务必在申报期限内(变动后 14 天以内)申报。

■ 在进行住所的相关申报时，提交在留卡、特别永住者证，可兼作向出入境在留管理厅申报居住地的资料。申报，请不要忘了携带全部移居者的在留卡等资料。

- 时从其他区市町村或国外搬迁至世田谷区时需要“迁入申报”。
- 向其他区市町村迁居者，请务必携带迁出申报时予以交付的“迁出证明书”前往迁住的自治体。如果没有“迁出证明书”，则不能进行“迁入申报”，请注意。

· 如果在世田谷区内进行了迁居，需要办理“迁居申报”。

- 住所的申报在区内 10 处窗口（综合支所区民窗口（P.21）、办事处（P.25））等地方办理。
- 同一家庭以外的人代替本人申请时须提交本人亲笔写的委任状。详情请查阅 P.43。

※ 关于住所的各类申报，详情请查阅 P.41 ～。

※ 关于住民票副本的交付等，请查阅 P.43 ～。

※ 关于印章登记，请查阅 P.49 ～。

讯问处：

住民登记・户籍课 住民登录主管

电话：03-5432-2236

外国人的住所变更手续

■ 入境时的住址申报（入境后开始居住时）

携带资料：后述 A，全迁移人的护照，和家人迁入时要提供可证明家人关系的资料，如结婚证、出生证等证明，并附上译文（需记载翻译者姓名，可自译）

办理手续期限：入境后 14 天以内

邮递申报：不可

■ 迁入申报（从其他区市町村迁入世田谷区时）

携带资料：后述 A，B，C，F，前住址地政府发行的迁出证明书；加入国民健康保险的人，迁入加入了国民健康保险的家庭后，户主变更时，其所有家庭成员的国民健康保险证；接受了看护认定的人为前住址地政府发行的看护受给资格证明书（只限持有者）

期限：开始住后 14 天以内

邮递申报：不可

■ 迁出申报（从世田谷区迁往其他区市町村或者国外时）

携带资料：申报人的在留卡或特别永住者证明书・

后述 D，E，G

期限：至少在搬家的 14 天前

邮递申报：可（迁往国外的除外）

■ 迁居申报（在世田谷区内搬迁时）

携带资料：后述 A，B，C，D，E，G

截止时间：开始居住后 14 天以内

邮递申报：不可

■ 户口变更申报

- 户主变更时
- 分户时
- 合户时

携带资料：申报人的在留卡或特别永住者证明书・后述 D，E，G

期限：变更后 14 天以内

邮递申报：不可

办理手续时，请持以下符合的证明书。

手続きの際は、該当する以下の書類をお持ちください。

- A 在留カードまたは特別永住者証明書（異動者全員分）
- B マイナンバーカード（個人番号カード）（お持ちの方全員分）
- C 住民基本台帳カード（お持ちの方全員分）
- D 国民健康保険証（加入者全員分）
- E 後期高齢者医療制度被保険者証（お持ちの方のみ）
- F 後期高齢者医療制度の負担区分証明書（お持ちの方のみ）
- G 介護保険被保険者証または資格者証（お持ちの方のみ）

転入届などの委任状（例）

※委任するご本人が、必ず記入してください。記入は黒色のボールペンなど（消えないもの）でお願いします。

※代理人の本人確認資料（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など）を必ずお持ちください。

※外国語で記入する場合は、必ず日本語訳文を添付してください。（訳者の氏名を明記する）

※詳しくは窓口にお問い合わせください。

（例） 委 任 状

年 月 日

世田谷区長 あて

（委任者）

住所 世田谷区

氏名

私は下記の者を代理人として（注）の権限を委任します。

（１）引越しをする人

（した人）

*全員の氏名を記入して下さい

（２）引越しをする日 年 月 日

（した日）

（３）引越し前の住所

引越し前の世帯主

（４）引越し後の住所

引越し後の世帯主

（５）電話番号（平日昼間の連絡先）

（代理人）

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日

（注）内容により「転入届出」「転居届出」「転出届出」などと記入してください。

住民登録に関する証明書の種類

■居住などを証明する書類として、住民票をとることができます。

■また、窓口にてご本人確認を行いますので、来庁される方の在留カード、特別永住者証明書、運転免許証などの日本の官公署が発行した証明書ををお持ちください。

■本人あるいは同一世帯員以外の方が申請する場合は、上記来庁者の本人確認書類に加え本人自筆の委任状が必要です。（P.46 参照）

※委任状は便せんまたは A4 程度の白紙に委任者本人が記入してください。

※委任状が外国語の場合は、必ず日本語訳文を添付してください。（訳者の住所・氏名を明記する）

※詳しくは窓口にお問い合わせください。

■住民票（除票）の写し

住民票または除票に記載されている事項を証明したもの

手数料：1 通 300 円

窓口：区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）

郵送申請：可

■住民票（除票）の記載事項証明書

■住民票または除票に記載されている事項の中で、申請者から求められた事項のみ証明したもの（ただし、氏名、住所、生年月日、性別は記載されます。）

※性別は申出により非表示または省略可能

■不在住証明書

申出の氏名、住所で住民票に記載されていないことを証明したもの

手数料：1 通 300 円

窓口：区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）

郵送申請：可

- A 在留卡，特别永住者证（全迁移人员的）
- B 个人编号卡（持证者全员）
- C 居民基本登记册卡（持证者全员）
- D 国民健康保险证（加入者全员的）
- E 后期高龄者医疗制度被保险者证（仅限持证者）
- F 后期高龄者医疗制度的负担区分证（仅限于持证者）
- G 看护保险被保险者证或资格者证书（仅限持证者）

迁入申报等的委托书（例）

- ※ 请委托人自己填写。填写请使用黑色的圆珠笔等（不易擦除）。
- ※ 代理人需要携带确认本人的资料（个人编号卡，驾驶执照，健康保险证等）
- ※ 委托书使用外语时，请一定附上日文（标明翻译人员的姓名）
- ※ 详情请向有关部门咨询。

（例） 委任状

年 月 日

世田谷区长

（委托者）

所在地 世田谷区

姓 名

将 （注）的权限委托给以下我的代理人。

（1） 搬迁者

（含搬完迁者）

※ 请填写所有的搬迁者的姓名

（2） 搬迁的预定日期 年 月 日

（搬迁日）

（3） 搬迁前所在地

搬迁前的户主

（4） 搬迁后的所在地

搬迁后的户主

（5） 电话号码（平日白天可联系的）

（代理人）

所在地

姓 名

出生年月日

年

月

日

注）请根据内容填写“迁入申报”、“迁居申报”、“迁出申报”等。

住民登记证明书的种类

- 可作为居住等证明资料领取住民票。
- 将在窗口进行本人确认，请前来办理者备好自身的在留卡、特别永住者证、驾驶执照等日本官公署发行的证明书。
- 本人及同一家庭成员以外的代理人前来申请时，除上述的自身证明文件外，还需要携带本人亲笔书写的委任状。（P.47 参照）
- ※ 委任状可以使用信笺或 A 4 大小的白纸，请委托人自己填写。
- ※ 委任状使用外语时，请一定附上日文。（标明翻译人员的姓名、住址）
- ※ 详情请向有关部门咨询。
- 住民票（注销票）的副本
- 证明住民票或注销票里记录的事项
- 手续费：1 份 300 日元
- 交付部门：区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、

办事处）

邮递申请：可

■ 住民票（注销票）的记载事项证明书

■ 在住民票或注销票记录的事项当中，仅证明申请者要求证明的事项（但统一记载姓名、住址、出生年月日、性别）。

※ 对性别如有要求，可以不显示或省略。

■ 不在住证明书

证明所申报的姓名、住所在住民票上没有记录

手续费：1 份 300 日元

交付部门：区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）

邮递申请：可

住民票に記載される項目

住民票には下記の項目が記載されます（平成 24 年 7 月 9 日以降の情報が記載されます）。

■日本人と外国人の共通項目

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所
- ・世帯主の氏名
- ・続柄
- ・転入届出の年月日
- ・前住所
- ・住民票コード
- ・マイナンバー（個人番号）

■外国人特有の項目

(1) 中長期在留者など

- ・外国人住民となった日
- ・国籍・地域
- ・通称
- ・中長期在留者などである旨
- ・在留カードなどに記載されている在留資格
- ・在留期間
- ・在留期間満了の日
- ・在留カードなどの番号

(2) 特別永住者

- ・外国人住民となった日
- ・国籍・地域
- ・通称
- ・特別永住者である旨
- ・特別永住者証明書の番号

(3) 出生、または国籍喪失から 60 日以内の方

- ・外国人住民となった日
- ・通称
- ・出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者である旨

※ 住民票に記載される項目は平成 24 年 7 月 9 日以降の情報に限られます。施行時における前住所は記載されません。

■住民票に記載される氏名

住民票に記載される氏名は、アルファベット表記を原則としています。漢字圏の国籍・地域の方は漢字表記を併記することができます。ご自身の漢字氏名が外国人登録原票において、簡体字または繁体字で登録されていた場合は、

法務省が定めた対応する正字に置き換えて記載され、これが住民票の氏名となっています。

■通称

以前の外国人登録制度で「通称名」の記載があった方については、原則として通称欄に「通称」が記載されます。また、「通称の記載および削除に関する事項：通称を記載した市区町村名、通称を記載した年月日（平成 24 年 7 月 9 日）」が住民票の備考欄に記載されました。

新たに通称を申し出る際は「通称を社会的に使用していることが確認できる資料」を複数点持参の上、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）で申出が必要です。

※ 通称を社会的に使用していることが確認できる資料の例：通称が記載された社員証、学生証などの勤務先または学校などが発行する身分証明書および、通帳、クレジットカードなど（名刺や手紙は対象となりません）。

※ 以前の外国人登録証明書に記載されていた「通称名」は在留カード、特別永住者証明書には記載されません。

■前住所、外国人住民となった日

平成 24 年 7 月 9 日（法施行日）以前から世田谷区に外国人登録していた方は、前住所欄は記載されません。外国人住民となった日は平成 24 年 7 月 9 日（法施行日）が記載されます。平成 24 年 7 月 9 日以降に区外から世田谷区に引っ越してきた場合は、従前の住所と世田谷区に住み始めた日が記載されます。

■続柄

世帯主との関係を記載します。住民票に、配偶者、子などの続柄を記載したい場合は、世帯主との続柄を証する本国の証明書の提示が必要です（外国語で作成されている場合は、必ず訳者の氏名を明記した日本語訳文を添付してください）。

■在留カードなどの番号

在留カード、特別永住者証明書の番号が記載されます。特別永住者証明書にみなされるものとして外国人登録証明書を所持している場合は、外国人登録証明書番号の下 1 桁を除く番号が記載されます。

关于住民票记载的项目

住民票将记载以下各项。(记载 2012 年 7 月 9 日之后的信息。)

■ 日本人和外国人共通项目

- ・ 姓名
- ・ 出生年月日
- ・ 性别
- ・ 所在地
- ・ 户主的姓名
- ・ 亲属关系
- ・ 迁入申报的年月日
- ・ 之前的住址
- ・ 住民票代码
- ・ 个人编号

■ 外国人特有的项目

(1) 中长期在留者等

- ・ 成为外国人居民之日
- ・ 国籍，地区
- ・ 通称
- ・ 属中长期在留者等的中心内容
- ・ 在在留卡等上记载的在留资格
- ・ 在留期间
- ・ 在留期间期满日
- ・ 在留卡等的号码

(2) 特别永住者

- ・ 成为外国人居民之日
- ・ 国籍，地区
- ・ 通称(别名)
- ・ 属特别永住者的中心内容
- ・ 特别永住者证的号码

(3) 出生，或者丧失国籍之日起 60 天内者

- ・ 成为外国人居民之日
- ・ 通称
- ・ 必须是因出生而成为过渡滞留者或因国籍丧失而成为过渡滞留者

※ 住民票记载项目仅限于 2012 年 7 月 9 日以后的信息。不记载施行之前的住址。

■ 记载在住民票上的姓名

住民票所记载的姓名原则上以拉丁字母表示，但是来自汉字圈的国家与地区者可以使用汉字来记载。您的汉字姓名使用简体字或繁体字记载于外国人登记原票，根据法务省所规定的正体字进行替换，这就成为住民票的姓名。

■ 通称

至目前为止，依据外国人登记制度而已经记载有“通称名”者，原则上在通称栏里记载其“通称”。另外，“关于记载以及删除通称名的相关事项：在住民票的备考栏里，记载了通称名的市区町村名称，年月日(2012 年 7 月 9 日)”。

申请新的通称时，自备复数的“可以确认在社会上使用通称的资料”，有必要在区内 10 处窗口(综合支所区民窗口、办事处)申报。

※ 可以确认在社会上使用的通称的资料之例：记载通称的员工证、学生证等工作单位或学校等发行的身份证明文件以及存折、信用卡等(名片以及信件除外)。

※ 至今为止记载在外国人登记证上的“通称名”，在留卡、特别永住者证则不记载。

■ 之前住址、成为外国人居民日

2012 年 7 月 9 日(新外国人在留法施行日)前在世田谷区有住民登记的外国人居民，前住址栏不予记载。成为外国人居民日一律记载为 2012 年 7 月 9 日(该法施行日)。2012 年 7 月 9 日以后从区外搬迁到世田谷区时，记载从前的住址和移住世田谷区开始日。

■ 亲属关系

记载与户主的关系。住民票中想记载配偶、子女等亲属关系时，需要提示可以证明与户主亲属关系的本国证明文件(如果是由外语制作的文件，请附上注明翻译人员姓名的日语译文)。

■ 在留卡等的号码

记载在留卡、特别永住者证的号码。持有视为特别永住者证的外国人登记证时，记载外国人登记证最后一个数字除外的号码。

住民票の写し等取得の際の委任状（例）

- ※委任するご本人が、必ず記入してください。記入は黒色のボールペンなど（消えないもの）でお願いします。
- ※代理人の本人確認資料（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など）を必ずお持ちください。
- ※外国語で記入する場合は、必ず日本語訳文を添付してください。（訳者の氏名を明記する）
- ※（11）に住民票コード、マイナンバー（個人番号）を記載した場合、住民票の写しはご本人の住所地あてに郵送します。（郵送料は本人負担）
- ※詳しくは窓口にお問い合わせください。

■外国人登録原票に係る開示請求について

平成24年7月9日以前の外国人登録原票に記載されていた情報について確認する場合は、出入国在留管理庁へ開示請求が必要です。開示請求をすることができる人は、本人・法定代理人または任意代理人です。お手続きの詳細は、下記お問い合わせください。

お問い合わせ：出入国在留管理庁総務課情報システム管理室出入国情報開示係

電話：03-5363-3005

受付時間：平日（月～金曜）午前9時～午後5時

閉庁日：土・日曜、祝日、休日、12月29日～1月3日

所在地：新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13階

（例） 委 任 状

年 月 日

世田谷区長 あて

《委任者（証明書が必要な人）》

住 所 世田谷区

※現在の住所が上記と異なる時は（ ）内に現在の住所を記入してください。

（ ）

氏名（自署）

生年月日 年 月 日

電話番号（平日昼間の連絡先）

私は下記の者を代理人として、交付申請および受領の権限を委任します。

【次の事項について、記入または○をつけてください】

（1）必要な人（証明書に記載する人）全員の氏名

（2）必要な証明書と通数

☐住民票の写し ☐除票の写し

☐住民票記載事項証明書 ☐除票記載事項証明書

世帯全員 通 世帯の一部 通

（3）使用目的

（4）世帯主との続柄

のせる ・ のせない

（5）本籍（筆頭者）【日本人の方のみ選択してください】

のせる ・ のせない

内項目は外国人の方のみ選択してください

（6）国籍・地域

のせる ・ のせない

（7）在留カード等の番号

のせる ・ のせない

（8）在留資格・期間等（第30条45規定項目）

のせる ・ のせない

（9）世田谷区に実際に住み始めた日（実質住民日）

のせる ・ のせない

（10）通称の記載および削除に関する事項（通称履歴）

のせる ・ のせない

（11）その他必要な項目（例：マイナンバー（個人番号）、履歴など）

代理人（窓口に来る人）

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

取得住民票副本等时的委托书（例）

※ 请务必委托人自己填写。请使用黑色圆珠笔（不会擦掉的）等填写。

※ 代理人需要携带确认本人的资料（个人编号卡，驾驶执照，健康保险证等）

※ 委托书使用外语时，请一定附上日文。（标明翻译人员的姓名）

※ (11) 记载了住民票代码、个人编号时，住民票的副本将邮寄至本人的住址地。（邮费本人负担）

※ 详情请向有关部门咨询。

■ 关于外国人登记原票的信息开示申请

要确认 2012 年 7 月 9 日以前的外国人登记原票记载信息，必须向出入境在留管理厅申请开示。有资格申请开示的是本人、法定代理人或任意代理人。具体手续请向以下部门咨询。

问讯处：

出入境在留管理厅总务课

信息管理室出入境信息开示系

电话：03-5363-3005

受理时间：平日（星期一～五）9:00～17:00

休息日：星期六、星期日、节假日、非办公日、12月29日～1月3日

所在地：新宿区四谷 1-6-1 四谷 TOWER 13F

（例） 委任状

年 月 日

世田谷区长

《委托者（需要证明书者）》

住 址 世田谷区

※ 如现在的地址与上述不同，请将现在的地址填写在（ ）里。

（ ）

姓名（自己签名）

出生年月日 年 月 日

电话号码日期（平日白天的联系电话）

我委任以下人为代理人，授权申请交付以及领受。

【对于下列事项，填写或画圈】

(1) 需要该证明书者（证明书中记载人）所有人员的姓名

(2) 所需要的证明书与份数

☐ 住民票的副本 ☐ 除票的副本
☐ 住民票记载事项证明书 ☐ 除票记载事项证明书
 户口全体成员 份 户口中一部分人员的 份

(3) 用途

(4) 户主的关系

记载 ・ 不记载

(5) 本籍（户主）[限于日本人选择]

记载 ・ 不记载

内项目，限于外国人选择

(6) 国籍和地区

记载 ・ 不记载

(7) 居留卡等号码

记载 ・ 不记载

(8) 居留资格，期限等。（第 30 条 45 规定项目）

记载 ・ 不记载

(9) 在世田谷区开始居住的日期（实际居住日）

记载 ・ 不记载

(10) 有关通称名的记载及删除之事项（通称名记录）

记载 ・ 不记载

(11) 其他需要的项目（例：个人号码、履历等）

代理人（前来窗口的人）

所在地

姓 名

出生年月日 年 月 日

印鑑登録・印鑑登録証明書

権利・義務にかかわる重要な書類を作る場合に必要です。登録すると、「印鑑登録証」（カード）が交付されます。「印鑑登録証」と「印鑑登録証明書交付申請書」を提出すると、「印鑑登録証明書」が交付されます。登録ができるのは、世田谷区に住民登録がある15歳以上の方です。登録する印鑑と本人確認資料を窓口にお持ちください。登録できる印鑑は、一人一個に限られます。また、一個の印鑑を複数人で登録することはできません。

■ 窓口：区内10か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）

■ 持ち物

- ・登録する印鑑
- ・本人確認資料

例：日本の官公署発行の写真入り証明書（在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、運転免許証など）

※有効期限内のもの

※コピーは不可

■ 登録できる印鑑

- ・住民票に記載されている氏名、氏、名（外国人

は通称）を彫ったもの

※氏名のカタカナ表記には別途、届出が必要です。

窓口へお問い合わせください。

※氏名、通称の表記順は、住民票の表記と同様のもの。

- ・印影の大きさが一辺8mmの正方形から一辺25mmの正方形までに収まるもの。

※大量生産印（三文判など）は避けてください。

■ 登録できない印鑑

- ・雅号などの印鑑
- ・職業など氏名以外の事項をあわせて彫ったもの
- ・印影が変化しやすい材質のもの（ゴム印、エボナイト印など）
- ・印影が不鮮明なもの、文字の判読が困難なもの
- ・輪郭が無いもの、輪郭の欠損が大きいもの
- ・印影の大きさが一辺8mmの正方形から一辺25mmの正方形までに収まらないもの

※そのほか、印影によっては登録できないものがあります。また、本人が来所できない、本人確認資料が持参できないなどの場合は、窓口へお問い合わせください。

証明書のコンビニ交付サービス

マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機から世田谷区の各種証明書等を交付することができます。

■ 利用するには

利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンが必要です。利用者証明用電子証明書またはスマホ用電子証明書に登録された暗証番号（4桁の数字）を使用します。

■ 対応している店舗

コンビニエンスストアなど

※スマホ用電子証明書搭載サービスの利用は一部店舗に限られます。

■ 交付できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・特別区民税・都民税・森林環境税の課税・納税証明書

■ 交付できない証明書

- ・除票・履歴付住民票の写し、改製原住民票の写し、住民票コード入りの住民票の写し、転出の届出をされた方を含む世帯の住民票の写し、外国人の方の通称の記載および削除に関する事項を記載した住民票の写し
- ・前年度以前の課税証明書、前々年度以前の納税証明書

※転出の届出をされた方はコンビニ交付サービスの利用ができません。

※この他、記載内容によって交付できないものもあります。

■ 証明書の交付手数料

1通 200円

■ 利用時間

午前6:30～午後11時（年末年始、メンテナンス時を除く）※店舗の営業時間によって一部異なります。

※利用できるのはマイナンバーカードの所有者本人のみです。

印章登记・印章登记证明书

在签署涉及到权利义务的重要文件时需要“印章登记证明书”。

一经登记,可获得“印章登记证”(卡)。“印章登记证”和“印章登记证明书发行申请书”提交后,可获得“印章登记证明书”。

限于在世田谷区住民登记过而满15岁以上者可以此登记。请带着登记用印章和可以确认本人的资料在办理部门办手续。一人仅限登录一个印章。另外,不可多人登录同一个印章。

■ 办理部门:区内10处窗口(综合支所区民窗口、办事处)

■ 携带资料

- ・ 登记用印章
- ・ 确认本人资料

例如:日本官公署发行的带有照片的证明书(在留卡,特别永住者证,个人编号卡,住民基本台帐卡,驾驶执照等

※ 有效期内的资料

※ 复印件不可

■ 可登记的印章

- ・ 刻有住民票所记载的姓名,姓氏,名字(外国人

用通称)的印章

※ 姓名的片假名标记有必要另行申报。请向有关部门咨询。

※ 姓名、别名的显示顺序与住民票的显示相同。

・ 规格:从边长8mm的正方形到边长25mm的正方形以内的印迹

※ 请勿使用大量生产的印章(现成的印章等)。

■ 不可登记的印章

- ・ 雅号等的印章
- ・ 职业等,姓名以外的事项刻在一起的印章
- ・ 由使用容易变化的材料于印迹变形的印章(橡胶图章,胶木印章)
- ・ 印迹不清楚,难于判读文字的印章
- ・ 无轮廓,或在轮廓上有较大损伤的印章
- ・ 印迹不能收纳在边长8mm到边长25mm的正方形之内的印章(不规格)

※ 其他还有无法登记的印章。另本人来不了区役所,不能备全本人身份证明资料时,请向有关部门咨询。

证明书的便利店发放服务

使用个人编号卡,可从全国便利店等的多功能复印机上发行世田谷区的各种证明书。

■ 利用方法

需要搭载了“利用者证明用电子证明书”的个人编号卡或是搭载了“智能机用电子证明书”的智能手机,并使用已在“利用者证明用电子证明书”或是“智能机用电子证明书”中注册的密码(4位数字)。

■ 提供服务的店铺

便利店等

※ 仅在部分店铺可使用“智能机用电子证明书”的搭载服务。

■ 可发放的证明书

- ・ 住民票副本
- ・ 印章登记证明书
- ・ 特别区民税、都民税、森林环境税的课税、纳税证明书

■ 不可发放的证明书

- ・ 除籍票・附履历的住民票副本、改制原住民票副本、含住民票代码的住民票副本、含办理了迁出申报者的家庭住民票副本、记载有外国人别称登记与删除相关事项的住民票副本
- ・ 年度以前的课税证明书、再前一年度以前的纳税证明书

※ 进行了迁出申报的人士不能利用便利店的发放服务。

※ 还包括遵照记载内容不可发放的其他证明书。

■ 证明书的发放手续费

1份200日元

■ 使用时间

6:30 ~ 23:00(年末年初、维护时除外)※ 根据店铺的营业时间有所差异。

※ 可使用者限个人编号卡的持有者本人。

※利用者証明用電子証明書の登録のお手続きや暗証番号の誤りによりロックした場合の解除のお手続きについては、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）もしくは、区内 12 か所のマイナンバーカード電子証明書手続きコーナー（上馬、梅丘、奥沢、祖師谷、上祖師谷、

若林、上町、代沢、松原、九品仏、船橋、喜多見の各まちづくりセンター内）にご本人がマイナンバーカードを持参して行ってください。

※スマホ用電子証明書の登録や暗証番号のロック解除については、マイナポータルよりお手続きください。

マイナンバーカード専用 証明書自動交付機

■ 交付できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 特別区民税、都民税・森林環境税の課税・納税証明書

■ 交付できない証明書

- 除票・履歴付住民票の写し、改製原住民票の写し、住民票コード入りの住民票の写し、転出の届出をされた方を含む世帯の住民票の写し、外国人の方の通称の記載および削除に関する事項を記載した住民票の写し
- 前年度以前の課税証明書、前々年度以前の納税証明書、未申告者などの証明書

※ほかにも交付できない場合がございますのであらかじめ窓口にお問い合わせください。

■ 証明書の交付手数料

- 1 通 200 円

■ 利用するには

- 利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンが必要です。利用者証明用電子証明書またはスマホ用電子証明書に登録された暗証番号（4桁の数字）を使用します。

※自動交付機カード、印鑑登録証、住民基本台帳カードではご利用いただけません。

マイナンバーカード専用 証明書自動交付機設置場所

- 各総合支所くみん窓口（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）

P.18 ～参照

平日（祝日、休日除く）午前 8：30 ～午後 5 時

土曜（第 3 土曜、祝日除く）午前 9 時～午後 5 時

- 各出張所（太子堂、経堂、用賀、二子玉川、烏山）
P.24 参照

平日（祝日、休日除く）午前 8：30 ～午後 5 時

※太子堂出張所は土曜（第 3 土曜、祝日除く）午前 9 時～午後 5 時までご利用いただけます。

※烏山出張所は土・日曜、祝日、休日

午前 9 時～午後 5 時までご利用いただけます。

- 各まちづくりセンター（区内 20 か所）

P.32、34 参照

平日（祝日、休日除く）午前 8：30 ～午後 5 時

- キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口

P.30 参照

毎日午前 9 時～午後 8 時

- 桜丘区民センター

平日（祝日、休日、休館日除く）午前 8：30 ～午後 5 時

※年末年始、メンテナンス日は全台休止いたします。

※利用できるのはマイナンバーカードの所有者本人のみです。

※利用者証明用電子証明書の登録のお手続きや暗証番号の誤りによりロックした場合の解除のお手続きについては、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）もしくは、区内 12 か所のマイナンバーカード電子証明書手続きコーナー（上馬、梅丘、奥沢、祖師谷、上祖師谷、若林、上町、代沢、松原、九品仏、船橋、喜多見の各まちづくりセンター内）にご本人がマイナンバーカードを持参して行ってください。

※全国のコンビニエンスストアなど（行政サービスが利用可能なマルチコピー機が設置されている店舗）でも同様にマイナンバーカードを利用し証明書をお取りいただけます。利用時間は午前 6：30 ～午後 11 時です。（店舗の営業時間によって一部異なります。）

※ 办理“利用者证明用电子证明书”注册手续或因密码错误而锁定时的解锁手续时，请由本人携带个人编号卡至区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处），或者区内 12 处个人编号卡电子证明书手续办理区（上马、梅丘、奥泽、祖师谷、

上祖师谷、若林、上町、代泽、松原、九品佛、船桥、喜多见的各社区振兴中心内）办理。

※ 智能机用电子证明书的注册或密码解锁的手续，请通过 Mynaportal 办理。

个人编号卡专用证明书自动发行机

■ 可发行证明书

- 住民票副本
- 印章登记证明书
- 特别区民税、都民税、森林环境税的课税、纳税证明书

■ 无法发行的证明书

- 除的住民票・附履历的住民票副本、改制原住民票副本、含住民票代码的住民票副本、含办理了迁出申报者的家庭住民票副本、记载有外国人别称登记与删除相关事项的住民票副本
- 年度以前的课税证明书、再前一年度以前的纳税证明书、未申告者等的证明书。

※ 其他还有无法发行证明，请事先向有关部门咨询。

■ 发行证明书手续费

- 1 份 200 日元

■ 利用条件

- 需要搭载了“利用者证明用电子证明书”的个人编号卡或是搭载了“智能机用电子证明书”的智能手机，并使用已在“利用者证明用电子证明书”或是“智能机用电子证明书”中注册的密码（4 位数字）。

※ 自动发放机卡片、印章登记证、住民基本台帐卡无法利用

个人编号卡专用证明书自动交付机器设置场所

- 综合支所区民窗口

（世田谷、北泽、玉川、砧、乌山）

参照 P.18 —

平日（节假日、非办公日除外）8:30 ~ 17:00

周六（第 3 个星期六、节假日除外）9:00 ~ 17:00

- 各办事处（太子堂、经堂、用贺、二子玉川、乌山）参照 P.25

平日（节假日、非办公日除外）8:30 ~ 17:00

※ 太子堂办事处周六（第 3 个星期六、节假日除外）的 9:00 ~ 17:00 可提供服务。

※ 乌山办事处在星期六、日、节假日、非办公日的 9:00 ~ 17:00 可提供服务。

- 各社区振兴中心（区内 20 处）

参照 P.33、35

平日（节假日、非办公日除外）8:30 ~ 17:00

- Carrot Tower 住民票・印章证明发行窗口

参照 P.31

每天 9:00 ~ 20:00

- 樱丘区民中心

平日（节假日、非办公日、休馆日除外）8:30 ~ 17:00

※ 年末年初、维护日全设备停止。

※ 可使用者限个人编号卡的持有者本人。

※ 办理“利用者证明用电子证明书”注册手续或因密码错误而锁定时的解锁手续时，请由本人携带个人编号卡至区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处），或者区内 12 处个人编号卡电子证明书手续办理区（上马、梅丘、奥泽、祖师谷、上祖师谷、若林、上町、代泽、松原、九品佛、船桥、喜多见的各社区振兴中心内）办理。

※ 全国的便利店等（店铺内设有可利用行政服务的多功能复印机）也可同样利用个人编号卡领取证明书。利用时间为 6:30 ~ 23:00。（不同店铺的营业时间存在部分差异）

マイナンバー（社会保障、税番号）制度

平成 27 年 10 月から、住民票にマイナンバー（個人番号）が記載され、通知カードにより通知されました。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で、手続きなどに利用されます。

マイナンバー（個人番号）

12 桁の番号で、住民票の記載項目のひとつです。外国籍の方でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、マイナンバーが記載されます。

■マイナンバーは、生涯同じ番号を使います。国内で住所が変わっても番号は変わりません。

※マイナンバーが漏えいし、不正に使われる恐れがある場合は、警察署などに届出た上で変更が可能です。

■日本から出国し再度入国する場合も、原則として同じマイナンバーを使用します。国外への転出届後も、マイナンバーカードまたは通知カードを保管していただき、再度入国する際にお持ちください。

個人番号通知書

マイナンバー（個人番号）を通知するためのものです。社会保障・税などの手続きの際に必要になります。新たにマイナンバーが付番された場合に限りお送りします。

平成 27 年 10 月 5 日以降お送りしていた通知カードは、令和 2 年 5 月 25 日に廃止されました。通知カードをお持ちの方は、氏名・住所などに変更がない場合に限り、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーカードは、個人番号が記載された写真付の IC カード（プラスチック製）です。申請に基づき、交付されます。

■券面記載事項

（表面）顔写真、氏名※、住所、生年月日、性別、有効期間満了日

（裏面）個人番号、氏名※

※住民票に記載のある場合は通称、旧氏を併記します。

■有効期間

- ・中長期在留者 在留期間満了日まで
- ・高度専門職第 2 号および永住者である外国人並びに特別永住者の方
18 歳以上の方 発行日から 10 回目の誕生日まで
18 歳未満の方 発行日から 5 回目の誕生日まで

■交付手数料

初回無料、再交付 1,000 円（カード 800 円、電子証明書 200 円）

■申請から交付まで

申請時または交付時のどちらか 1 回、ご本人が窓口に来所する必要があります。どちらの場合も申請から交付まで 1 ～ 2 か月かかります。

●申請時に来所する場合

- (1)世田谷区マイナンバー制度コールセンターに連絡し、あらかじめ申請窓口と来所日時を予約してください。

電話：03-3570-5031

- (2)マイナンバーカードセンター、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）に次の書類を持参してください。

※受付時に暗証番号をお預かりします。

・通知カード（お持ちの方のみ）

※受付当日回収

・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

※受付当日回収

・在留カードまたは特別永住者証明書

・顔写真（3.5cm × 4.5cm）マイナンバーカードセンターは不要

※申請前 6 か月以内に撮影されたもの

- (3)マイナンバーカードが本人限定受取郵便で送付されます。

●交付時に来所する場合

- (1)個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼って送付用封筒で郵送します。

※申請書は、マイナンバーカードセンター、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）もしくは、区内 12 か所のマイナンバーカード電子証明書手続きコーナー（上馬、梅丘、奥沢、祖師谷、上祖師谷、若林、上町、代沢、松原、九品仏、船橋、喜多見の各まちづくりセンター内）で交付します。また、ホームページ「マイナンバーカード総合サイト」からもダウンロード出来ます。

※スマートフォン、パソコン、まちなかの証明用写真機（一部の機種）からも申請できます。

- (2)カードの交付準備が整ったら、「交付通知」と「交付についてのご案内」が郵送されます。

※ご案内には受取予約方法、お持ちいただくものなどが記載されています。受取窓口（マイナンバーカードセンター、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所））と日時を予約してください。

- (3)予約日時に指定した窓口に来所し、カードを受け取ります。

个人编号（社会保障、税务编号）制度

2015 年 10 月开始，住民票上将记载个人编号，以通知卡方式告知。个人编号今后将在社会保障、税务、灾害对策领域办理手续时使用。

个人编号

为 12 位编号，属于住民票的记载项目之一。外国人士持有中长期在留者、特别永住者等在留资格，即有资格拥有住民票者，将记载个人编号。

■ 个人编号为终身使用的号码。在日本国内改变住址时不会发生变化。

※ 个人编号发生泄漏或可能被非法使用时，可向警察署等申报变更。

■ 从日本出境，并再次入境时，原则上使用相同个人编号。办理了迁出至国外的申报后，请保管好个人编号卡或通知卡，以便再次入境时使用。

个人编号通知书

为告知个人编号的资料。在办理社会保障、税务等手续时需要。仅限新发放编号时寄送。

2015 年 10 月 5 日以后寄送的通知卡在 2020 年 5 月 25 日已废除。持有通知卡的人，如姓名、住址等无变更，可继续作为个人编号的证明资料使用。

个人编号卡

个人编号卡是记载有个人编号，附照片的 IC 卡（塑料制），经申请后发放。

■ 卡片上的记载事项

（正面）脸部照片、姓名 ※、住址、出生日期、性别、有效期限届满日

（背面）个人编号、姓名 ※

※ 别名、旧姓在住民票上有记载时，将同时记载。

■ 有效期限

- ・ 中长期在留者 截止到在留期间届满
- ・ 高水准专门职业第 2 号、外国人永住者及特别永住者
 - 年满 18 岁的人士 发行日起第 10 个生日截止
 - 未满 18 岁的人士 发行日起第 5 个生日截止

■ 发放手续费

首次免费，补发时 1000 日元（其中卡片 800 日元，电子证明书 200 日元）

■ 申请至发行

申请时或发行时可自行选择一次需要本人前来窗口办理。两种情况下申请至发行均需要 1 ~ 2 个月。

● 申请时前来窗口

- (1) 请联系世田谷区个人编号制度电话中心，事先预约申请窗口和前来日期。

电话：03-3570-5031

- (2) 携带以下资料前往个人编号中心、区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）。

※ 受理时告之密码。

・ 通知卡（限持有者）

※ 受理当天回收

・ 住民基本台帐卡（限持有者）

※ 受理当天回收

・ 在留卡或特别永住者证明书

・ 证件照（3.5cm x 4.5cm）个人编号卡中心不需要

※ 申请前 6 个月以内拍摄的照片

- (3) 个人编号卡以本人限定领取的邮寄方式寄送。

● 发行时前来窗口

- (1) 在个人编号卡发行申请书上填写必要事项，粘贴脸部相片后用邮寄信封寄送。

※ 申请书在个人编号中心、区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）或者区内 12 处个人编号卡电子证明书手续办理区（上马、梅丘、奥泽、祖师谷、上祖师谷、若林、上町、代泽、松原、九品佛、船桥、喜多见的各社区振兴中心内）发行。此外，还可以从区主页。此外，可以从区主页“个人编号卡综合网站”下载。

※ 也可从智能手机、电脑、城区内的证明用照相机（部分机型）进行申请。

- (2) 卡片发行准备完毕后，将邮寄“发行通知”和“关于发行的介绍”。

※ 邮件中记载了领取方法、携带资料等内容。请预约领取窗口（个人编号中心、区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）及日期。

- (3) 在预约日期前往指定的窗口，领取卡片。

■ 受取人

- ・受取りは、原則として、ご本人に限られます。
- ・本人が 15 歳未満または成年被後見人の場合は、法定代理人が同行してください。
- ・病気、身体の障害、重度な精神・知的障害・長期出張などのやむを得ない理由により本人の来所が困難、申請者本人が高校生以下などの場合に限り、代理人による受取りが可能です。その際は、本人が来所できないことを証明する書類や、本人確認書類（顔写真付き）などが必要です。

※ 仕事が忙しいなどの理由による代理人受取りはできません。

※ マイナンバーカードの交付を受けた場合も、在留カードや特別永住者証明書は必要です。在留カード、特別永住者証明書の手続きについては P.36、38 参照

※ マイナンバーカードに関するホームページ「マイナンバーカード総合サイト」に外国語のページがあります。

英語：https://www.kojinbango-card.go.jp/en/index.html

中国語：https://www.kojinbango-card.go.jp/zh-cn/index.html

ハングル：https://www.kojinbango-card.go.jp/ko/index.html

■ 住所などを変更したとき

マイナンバーカードと在留カードなどを持って、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）で記載事項変更の手続きをしてください。

■ 在留カードを更新したとき

マイナンバーカードおよび更新後の在留カードを持って、本人が区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）でマイナンバーカード有効期間延長の手続きをしてください。ただし、在留期限を過ぎてから在留カードを更新した場合やマイナンバーカード有効期間満了日が過ぎた場合は、マイナンバーカードは失効し、有効期限延長の手続きはできません。マイナンバーカードが必要な場合は、新たに申請してください。

■ 暗証番号を失念したとき

マイナンバーカードと在留カードなどを持って本人がマイナンバーカードセンター、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）もしくは、区内 12 か所のマイナンバーカード電子証明書手続きコーナー（上馬、梅丘、奥沢、祖師谷、上祖師谷、若林、上町、代沢、松原、九品仏、船橋、喜多見の各まちづくりセンター内）で暗証番号再設定の手続きをしてください。

■ 紛失したとき

マイナンバーカード一時停止の手続きのため、マイナンバー総合フリーダイヤル（外国語：0120-0178-27）または、個人番号カードコールセンター（外国語：0570-064-738）へ電話をしてください。見つかった場合は、一時停止解除の手続き、見つからない場合は、廃止および再交付の手続きをマイナンバーカードセンター、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）でしてください。

電子証明書

マイナンバーカードには、2 種類の電子証明書（署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書）もあらかじめ登録することができます。

■ 有効期限

発行日から 5 回目の誕生日まで

在留期間がある方は満了日まで

※ 署名用電子証明書は、住所・氏名などが変更になると、使えなくなりますので、再発行の手続きをしてください。

※ 有効期間更新手続きは、有効期間終了の 3 か月前から受け付けます。

■ 手数料 200 円

※ 電子証明書を 1 種類のみ更新する場合も同じ

マイナンバー（個人番号）の手続き時の利用

社会保障・税の手続きなどの際に申請書などにマイナンバーを記載した場合は、併せて、マイナンバーカード、または通知カードおよび在留カード（または特別永住者証明書）を提示してください。

マイナンバー（個人番号）の勤務先などへの届出

■ 会社などに勤務している方やアルバイトをする方などは、勤務先へのマイナンバーの届出が必要です。届出の際には併せて、通知カード（住民票の記載内容と相違ない場合に限る。）またはマイナンバーカードのいずれかと、在留カード（または特別永住者証明書）を提示してください。勤務先では、所得税や健康保険、雇用保険などの手続きにマイナンバーを使います。

■ 配当金や保険金などの支払調書作成手続きなどのために、証券会社、生命保険会社などからも、マイナンバーの提示を求められる場合があります。

お問い合わせ：

マイナンバー担当課

電話：03-6413-9481 FAX：03-6413-9482

■ 领取人

- 领取原则上限本人。
- 本人未满 15 岁或属于已成年的被监护人时，请由法定代理人同行。
- 仅限因疾病、身体残疾、重度的精神、智力障碍、长期出差等不得已的理由导致本人无法前来领取，或者申请者本人为高中生及以下年龄等场合，可由代理人领取。此时需提供本人无法前来的证明材料、本人身份证明文件（带照片）等。

※ 因工作忙等理由不能由代理人领取。

※ 领取个人编号卡时也需要在留卡或特别永住者证明书。关于在留卡、特别永住者证明书的手续请参照 P.37、39

※ 个人编号卡相关主页“个人编号卡综合网站”上有外语页面。

英 语：<https://www.kojinbango-card.go.jp/en/index.html>

中 文：<https://www.kojinbango-card.go.jp/zh-cn/index.html>

韩 语：<https://www.kojinbango-card.go.jp/ko/index.html>

■ 变更了住址等时

请持个人编号卡和留卡等，在区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）办理记载事项变更手续。

■ 更新了在留卡时

请持个人编号卡及更新后的在留卡，由本人在区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）办理个人编号卡有效期限延长的手续。但超过在留期限后更新在留卡时或已超过个人编号卡有效期限届满日时，个人编号卡将失效，无法办理有效期限延长的手续。需要个人编号卡时请重新申请。

■ 遗忘密码时

请本人携带个人编号卡和留卡等，前往个人编号卡中心、区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处），或者区内 12 处个人编号卡电子证明书手续办理区（上马、梅丘、奥泽、祖师谷、上祖师谷、若林、上町、代泽、松原、九品佛、船桥、喜多见的各社区振兴中心内）办理密码重置的手续。

■ 遗失时

拨打个人编号综合免费热线（外语：0120-0178-27）或个人编号卡电话中心（外语：0570-064-738）办理个人编号卡临时挂失的手续。找到时请办理解除临时挂失手续，未找到时请在个人编号中心、区内 10 处窗口（综合支所区民窗口或办事处）办理作废及再发行手续。

电子证明书

个人编号卡可事先登记 2 种电子证明书（签名用电子证明书、证明使用者的电子证明书）。

■ 有效期限

从发行日至第 5 个生日为止

有在留期限的人士 届满日截止

※ 签名用电子证明书的住址、姓名等发生变更后无法再使用，请办理再次发行手续。

※ 有效期限的更新手续可在有效期限届满前 3 个月办理。

■ 手续费 200 日元

※ 只更新 1 种电子证明书时也相同

办理手续时使用个人编号

在办理社会保障、税务等手续时，申请书等若记载有个人编号，请一并提供个人编号卡或通知卡以及在留卡（或特别永住者证明书）。

向工作单位等申报个人编号

■ 在公司等上班或打工的人士，需要向工作单位申报个人编号。申报时请一并提供通知卡（仅限于住民票的登记内容没有差异时）或个人编号卡的其中一项以及在留卡（或特别永住者证明书）。工作单位在办理所得税、健康保险、雇佣保险等手续时使用个人编号。

■ 证券公司、生命保险公司等也可能要求提供个人编号，以便办理红利金、保险金等支付报告书的制作手续。

咨询：

个人号码卡业务课

电话：03-6413-9481

传真：03-6413-9482

出生・死亡

■ 出生届

日本国内で子が出生したとき

届出期間：生まれた日から 14 日以内

届 出 地：届出人の所在地あるいは出生地の区市町村の役所

届 出 人：子の父または母

提出書類：

- ・ 届書 1 通
- ・ 出生証明書
- ・ 母子健康手帳
- ・ 親の国籍がわかる書類（パスポートなど）

■ 死亡届

日本国内で死亡したとき

届出期間：死亡の事実を知った日から 7 日以内

届 出 地：届出人の所在地あるいは死亡地の区市町村の役所

届 出 人：死亡者の親族または同居者

提出書類

- ・ 届書 1 通
- ・ 死亡診断書または死体検案書
- ・ 死亡者の国籍のわかる書類（パスポートなど）

上記についての問合せ先

各総合支所くみん窓口戸籍担当

（各総合支所区民課戸籍係）P.20 参照

■ 子どもが生まれたときは、出生届とともに次の手続きが必要です。

1. 乳幼児医療証、健康保険などの申請
→ P.66、P.86 参照
2. 在留資格・在留期間の許可申請（出入国在留管理庁・30 日以内）→ P.36、38 参照
3. 本国への報告
→ 各国在日大使館、領事館にお問い合わせください。

◎ 特別永住許可申請をする場合は出生から 60 日以内に区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）での申請が必要です。

◎ 出生から 60 日以内に、特別永住許可または 3 か月を超える在留資格を取得されない場合は、住民票が消除され、国民健康保険、乳幼児医療証などの資格も喪失します。

◎ 世田谷区に住民登録している外国人の方が、外国で死亡したときには、公的機関または病院（医師）が発行した「死亡証明書」をお持ちのうえ、区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）で住民票消除の手続き（死亡の申し出）をしてください。外国語で作成された「死亡証明書」については、必ず日本語訳文を添付してください。（訳者の住所・氏名を明記する）

上記◎についての問合せ先

住民記録・戸籍課 住民記録担当

電話：03-5432-2236

区内 10 か所の窓口（総合支所くみん窓口、出張所）

婚姻・離婚

■ 日本人と外国人の場合については、各総合支所くみん窓口戸籍担当（総合支所区民課戸籍係）までお問い合わせください。P.20 参照

■ 双方が外国人である場合は、各自の在日大使館、領事館にお問い合わせください。

出生・死亡

■ 出生申报

在日本国内孩子出生时

申报期限：

出生后 14 天以内

申报地：申报人所在地或出生地市区町村办公厅

申报人：父亲或母亲

提示证件：

- ・ 申报书 1 份
- ・ 出生证明书
- ・ 母子健康手册
- ・ 请携带证明双亲国籍的文件（护照等）

■ 死亡申报

在日本国内死亡时

申报期限：死亡事实确认后 7 天以内

申报地：

申报人所在地或逝者死亡地的市区町村办公厅

申报人：死亡者的亲戚或同居人

提示证件：

- ・ 申报书 1 份
- ・ 死亡检查书或尸检证书
- ・ 可确认死亡者国籍的资料（护照等）

上述内容相关的咨询处

各综合支所区民窗口户籍主管

（综合支所区民课户籍系）参照 P.21

■ 小孩出生时，除要出生申报外还要办理以下的手续。

1. 申请乳幼児医疗证、健康保险等
→ 参照 P.67、P.87
2. 在留资格、在留期间的许可申请（30 天以内有在出入国在留管理厅办理）
→ 参照 P.37、39
3. 往自国报告
→ 请咨询各国驻日大使馆、领事馆。

◎ 申请特别永住许可时，必须在出生后 60 天之内向区内 10 处窗口（综合支所区民窗口或办事处）申请。

◎ 出生后 60 天之内，无法获得特别永住许可或取得超过 3 个月以上的在留资格时，住民票将被消除，国民健康保险、婴幼儿医疗证等资格也同时丧失。

◎ 有居民登记的世田谷区外国人，在国外死亡时，拿公共机构或医院（医生）发行的“死亡证明书”在区内 10 处窗口（综合支所区民窗口、办事处）办理清除住民票的手续（死亡申报）。有关用外语书写的“死亡证明书”，请务必附上日文翻译。（注明译者的地址和姓名）

关于上述◎的咨询处

住民登记・户籍课 居民记录主管

电话：03-5432-2236

区内 10 处窗口（综合支所区民窗口或办事处）

结婚・离婚

■ 关于日本人与外国人的情形，请向各综合支所区民窗口户籍主管（综合支所区民课户籍系）咨询。参照 P.21

■ 双方都是外国人时，请向各自的驻日大使馆、领事馆咨询。

妊娠・出産

妊娠届と母子健康手帳（親子健康手帳）などの交付

妊娠されたら、妊娠届を提出してください。マイナンバー（個人番号）確認、本人確認を行っています。その時に、健康診査や予防接種を受けるときに必要な母子健康手帳（親子健康手帳）と「母と子の保健バッグ」を交付します。外国籍の妊婦の方が日本語を読めない場合は、英語・中国語・韓国語・タイ語・タガログ語・ポルトガル語・インドネシア語・スペイン語・ベトナム語・ネパール語の母子健康手帳もあります。

配付窓口（日本語・英語）：

総合支所保健福祉センター健康づくり課、総合支所区民課、出張所、まちづくりセンター

お問合せ：世田谷保健所健康推進課

電話：03-5432-2446 FAX：03-5432-3102

ネウボラ面接（妊娠期面接・妊娠 8 か月時面談・産後面接）

世田谷版ネウボラ（妊娠期からの切れ目のない支援）として、各総合支所保健福祉センター健康づくり課に、保健師など専門職によるネウボラ・チームを配置し、妊娠中から 2 歳までのお子さんをお持ちの全ての方を対象に面接を行います。妊娠・出産・育児などの不安や悩みを気軽に相談してください。面接の申し込みは電話と区公式 LINE から

受付しています。また、ネウボラ面接の際にせたがや子育て利用券を配付しています。

※子育て利用券については P.62 参照

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課

P.22 参照

出産応援ギフト

妊娠届出書を提出し、妊娠期面接を受けた方には出産応援ギフト（妊婦 1 人あたり 5 万円相当のギフトカード等）を支給しています。

お問い合わせ：世田谷区出産・子育て応援事務局（世田谷保健所健康推進課）

電話：03-6705-0258 FAX：045-683-1718

妊婦健康診査・新生児聴覚検査

■健康診査を都内の医療機関で受診できる 14 回分の受診票と 4 回分の超音波検査、子宮頸がん検診および新生児聴覚検査各 1 回分の受診票を交付します。（受診票に記載されている検査項目を実施した場合に、一定金額を上限として助成するものであり、医療機関での指導内容や検査項目により自己負担が発生します。）

■また、里帰りなどにより都外や国外の医療機関で受診した場合には受診票は利用できませんが、後日申請することで妊婦健康診査などに要した費用を助成する制度があります。

※妊婦健康診査受診票、超音波検査受診票、子宮頸がん検診受診票・新生児聴覚検査受診票は「母と子の保健バッグ」に入っています。

お問い合わせ：世田谷保健所健康推進課

電話：03-5432-2446 FAX：03-5432-3102

妊娠・分娩

妊娠申报及母子健康手册（亲子健康手册）等的发行

怀孕后，请进行怀孕申报。申报时将确认个人编号和本人身份，并发行在健康诊查或预防接种时需要提示的母子健康手册（亲子健康手册）和“母子保健包”。对于不懂日语的外国籍孕妇，我们还准备了英语、中文、韩语、泰语、他加禄语、葡萄牙语、印度尼西亚语、西班牙语、越南语、尼泊尔语版本的母子健康手册。

分发部门（日语、英语）：

综合支所保健福利中心健康增进课、综合支所区民课、办事处、社区振兴中心

问讯处：世田谷保健所健康推进课

电话：03-5432-2446

传真：03-5432-3102

Neuvola 面谈（孕期面谈、妊娠 8 个月时的面谈、产后面谈）

世田谷版 Neuvola（孕后不间断支援）是在各综合支所保健福利中心健康增进课，配置由保健师等专业人士组成的 Neuvola 团队，向所有在孕期中到孩子 2 岁期间的母亲提供面谈。敬请随时咨询怀孕、分娩、育儿等方面的不安和烦恼。面谈申请通过电

话和区官方 LINE 账号受理。另外，面谈时还会发放世田谷的育儿利用券。

※ 关于育儿利用券请参照 P.63

问讯处：综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

分娩援助礼品

提交怀孕申报书并接受孕期面谈的孕妇将获得一份分娩援助礼品（每位孕妇将获得价值 5 万日元的礼品卡等）。

问讯处：世田谷区生育援助事务局（世田谷保健所健康推进课）

电话：03-6705-0258

传真：045-683-1718

孕妇健康检查・新生儿听觉检查

■ 发行可在都内的医疗机构接受公费健康检查的 14 次“受诊票”、4 次超声波检查和宫颈癌检查与新生儿听觉检查各 1 次的“受诊票”（实施“受诊票”上记载的检查项目时，将以一定金额为上限给予补助，根据在医疗机构的指导内容和检查项目会发生自己负担部分。）

■ 此外，因回故乡等而在东京都外或国外的医疗机构就诊时不能利用“受诊票”，但可事后申请利用对孕妇健康检查等所需费用进行补助的制度。

※ 孕妇健康检查“受诊票”，超声波检查“受诊票”和宫颈癌检查“受诊票”，新生儿听觉检查“受诊票”票都装在“母子保健包”内。

问讯处：

世田谷保健所健康推进课

电话：03-5432-2446

传真：03-5432-3102

産前・産後歯科健康診査

指定歯科医療機関で妊娠中と出産後各1回、無料で歯科健康診査を受診できる受診券を交付します。受診券は「母と子の保健バッグ」に入っています。

お問い合わせ：世田谷保健所健康推進課
電話：03-5432-2442 FAX：03-5432-3102

妊娠高血圧症候群など医療費助成

妊娠高血圧症候群などにかかっている妊婦で、医療機関に入院した場合、医療費を助成します。ただし、入院日数など資格条件があります。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

保健指導票

生活保護を受けている方や住民税非課税世帯の方などを対象に、妊婦健診と産後の母と子の健診（各1回）の費用を助成します。指定病院への受診などいくつかの条件がありますのでご相談ください。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

出産費用の援助

入院などの費用を支払うことが困難な妊産婦が、入院して分べんする場合は、指定病院での出産費用を援助します。在留カードをもって相談にお越しください。

※援助を受けるためには、事前申請が必要です。

対象

- ・住民税が非課税の世帯
- ・区民税所得割額と健康保険の出産一時金が一定額以下の世帯

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

世田谷区出産費助成制度

子どもの出産（妊娠85日以上流産・死産、死別等も含む。以下同じ）にかかる費用の一部を助成します。

対象：以下のいずれかにあてはまること

1. 出産児の住所が、出生日時時点で区内にある
2. 妊娠85日以上流産・死産の場合は、
出産日時時点で母の住所が区内にあり、
加入健康保険等から当該出産について出産育児一時金等の給付を受けている

助成額：出産児1人つき5万円

申請期限：当該出産の日から1年以内（災害等やむを得ない事由のある場合を除く）

お問い合わせ：子ども家庭課

電話：03-5432-2309 FAX：03-5432-3081

产前・产后牙科健康诊断

发放的受诊券装在“母子保健包”内，凭该券在区内指定牙科医疗机构，于怀孕期间和产后各一次，可以免费接受牙科健康诊断。

问讯处：
世田谷保健所健康推进课
电话：03-5432-2442
传真：03-5432-3102

妊娠高血压综合症等的医疗补助

因妊娠高血压综合症等住院的孕妇，可以得到医疗补助，但受住院天数等资格条件的限制。

问讯处：
综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

保健指导票

以接受生活保障的人和住民税非课税家庭为对象，补助孕妇体检和产后母子体检（各 1 次）的费用。包含有到指定医院就诊等几项条件，敬请咨询。

问讯处：
综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

分娩费用的援助

对于难以支付住院等费用的孕产妇，在住院分娩时，对在指定医院的生产费用进行补助。请携带在留卡前往咨询。

※ 获取援助需事前进行申请。

对象
・ 住民税免税的家庭
・ 区民税的所得比例额和健康保险的分娩一次性补助在一定金额以下的家庭

问讯处：
综合支所保健福利中心儿童家庭支援课
参照 P.23

世田谷区分娩费用补助制度

补助部分分娩（包括妊娠 85 日以上的流产、死产，以及孕妇死亡等情形，下同）费用。

对象：符合以下任一条件者

1. 新生儿在出生时的住址在世田谷区内
2. 妊娠 85 日以上的流产、死产的情形中，母亲分娩当天的住址在世田谷区内，并从本人加入的健康保险等领取了本次分娩的分娩育儿一次性补助等

补助金额：每个新生儿 5 万日元
申请期限：从分娩日起 1 年以内（因受灾等不得已的情况除外）

问讯处：儿童家庭课
电话：03-5432-2309
传真：03-5432-3081

両親学級

妊娠された方とそのパートナーを対象に、妊娠中の健康管理や出産に必要な知識を学べる「両親学級」を開催しています（予約制）。

お問い合わせ：世田谷保健所健康推進課
電話：03-5432-2446 FAX：03-5432-3102

乳児期家庭訪問（赤ちゃん訪問）

生後4か月までの赤ちゃんのいるご家庭を、保健師、助産師が訪問し、育児やお母さんの健康についての相談などを行います。母子健康手帳（親子健康手帳）に添付している「出生通知票（赤ちゃん訪問連絡票）」を郵送もしくはオンライン手続きにて提出をお願いします。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

子育て応援ギフト

乳児期家庭訪問（赤ちゃん訪問）を受けたご家庭に子育て応援ギフト（出生した子ども1人あたり10万円相当のギフトカードなど）を支給しています。

お問い合わせ：世田谷区出産・子育て応援事務局（世田谷保健所健康推進課）
電話：03-6705-0258 FAX：045-683-1718

せたがや子育て利用券

2歳までのお子様がいるご家庭に、産前・産後のサービスが利用できる「子育て利用券」（お子様1人につき1セット、額面1万円分）をネウボラ面接の際に配付しています。

配付場所：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

お問い合わせ：世田谷保健所健康推進課
電話：03-5432-2446 FAX：03-5432-3102

産後ケア事業

産後、育児疲れや育児不安があり、家族などからの支援を受けられない母子を対象に、宿泊・日帰り・訪問でケアを受けたり、授乳方法や育児について助産師に相談ができます。

宿泊・日帰りは産後4か月未満まで、訪問は産後1年未満までご利用いただけます。（事前登録が必要）

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

双亲班

以孕妇及其伴侣为对象举办“双亲班”，学习孕期健康管理和分娩所需要的知识（预约制）。

问讯处：
世田谷保健所健康推进课
电话：03-5432-2446
传真：03-5432-3102

婴儿期家访（婴儿访问）

保健师和助产师访问出生 4 个月以内的婴儿家庭，接受育儿和母亲健康等方面的咨询。请通过邮寄或网络手续提交附在母子健康手册（亲子健康手册）的“出生通知卡（婴儿访问联络卡）”。

问讯处：
综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

育儿援助礼品

接受婴儿家庭访问（婴儿访问）的家庭将获得一份育儿援助礼品（每个婴儿给予价值 10 万日元的礼品卡等）。

问讯处：
世田谷区生育援助事务局（世田谷保健所健康推进课）
电话：03-6705-0258
传真：045-683-1718

世田谷育儿利用券

针对有 2 岁以内儿童的家庭，在 Neuvola 面谈时分发可用于产前、产后服务的“育儿利用券”（每个孩子 1 份，1 万日元面值）。

发放地点：
综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

问讯处：
世田谷保健所健康推进课
电话：03-5432-2446
传真：03-5432-3102

产后护理服务

对于存在产后、育儿疲劳或育儿不安，且无法从家属等获得支持的母子，助产师能提供住宿、当天往返、上门访问护理，或关于哺乳方法、育儿等方面的咨询。住宿、当天往返护理限产后 4 个月内，上门访问护理限产后 1 年以内。（需要事先登记）

问讯处：
综合支所保健福利中心儿童家庭支援课
参照 P.23

子育て

保育園の入園手続きについて詳しく説明した冊子「保育のごあんない」を配っています。

言語：英語

場所：保育課、総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課

新 BOP 学童クラブのしくみや手続きをわかりやすく説明した英語の案内や入会に必要な書類を配っています。

言語：英語

場所：児童課の窓口

乳幼児健康診査

診査名	内容	受診場所
1 か月児健康診査	一般健康診査	指定なし（個別受診） ※区は受診費用の一部を助成
3・4 か月児健康診査	一般健康診査（身体測定、診察など）	健康づくり課 P.22 参照
6～7・9～10 か月児健康診査	一般健康診査	都内指定医療機関
1 歳 6 か月児健康診査	一般健康診査	区内指定医療機関
	歯科健康診査	健康づくり課 P.22 参照
2 歳 6 か月児歯科健康診査	歯科健康診査	区内指定医療機関
3 歳児健康診査	一般健康診査、歯科健康診査	健康づくり課 P.22 参照

※該当者には、それぞれお知らせします。

※英語の案内があります。必要な方は請求してください。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

予防接種

各予防接種の接種対象となる方には、区から通知します。

予防接種対象年齢

種別	6 週	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	7 か月	8 か月	9 か月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳
小児用肺炎球菌（4 回）																									
B 型肝炎（3 回）																									
ロタウイルス （2 回または 3 回）																									
5 種混合（ジフテリア・百日せき・ 破傷風・ポリオ・ヒブ）（4 回）																									
二種混合（ジフテリア・破傷風）（1 回）																									
BCG（1 回）																									
水痘（2 回）																									
麻しん風しん混合（MR）（2 回）																									
日本脳炎（4 回）																									
子宮頸がん予防（3 回）																									

※ 上表の■および□は、法で定められた定期の予防接種の期間です。■は病気にかかりやすい時期を考慮して定められた期間（標準的な接種期間）です。

注 1：MR 第 1 期は、生後 12 か月以上 24 か月未満の 1 年間です。

注 2：MR 第 2 期は、小学校就学前の 1 年間です。

育儿

随时领取关于保育园的入园手续的详细手册“保育指南”。

语言：英语

随时领取关于新 BOP 学童俱乐部的结构和手续详细说明了的英文手册和入会资料。

语言：英语

地点：儿童课窗口

婴幼儿健康检查

检查名	内容	就诊地点
1 个月婴儿健康检查	一般健康检查	无指定地点（单独就诊） ※ 世田谷区会补助部分就诊费用
3・4 个月婴儿健康检查	一般健康检查（身体测定、诊察等）	健康增进课参照 P.23
6～7、9～10 个月婴儿健康检查	一般健康检查	都内指定的医疗机构
1 岁半幼儿健康检查	一般健康检查	区内特定医疗机构
	1 岁半牙科健康检查	健康增进课参照 P.23
2 岁半幼儿牙科健康检查	牙科健康检查	区内指定医疗机构
3 岁幼儿健康检查	一般健康检查，牙科健康检查	健康增进课参照 P.23

※ 向该当者发送通知。

※ 备有英文介绍。需要者请提出要求。

问讯处：综合支所保健福利中心健康增进课 参照 P.23

预防接种

对于各预防针对象者，由区另行通知。

预防接种对象年龄

类别	6 周	2 个月	3 个月	4 个月	5 个月	6 个月	7 个月	8 个月	9 个月	1 岁 (岁)	2 岁	3 岁	4 岁	5 岁	6 岁	7 岁	8 岁	9 岁	10 岁	11 岁	12 岁	13 岁	14 岁	15 岁	16 岁
小儿用肺炎链球菌（4 次）																									
乙型肝炎（3 次）																									
轮转病毒 （2 次或 3 次）																									
5 种混合（白喉、百日咳、破伤风、 脊髓灰质炎、流感嗜血杆菌）（4 次）																									
二合一（白喉、破伤风）（1 次）																									
BCG（1 次）																									
水痘（2 次）																									
麻疹风疹（MR）（2 次）																									
日本脑炎（4 次）																									
子宫颈癌预防（3 次）																									

※ 前一页表中的■以及□是法律规定的定期预防接种时间。■是考虑到孩子易患病的时期而规定的时间（标准接种时间）。

注 1：MR 第 1 期在生后 12 个月以上 24 个月未满的 1 年间接种。

注 2：MR 第 2 期在就读小学前 1 年接种。

幼児の麻しん・風しん予防接種未接種者への対応

区は、幼児などの麻しん・風しんに対する感染予防や発病防止などを目的として、免疫力向上のためにワクチンの2回接種の徹底を図ります。そのため、第1期・第2期の未接種者に対し、公費負担による任意の予防接種を実施します。

種別	対象者	実施方法	接種場所
第1期（1歳から1歳11か月まで）の未接種者	2歳から第2期の対象期間にいたるまでの幼児	申請により、接種予診票を発行します。	区内の実施医療機関 ※区外では接種できません。
第2期（小学校入学年の1年前から翌年の3月31日まで）の未接種者	小学校1年生から18歳まで		

お問い合わせ：世田谷区予防接種コールセンター（世田谷保健所感染症対策課）

電話：03-5432-2437 FAX：03-5432-3022

子ども等医療費助成

国民健康保険など各健康保険に加入している18歳到達後最初の年度末（3月31日）までの世田谷区内に住所がある児童の医療費の一部（健康保険適用の自己負担分など）を助成します。

お問い合わせ：子ども家庭課

電話：03-5432-2309 FAX：03-5432-3081

子どものインフルエンザ予防接種費用の助成

1～15歳（中学生まで）の子どもが10月1日～翌年1月31日までに区内の指定医療機関で接種した場合、接種1回につき1,000円を助成します。助成券は区内の指定医療機関にありますので、ご利用ください。

お問い合わせ：世田谷区予防接種コールセンター（世田谷保健所感染症対策課）

電話：03-5432-2437 FAX：03-5432-3022

その他の医療費助成

- ・赤ちゃんの出生時の体重が2,000g以下の場合や医師が入院養育を必要と認めた場合
- ・大気汚染にかかわる気管支ぜん息などの疾病にかかっている方
- ・心疾患、小児がん、腎疾患などの小児慢性疾患にかかっている児童
- ・精神障害の入院治療を受ける児童
- ・身体に障害があり、手術により確実な治療効果が期待される児童

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

- ・18歳未満で結核にかかっている方が、その治療のため指定医療機関に長期入院した場合、入院医療の給付と学用品の援助を受けることができます（世帯収入に応じた負担額あり）。

お問い合わせ：世田谷保健所感染症対策課

電話：03-5432-2370 FAX：03-5432-3022

未接种幼儿麻疹、风疹预防接种情况的对应

本区为了预防幼儿等感染和患麻疹、风疹疾病，为了提高免疫力，彻底执行 2 次疫苗接种工作。为此，对于第 1 期和第 2 期末接种的幼儿，实施公费的任意接种。

类别	对象	实施方法	接种地点
第 1 期（1 岁至 1 岁零 11 个月）的未接种幼儿	2 岁至第 2 期接种对象期间的幼儿	按申请，发放接种预诊单。	区内的实施医疗机构 ※ 区外不能接受接种。
第 2 期（上小学的一年以前至次年 3 月 31 日为止）的未接种儿童	小学 1 年级至 18 岁		

问讯处：世田谷区预防接种电话中心（世田谷保健所传染病对策课）

世田谷保健所传染病对策课

电话：03-5432-2437 传真：03-5432-3022

儿童等医疗费补助

对加入了国民健康保险等各种健康保险的，到满 18 岁后的最初年度末（3 月 31 日）为止的在世田谷区内拥有住所的部分儿童医疗费（适用健康保险的自己负担部分等）进行补助。

问讯处：儿童家庭课

电话：03-5432-2309 传真：03-5432-3081

儿童流感疫苗接种费用补助

1～15 岁（截止到初中生）的孩子在 10 月 1 日～次年 1 月 31 日之前到城区内的指定医疗机构接受接种时，接种 1 次补助 1,000 日元。区内指定的医疗机构备有补助券，敬请利用。

问讯处：世田谷区预防接种电话中心（世田谷保健所传染病对策课）

电话：03-5432-2437 传真：03-5432-3022

其他医疗费补助

- ・ 婴儿出生时的体重在 2,000 克以下或医生认为有必要住院养护时
- ・ 关于患有与大气污染相关的支气管哮喘等疾病的患者
- ・ 患有心脏病，小儿癌，肾脏性疾病等小儿慢性病的儿童
- ・ 患有精神障碍并接受入院治疗的儿童
- ・ 有身体残疾，经手术后有望获得治疗效果的儿童

问讯处：综合支所保健福利中心健康增进课 参照 P.23

- ・ 未满 18 周岁患有结核的人，在指定医疗机构长期住院治疗时，可获得住院的费用给付和学习用品的援助（根据家庭收入有负担金额）。

问讯处：世田谷保健所传染病对策课

电话：03-5432-2370 传真：03-5432-3022

ひとり親家庭への支援

「ひとり親家庭」とは、次のいずれかに該当する18（20）歳未満の児童を養育している家庭をいいます（制度によって対象となる方が異なります）。

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が重度の障害を有する児童
- ・ 父または母が生死不明である児童
- ・ 父または母に1年以上遺棄されている児童

- ・ 父または母が配偶者からの暴力（DV）で裁判所からの保護命令を受けた児童
- ・ 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・ 母の婚姻によらないで出生した児童（※事実婚の場合を除く）

暮らしや住まいの支援、手当、医療費助成、就業の支援、相談、情報提供などのサービスがあります。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

子ども・ひとり親家庭などに関する手当など ※いずれも申請手続きが必要です。

手当	支給要件	所得制限	お問い合わせ
児童手当	18歳到達後最初の年度末（3月31日）を迎えるまでの児童を養育している方で、世田谷区内に住所がある方。 ※制度改正により、令和6年10月分から上記内容に変更します。	なし	子ども家庭課 電話：03-5432-2309 FAX：03-5432-3081
児童育成手当（育成手当）	18歳到達後最初の年度末（3月31日）までの児童を養育しているひとり親家庭など。	あり	総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照
児童育成手当（障害手当）	心身に障害（身体障害者手帳2級程度以上、愛の手帳3度程度以上、脳性麻痺（まひ）、進行性筋萎縮（いしゅく）症）のある20歳未満の児童を養育している場合。ただし、児童が施設に入所している場合を除く。	あり	
児童扶養手当	18歳到達後最初の年度末（3月31日）までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭など。	あり	
特別児童扶養手当	心身に重度または中度程度の障害（身体障害者手帳3級（一部除く）程度以上・一部4級程度、愛の手帳3度程度以上、その他の内部障害、精神障害、疾病など）のある20歳未満の児童を養育している場合。ただし、児童が施設に入所している場合を除く。 ※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。	あり	
ひとり親家庭等医療費助成制度	各種健康保険に加入していて、18歳到達後最初の年度末（3月31日）までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭などの方に、保険診療内の自己負担分の一部を助成します。	あり	

日常生活用具の給付 ※所得に応じて自己負担があります。

小児慢性特定疾病児童のいる家庭に、必要に応じて入浴補助用具、特殊寝台、歩行支援用具、紫外線カットクリームなどの日常生活用具を給付しま

す。（児童福祉法、障害者総合支援法の給付を優先）
お問い合わせ：総合支所保健福祉センター保健福祉課 P.22 参照

对单亲家庭的支援

“单亲家庭”指属于以下各项之一，并养育有不足18(20)岁未成年人的家庭(所指对象因制度而异)。

- 父母离了婚的未成年人
- 父亲或者母亲去世了的未成年人
- 父亲或者母亲有重度障碍的未成年人
- 父亲或者母亲生死不明的未成年人
- 被父亲或者母亲遗弃1年及以上的未成年人

· 父亲或者母亲因来自配偶者的暴力(DV)而收到法院保护命令的未成年人

- 父亲或者母亲被依法拘禁1年及以上的未成年人
- 母亲非婚生的未成年人(※事实婚的情况除外)

有关于对生活和住所的支援、津贴、医疗费补助、就业支援，咨询和信息提供等的服务。详情请咨询。

问讯处：综合支所保健福利中心儿童家庭支援课

参照 P.23

儿童・单亲家庭等补贴 ※ 均需要办理申请手续。

补贴种类	支付条件	收入限制	问讯处
儿童补贴	养育有到满18岁后第一个年度末(3月31日)的儿童，并在世田谷区内持有地址者。	无	儿童家庭课 电话：03-5432-2309 传真：03-5432-3081
	* 由于制度改革，2024年10月开始变为上述内容。		
儿童养育补贴(养育补贴)	养育有到满18岁后的第一个年度末(3月31日)为止的儿童的单亲家庭等。	有	综合支所保健福利中心 儿童家庭支援课 参照 P.23
儿童养育补贴(残疾补贴)	适用于抚养身心存在障碍(身体残疾人手册2级以上、仁爱手册3度以上，患有脑性麻痹、进行性肌肉萎缩症)的未满20岁的青少年。但儿童进入福利院时除外。	有	
儿童抚养补贴	养育有到满18岁后的第一个年度末(3月31日)为止的儿童(有中度以上身体残疾时到未满20岁)的单亲家庭等。	有	
特别儿童抚养补贴	适用于抚养身心重度或中等程度障碍(身体残疾人手册1~3级(一部分除外)程度·一部分4级、仁爱手册3度程度以上、患有其他内部残疾、精神障碍、疾病等)的未满20岁的青少年。但儿童进入福利院时除外。 ※ 当患有多项障碍时，就算个别障碍不如上述程度，也有能够符合条件的情况。	有	
单亲家庭等医疗费补助制度	加入了国民健康保险等各种健康保险，养育有到满18岁后的第一个年度末(3月31日)为止的儿童(有中度以上残疾时到未满20岁)的单亲家庭人士，补助保险诊疗中的自己负担部分的一部分。	有	

日常生活用具的补助 ※ 根据收入有负担金额。

对有小儿慢性特定疾患的儿童的家庭，根据需要，提供入浴辅助用具、特殊床铺、步行支持用具、紫外线防晒乳等日常生活用具。

(儿童福祉法和障碍者综合支援法的给付优先)

问讯处：

综合支所保健福利中心保健福利课

参照 P.23

子ども・子育て相談窓口

せたがや子ども・子育てテレフォン（日本語）

妊娠・子育て中の保護者または子ども本人からの
夜間・休日の電話相談

時間：月～金曜 午後5時～10時

土・日曜、祝日（12月29日～1月3日を除く）午前9時～午後10時

電話：03-5451-1211

親子のための相談 LINE

子育てや親子関係について悩んだときに、子ども（18歳未満）とその保護者の方などがLINEで相談できます。

時間：月～金曜 午前9時～午後11時

土・日曜、祝日、年末年始 午前9時～午後5時

▼友だち登録はこちら



（こども家庭庁）

せたがやホッと子どもサポート（せたホッと）

〔世田谷区子どもの人権擁護機関〕

世田谷区に在住または、区内の学校・施設などに通っている18歳未満の子どものいじめなどの権利侵害について相談できます。必要に応じて調査・調整・要請などを行うことができます。

時間：月～金曜 午後1時～8時

土曜 午前10時～午後6時

（祝日、休日、12月29日～1月3日を除く）

電話：0120-810-293（フリーダイヤル）

FAX：03-3439-6777

所在地：〒156-0051 宮坂3-15-15 子ども・子育て総合センター3階

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/1398.html>

子ども相談メールフォーム：<https://www.city.setagaya.lg.jp/kodomosoudan/15531.html>

子ども・子育て支援

赤ちゃん・子どものショートステイ

保護者の病気や出産、育児疲れ・育児不安、家族の介護などで一時的に子どもの養育ができなくなったときに、0～12歳のお子さんを乳児院や児童養護施設などでお預かりします。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

トワイライトステイ

保護者が仕事などで、①帰宅が遅くなるとき、②祝日・休日に不在となるときに、小学生のお子さんを区内の児童養護施設でお預かりします。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

ほっとステイ

理由を問わず、未就学のお子さんをお預かりします。登録や予約の方法、実施日、利用料などは、施設によって異なりますので、お問い合わせください。

おでかけひろば

未就学（主に0～3歳）の子どもと親と一緒に遊んだり、お友だちを作ったり、楽しいひとときを過ごせる憩いの場です。スタッフが常駐し、子育てに関する相談や情報提供を行います。

三軒茶屋 子ワーキングスペース「チャチャチャ」

区内在住で中学生までの子どもの保護者がデスクワークを行えます（施設内で子どもの預かりはありません）。

新型コロナウイルスの影響により、働き方などに影響を受けた方で、スキルアップを目的とした区内在住の方もご利用いただけます。

電話：03-3411-6604

所在地：太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2階

発達障害相談・療育センター「げんき」

知的な遅れを伴わない発達障害やその疑いのあるお子さん、およびその家族の方を対象に、相談や療育などの支援を行います。（相談は無料、療育は児童福祉法に基づく児童発達支援および放課後等デイサービスの法定料金）

電話：03-5727-2236

所在地：大蔵2-10-18 大蔵二丁目複合型子ども支援センター3階

時間：月～土曜（祝日、12月29日～1月3日を除く）午前9時～午後6時※日本語のみ

未成年人・育儿咨询窗口

世田谷育儿电话（用日语）

妊娠育儿中的监护人或孩子本人在夜间及休息日通过电话咨询

时间：星期一～五 17:00～22:00

星期六、日、节假日（12月29日～1月3日除外）9:00～22:00

电话：03-5451-1211

亲子咨询 LINE

如果您有育儿或亲子关系等方面的烦恼，孩子（不满18岁）和监护人可以通过LINE咨询。

时间：周一至周五 9:00 - 23:00

周六、周日、节日、年末年初 9:00 - 17:00

▼添加好友



（儿童家庭厅）

世田谷未成年人支援（Seta Hotto）

〔世田谷区未成年人的人权保护机构〕

在世田谷区居住或者在区内学校和设施等就学的不满18岁未成年人遭遇霸凌等侵权行为时可以咨询。将根据需要进行调查、协调和请求介入等。

受理时间等：周一～五 13:00～20:00

周六 10:00～18:00

（节假日、休息日、12月29日～1月3日除外）

电话：0120-810-293（免费电话）

传真：03-3439-6777

所在地：邮编156-0051 宫坂3-15-15

未成年人 / 育儿综合中心3楼

网站：

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/1398.html>

未成年人咨询电子邮件格式：

<https://www.city.setagaya.lg.jp/kodomosoudan/15531.html>

儿童・育儿支援

婴儿・儿童的短期照看

监护人因患病和分娩、育儿疲劳・育儿不安、看护家人等而临时无法养育孩子时，0～12岁的孩子可在婴儿院或儿童养护设施等照看。

问讯处：综合支所保健福利中心儿童家庭支援课
参照 P.23

夜间托管服务

监护人因工作①回家晚时、②节假日・休息日不在时，以小学生儿童为对象在区内的儿童养护设施提供托管服务。

问讯处：综合支所保健福利中心儿童家庭支援课
参照 P.23

放心照看

无需任何理由，都可帮忙照看未入学的儿童。登记和预约的方法、实施日、利用费用等因设施而异，敬请咨询。

儿童娱乐场所

是未上学（主要是0岁到3岁）的儿童和父母一起玩耍，交朋友，度过快乐时光的休息场所（免费）。

有工作人员常驻，提供与育儿相关的咨询服务和信息。

三轩茶屋 子 working space “chachacha”

区内在住的初中生为止的孩子监护人，能够在此进行事务工作（设施内不托管儿童）

由于新型冠状病毒的原因导致工作方式受到影响的区民，为了提升技能也能够利用此设施。

电话：03-3411-6604

所在地：太子堂2-16-7 世田谷产业广场2楼

发达障碍咨询和医疗保育中心 “Genki”

该设施对不伴有智力落后的发达障碍或者有其可能性的小孩及其家属进行支援，包括接受咨询，医疗保育的支援。（咨询免费、医疗保育收取基于儿童福祉法的儿童发达支援以及放学后等的日间照料的法定费用）

电话：03-5727-2236

所在地：大藏2-10-18 大藏二丁目复合型 未成年人支援中心3楼

时间：周一～周六（节假日、12月29日～1月3日除外）9:00～18:00 ※ 仅日语

子育てステーション発達相談室

発達障害またはその疑いのあるお子さんについて専門職による発達相談を行います。相談内容に応じてアドバイスや関係機関のご紹介、継続的な相談・面接を行います（相談は無料です。事前に予約が必要です）。※日本語のみ

児童相談所

18歳未満の子どもに関する養護、障害、非行、育成などの相談を電話または来所により受け付けます。

電話：03-6379-0697 FAX：03-6379-0698

所在地：〒156-0043 松原6-41-7

業務時間：午前8：30～午後5時

閉庁日：土・日曜、祝日、12月29日～1月3日

児童館

児童館では地域の子育てを応援するおでかけひろばなどを設け、子育て世代の仲間づくりや情報提供・相談などを行っています。また、こどもまつり・野外キャンプなど様々な行事を通して児童の健全育成や中高生世代の居場所づくりを図っています。

お問い合わせ：児童課

電話：03-5432-2306～7 FAX：03-5432-3016

または最寄りの児童館へ。

利用時間：午前9：30～午後6時

休館日：月曜、第2・第4日曜、祝日（5月5日を除く）、12月29日～1月3日

※下記5館は週2回、午後7時まで開館。ただし、午後6時～7時は中高生世代の利用に限る。

池尻児童館・玉川台児童館：水・土曜

代田児童館：金・土曜

喜多見児童館・粕谷児童館：木・金曜

新BOP

「BOP」と「学童クラブ」を併せた「新BOP事業」を区立小学校全校で行っています。

■学童クラブ

保護者が就労などにより、放課後家庭で保護・育成ができないなど、所定の入会基準を満たす区内在住または区立小学校在籍の小学1～3年生の児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供しています。ただし、心身の発達などにより、個別的配慮が必要な児童は6年生までです。時間は下校時から午後6：15まで、学校休業日は午前8：15から午後6：15までです。また、子ども一人ひとりの今の成長と育ちを支える「育成支援」を充実するという観点から、午後7時までご利用希望がある時に、実施時間の延長（月～金曜）を行っています。希望される場合は別途申請が必要です。

■BOP

BOPとは「Base Of Playing：遊びの基地」という意味です。異なる年齢の子どもたちが一緒になって遊び、友達の輪を広げていくことで、児童の健全育成をめざします。対象は、通学している区立小学校の1～6年生の児童です。時間は夏季（3月～9月）は下校時から午後5時まで、冬季（10月～2月）は下校時から午後4：30までです。

お問い合わせ：児童課

電話：03-5432-2308 FAX：03-5432-3016

地域学校連携課

電話：03-5432-2739 FAX：03-5432-3025

小学校の「遊び場開放」

区立小学校の校庭を子どもたちの安全な遊び場として開放しています。

開放日：土・日曜、祝日、学校休業日など

利用対象：児童、幼児 ※幼児は大人の付き添いが必要です。

お問い合わせ：地域学校連携課

電話：03-5432-2723 FAX：03-5432-3025

就学前の子どもの保育

幼稚園と保育施設

「幼稚園」が、就学前の子どもの教育目的の施設であるのに対して、「保育施設」は、保護者が働いたり、病気のために昼間保育ができない場合に保護者の代わりに保育をする児童福祉施設です。それぞれ、管轄や機能は異なりますが、集団生活の中で乳幼児の成長を助長するという面では同じ

意義をもっています。

※幼稚園についてはP.76 参照

保育園

対象：就学前の子ども

申し込み資格：仕事や病気などのために、家庭で保育できない保護者

育儿站发达咨询室

针对有发达障碍或者有其可能性的小孩，由专业人员接受发达咨询。根据咨询内容，提出建议，介绍相关机构，并接受持续咨询和面谈（咨询免费。需要事先预约）。※ 仅日语

儿童咨询所

关于未满 18 岁孩子的养护、残疾、不良行为、培养等，可受理电话或来所咨询。

电话：03-6379-0697 传真：03-6379-0698

所在地：邮编 156-0043 松原 6-41-7

工作时间：8:30～17:00

休息日：星期六、日、节假日，12月29日～1月3日

儿童馆

在儿童馆设有地区支援育儿的“外出广场”等，为育儿父母提供交友、信息和咨询的平台。也希望通过儿童节、野营等各种各样的活动，帮助儿童健康成长，并为初高中学生提供舒适空间。

问讯处：儿童课

电话：03-5432-2306～7

传真：03-5432-3016

或询问附近的儿童馆。

开放时间：9:30～18:00

休馆日：星期一、第2・第4个星期日、节假日（5月5日除外）、12月29日～1月3日

※ 下述 5 馆每周 2 次，开馆至 19:00。

但 18:00～19:00 仅限初高中群体使用。

池尻儿童馆・玉川台儿童馆：星期三、星期六

代田儿童馆：星期五、星期六

喜多见儿童馆・粕谷儿童馆：星期四、星期五

新 BOP

“BOP”和“学童俱乐部”合并的“新 BOP 事业正在在所有的区立小学校进行

■ 学童俱乐部

以监护人因就业等原因不能在放学后在家保护培育孩子等，符合所定的入会标准，居住在区内或小学 1 年级至 3 年级在校生（因身心成长，发育等原因需要某些个别关照的孩子到 6 年级）的儿童为对象，向他们提供合适的游玩与生活场所。时间是下课后至 18:15，学校休息日为 8:15 至 18:15。并且为支持每个儿童正常的成长发育，更充分地实施“成育支援”，对提出希望者可以延长利用时间至 19:00（星期一～五）。需要者必须单独申请。

■ BOP

BOP 是“Base Of Playing：游玩基地”的意思。不同年龄的孩子可以在一起玩耍，广交朋友，健康茁壮地成长。对象为在区立小学上学的 1 年级至 6 年级的学生。时间是夏季（三月至九月）放学后到 17:00，冬季（十月至二月）放学后到 16:30。

问讯处：儿童课

电话：03-5432-2308 传真：03-5432-3016

各地区学校间业务合作课

电话：03-5432-2739 传真：03-5432-3025

小学的“游戏场所开放”

把区立小学的校园作为儿童们的安全游戏场所开放。

开放日：周六，周日，节日，学校休课日等

利用对象：儿童、幼儿 ※ 幼儿需要大人陪伴。

问讯处：各地区学校间业务合作课

电话：03-5432-2723 传真：03-5432-3025

学龄前儿童保育**幼儿园与保育设施**

“幼儿园”是以教育学龄前儿童为目的的设施，而“保育设施”则是在监护人因工作、疾病等原因不能在白天照看孩子的情况下，代为照看儿童的福利设施。尽管其管辖与功能各不相同，但在帮助婴幼儿在集体生活中成长这方面有着同样的意义。

※ 关于幼儿园请参照 P.77

保育园

对象：学龄前儿童

报名资格：白天因工作与生病等原因，不能在家照顾孩子的监护人。

入園の決め方：申請に基づいて保育の必要性の高い順に決めます。

申し込み・お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

保育園以外にも保育室、保育ママ、認証保育所などの保育施設があります。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

認定こども園

幼児教育・保育を一体的に提供し、地域の子育て支援を行います。保育園機能の申し込みは、「保育園」と同様です。幼稚園機能の申し込みは、各施設に直接お問い合わせください。

地域型保育事業

0～2歳のお子さんを保育する事業です。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業などがあります。申し込み方法は「保育園」と同様です。

保育に関するお問い合わせ：保育課

電話：03-5432-2325 FAX：03-5432-3018

幼児教育・保育無償化

幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設などを利用する3歳から5歳クラスの全世帯および0歳から2歳クラスの住民税非課税世帯のお子さんの保育料が無償化されます（※一部限度額あり）。

認可外保育施設や、幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）の預かり保育などを利用しているお子さんの保育料の無償化には、保育の必要性の認定を受ける必要があります。認定を受けていない方は「給付認定申請書」を保育認定・調整課入園担当にご提出ください。

認可保育園などの保育料、保育の必要性の認定について

保育認定・調整課 入園担当

電話：03-5432-1200 FAX：03-5432-1506

認可外保育施設などの無償化について

保育認定・調整課 認可外保育施設担当

電話：03-5432-2313 FAX：03-5432-3018

新制度未移行幼稚園の無償化について

子ども・若者支援課

電話：03-5432-2066 FAX：03-5432-3016

新制度移行幼稚園、私立認定こども園（幼稚園枠）の無償化について

保育課

電話：03-5432-2966 FAX：03-5432-3018

区立幼稚園、区立認定こども園（幼稚園枠）の無償化について

乳幼児教育・保育支援課

電話：03-6453-1531 FAX：03-6453-1534

保育料負担軽減補助制度

認証保育所、保育室、保育ママおよびその他の一部の要件を満たす認可外保育施設については、世帯の所得に応じて保育料を助成する制度があります。助成を受けるには各種要件があります。

お問い合わせ：保育認定・調整課

電話：03-5432-2313 FAX：03-5432-3018

緊急保育

病気や出産で保護者が入院するなど昼間一時的に子どもの世話ができないとき、区立保育園などで保育します。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

一時保育

保護者が短期間の就労や通学、通院などで昼間一時的に子どもの世話ができないとき、保育園、指定保育室などで保育します。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

病児・病後児保育室

保育園などに通っている乳幼児が病気やケガなどで、集団保育が困難な時期に、専用施設で一時的に預かります。

お問い合わせ：保育課

電話：03-5432-2325 FAX：03-5432-3018

入园方法：根据申请视保育的必要性而定。

报名、问讯处：综合支所保健福利中心儿童家庭支援课 参照 P.23

除了保育园之外，还有保育室，保育妈妈，认证保育所保育所等保育设施。

问讯处：综合支所保健福利中心儿童家庭支援课 参照 P.23

认定婴幼儿园

提供一体化幼儿教育 and 保育，对各地区提供育儿支援。保育园部门的申请方法与“保育园”相同。幼儿园部门的申请请向各设施咨询。

地区型保育事业

本事业对 0～2 岁的儿童提供保育服务，包括家庭型保育事业、小规模保育事业、事业所内保育事业等。申请方法与“保育园”相同。

有关保育的咨询：保育课

电话：03-5432-2325 传真：03-5432-3018

幼儿教育・保育无偿化

利用幼儿园、保育园、认定儿童园、认可外保育设施等 3 岁到 5 岁班级的所有家庭，以及 0 岁到 2 岁班级的住民税非课税家庭，适用保育费无偿化（※部分有限额）。

利用非认可保育设施、幼儿园・认定儿童园（幼儿园部分）托管保育等的儿童要适用保育费无偿化，需经过保育必要性认定。尚未接受认定者请向保育认定・调整课入园主管提交“给付认定申请书”。

关于认可保育园的保育费，保育必要性的认定

保育认定・调整课入园担当

电话：03-5432-1200 传真：03-5432-1506

关于认可外保育设施等无偿化

保育认定・调整课 认定外保育设施担当

电话：03-5432-2313 传真：03-5432-3018

关于新制度未转移幼儿园的无偿化

儿童・青年支援课

电话：03-5432-2066 传真：03-5432-3016

关于新制度转移幼儿园、私立认定儿童园（幼儿园部分）的无偿化

保育课

电话：03-5432-2966 传真：03-5432-3018

关于区立幼儿园、区立认定儿童园（幼儿园部分）的无偿化

婴幼儿教育・保育支援课

电话：03-6453-1531 传真：03-6453-1534

减轻保育费负担补助制度

关于认证保育所、保育室、保育妈妈及其他部分满足条件的认可外保育设施，根据住户收入，有制度补助保育费。获得补助需要满足各种条件。

问讯处：保育认定・调整课

电话：03-5432-2313

传真：03-5432-3018

紧急保育

在因生病或者分娩导致监护人住院，日间暂时不能照看儿童时，由区立保育园等进行保育。

问讯处：

综合支所保健福利中心儿童家庭支援课

参照 P.23

暂时保育

在保护人因短期就业，上学或者上医院治疗等而在日间暂时不能照看儿童时，由保育园和指定保育室等进行保育。

问讯处：

综合支所保健福利中心儿童家庭支援课

参照 P.23

患病儿童・病后儿童保育室

在因到保育园等的婴幼儿生病或者受伤等而集体保育困难的时候，在专用设施暂时照看。

问讯处：保育课

电话：03-5432-2325

传真：03-5432-3018

教育

幼稚園

■ 区立幼稚園

対象：4 歳児、5 歳児

※多聞幼稚園のみ 3 歳児募集予定

募集：9 月ごろ

申し込み：各幼稚園へ

お問い合わせ：乳幼児教育・保育支援課

電話：03-6453-1531 FAX：03-6453-1534

■ 私立幼稚園

対象：3 ～ 5 歳児（3 歳児には、満 3 歳児を含みます）

募集：10 月ごろ

申し込み・お問い合わせ：各幼稚園へ

※私立幼稚園のリストは子ども・若者支援課にあります。

※幼稚園教育の普及充実に図るため保護者に入園料・保育料などを補助します。保育料補助の金額は所得により異なります。ただし、補助対象外の幼稚園があります。

お問い合わせ：子ども・若者支援課

電話：03-5432-2066 FAX：03-5432-3016

小学校・中学校

小学校 6 年間（6 ～ 12 歳）、中学校 3 年間（12 ～ 15 歳）の計 9 年間で日本の義務教育です。新学期は 4 月に始まります。外国籍の方は、日本の

学校に通う義務はありませんが、希望する方は入学できます。

区立小学校・中学校への入学

■ 日本国籍のお子さんの場合

小・中学校に入学する年の 1 月中旬に、保護者へ「就学通知書」を送ります。その通知書を持って、指定された通学区域の学校へ入学してください。

■ 外国籍のお子さんの場合

外国籍のお子さんで、区立小・中学校に入学を希望する方は、住民登録の届出後、学務課にお越しください。

※現在区立小学校に在籍している児童が、区立中学校へ進学する場合も、新たに入学手続きが必要です。

※私立小学校・中学校への入学は、各学校へ直接お問い合わせください。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2683 FAX：03-5432-3067

転校の手続き

日本国籍をお持ちで、世田谷区外から転入してきた方には、住民登録の手続きの際に「学校指定通知書」をお渡しします。その通知書と前に在籍していた学校から渡された「教科用図書給与証明書」、

「在学証明書」を持って、指定された学校で転校の手続きをしてください。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2683 FAX：03-5432-3067

就学にあたっての健康診断

翌年 4 月に小学校へ入学予定のお子さんを対象に、10 月中旬～ 11 月に区立小学校で健康診断を行います。日時・会場のご案内は 9 月から 10 月上旬にお送りする予定です。

外国籍のお子さんで、区立小学校に入学を希望する方は、就学手続きの際に別途ご案内します。

お問い合わせ：学校健康推進課

電話：03-5432-2693 FAX：03-5432-3029

教育

幼儿园

■ 区立幼儿园

对象：4～5 岁儿童

※ 计划招收 3 岁儿童的只有多闻幼儿园

招募：9 月左右

报名：向各幼儿园报名

问讯处：婴幼儿教育・保育支援课

电话：03-6453-1531 传真：03-6453-1534

招募：10 月前后

报名、咨询：由各幼儿园进行

※ 儿童・青年支援课备有私立幼儿园名单。

※ 给监护人补助入托费，保育费，以普及、完善幼儿园教育。保育费的补助金额因收入而异。但是有补助范围之外的幼儿园。

问讯处：儿童・青年支援课

电话：03-5432-2066 传真：03-5432-3016

■ 私立幼儿园

对象：3～5 岁儿童（所谓 3 岁儿童指含有满三岁的儿童）

中・小学校

日本的义务教育是小学 6 年（6～12 岁），初中 3 年（12～15 岁）共 9 年。新学期每年 4 月开始。

外国人虽没有义务上日本的学校，但只要提出申请即可入学。

区立小学・初中的入学

■ 日本国籍的儿童

在小学、初中升入当年的 1 月中旬，将向监护人寄送“入学通知书”。请携带该通知书，前往指定上学区域的学校入学。

■ 外国籍的儿童

外国籍的儿童希望入读区立小学、初中时，请在进行住民登记的申报后，前往学务课办理。

※ 现在入读区立小学的儿童升入区立初中时，也需要重新办理入学手续。

※ 入读私立小学、初中时，请直接向各学校咨询。

问讯处：学务课

电话：03-5432-2683 传真：03-5432-3067

转学的手续

从世田谷区外迁入的日籍居民在办理居民登记手续时，会向其递交“学校指定通知书”。请带上该通知书，以及从之前在籍学校领取的“教材用图书给与证明书”和“在学证明书”，到指定的学校办理转学手续。

问讯处：学务课

电话：03-5432-2683 传真：03-5432-3067

入学时的健康诊断

以次年 4 月进入小学学习的儿童为对象，在 10 月中旬～11 月实施健康诊断，请接受诊断。预定从 9 月～10 月上旬开始寄送。

外国籍儿童希望入读区立小学的人士，在办理入学手续时另行介绍。

问讯处：学校健康推进课

电话：03-5432-2693 传真：03-5432-3029

学校給食費

区立の小学校・中学校では、全児童・生徒に対して、学校給食を実施しています。物価の高止まりが続いているほか、少子化対策としての子育て世帯への経済的支援や義務教育の無償化を進める観点から、令和6年度以降も区立小・中学校の児童・

生徒を対象とした学校給食費の無償化を継続していきます。

お問い合わせ：通学する各学校、または学校健康推進課

電話：03-5432-2697 FAX：03-5432-3029

帰国・外国人教育相談室

外国から帰国して区立小・中学校に編入するお子さんや、外国籍のお子さんを対象にした、学校生活や学習についての相談、補習教室（日本語指導など）などを行っています。

補習教室：水曜（中学生対象）

土曜（小・中学生対象）

お問い合わせ：帰国・外国人教育相談室（梅丘中学校内）

電話・FAX：03-3322-7776

中学校夜間学級

中学校を卒業していない方、または様々な事情により中学校で学べなかった方のために、中学校の夜間学級があります。都内在住または在勤で義務教育年齢を過ぎた方が対象です。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2683 FAX：03-5432-3067

区立三宿中学校

電話：03-3424-5255

時間：午後1時～9時

FAX：03-3424-5380

※都内にはこのほかに、7校の中学校夜間学級があります。

各種支援

就学援助費

国公立小・中学校での就学に必要な学用品費、校外授業費、修学旅行費などの一部を支援しています（所得制限あり）。

申請時期に応じて支給金額などが異なる場合があります。

詳しくは区のホームページをご覧ください。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2686 FAX：03-5432-3067

就学奨励費

区市町村立小・中学校の特別支援学級などへの就学に必要な学用品費、校外授業費、通学費などの一部を支援しています。

詳しくは区のホームページをご覧ください。

※通常学級に在籍している場合も対象となる場合があります。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2686 FAX：03-5432-3067

障害のあるお子さんの就学相談

お子さんの特性や発達段階に応じた望ましい就学先を、保護者と一緒に考えます。

対象：都立特別支援学校または区立小・中学校の特別支援学級などを就学先の一つとして検討している保護者

お問い合わせ：支援教育課 支援教育担当

電話：03-6453-1514 FAX：03-6453-1534

防犯ブザーの支給

小・中学生を不審者などから守るため、区内在住の小・中学生に「携帯用防犯ブザー」を支給しています。

区立小・中学校に通っている方は、各学校へ、それ以外の方は学務課、くみん窓口、出張所、まちづくりセンターへお問い合わせください。

お問い合わせ：学務課

電話：03-5432-2686 FAX：03-5432-3067

学校供餐费

在区立小学、初中，对全体儿童、学生实施学校供餐。由于物价继续上涨，也从为育儿家庭提供经济援助的少子化对策以及推进义务教育无偿化的观点出发，2024 财政年度开始，也会继续以区立小学、初中的儿童和学生为对象实施免收学校餐费政策。

问讯处：
所在学校或学校健康推进课
电话：03-5432-2697
传真：03-5432-3029

回国・外国人教育咨询室

以从外国回国后插班到区立小学・中学的儿童和外籍儿童为对象，开办有关学校生活和学习的咨询，补习教室（日语指导等）等。

补习教室：星期三（以中学生为对象）
星期六（以中・小学生为对象）
问讯处：回国・外国人教育咨询室（梅丘中学内）
电话・传真：03-3322-7776

初中夜间班

针对初中未毕业的学生或是因种种原因不能在初中学习的人，开设了初中夜间班。对象为在都内居住或工作，超过义务教育年龄的人。

问讯处：学务课
电话：03-5432-2683 传真：03-5432-3067

区立三宿中学
电话：03-3424-5255
时间：13:00 ~ 21:00
传真：03-3424-5380
※ 除此之外都内还有七所中学夜校

各种援助

入学援助费

对进入国公立小学、初中就学所需的学习用品费、校外授课费、修学旅行费等实施部分援助（有收入限制）。

根据申请时期，支付金额等可能会有不同。

详情请浏览区政府主页。

问讯处：
学务课
电话：03-5432-2686
传真：03-5432-3067

入学奖励费

对入学区市町村立小学、初中的特别支援学级所需的学习用品费、校外授课费、上学交通费等进行部分援助。

详情请浏览区政府主页。

※ 在籍于通常学级时也有成为奖励对象的情况。

问讯处：
学务课
电话：03-5432-2686
传真：03-5432-3067

残疾儿童的入学咨询

根据儿童的特性和发育阶段，与监护人一起考虑所希望的入学地。

对象：希望将都立特别支援学校或区立小学・初中的特别支援学级作为入学对象进行考虑的监护人

问讯处：
支援教育课 支援教育主管
电话：03-6453-1514
传真：03-6453-1534

防止犯罪警报器的支付

为了保护小学生和初中生不受可疑者等的伤害，向住在区内的小学生和初中生支付“携带用防止犯罪警报器”。

到世田谷区立的小学和初中上学的人向各学校联系，其以外的人向学务课，区民窗口，办事处和社区振兴中心联系。

问讯处：
学务课
电话：03-5432-2686
传真：03-5432-3067

税金

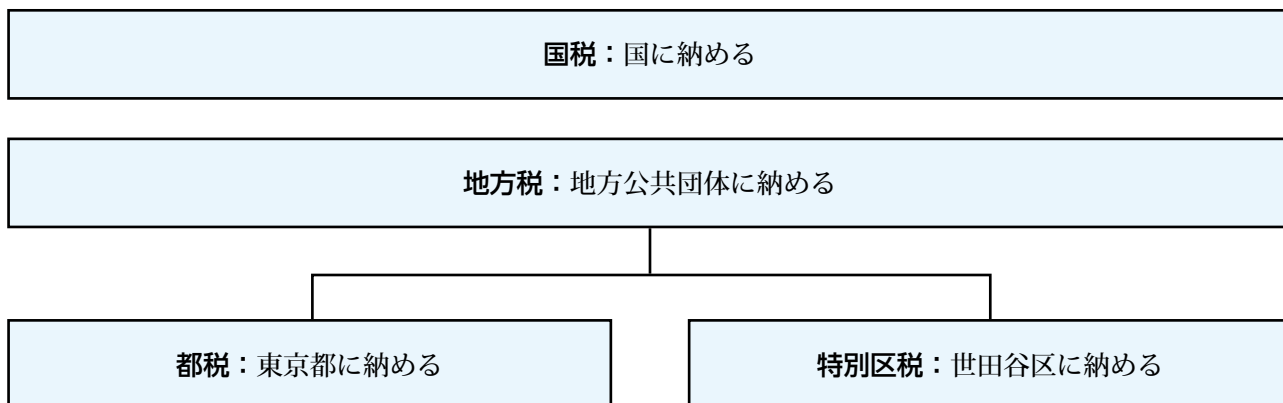
日本に居住している限りはその国籍にかかわらず、納税義務があります。

住民税のしくみをわかりやすく説明したパンフレット「東京 23 区の住民税」を配っています。

言語：英語、中国語、韓国語

場所：納税課、課税課の窓口

税金の分類



個人所得に対してかかる税金

所得税（国税）

■ 所得税は、個人の所得に対してかかる税金で、1 年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用し税額を計算します。

■ 所得税などの確定申告とは、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税などの額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。所得税などの確定申告期間はその年の翌年 2 月 16 日から 3 月 15 日までです。

■ 給与の支払いを受ける大部分の方は、勤務先で年末調整により所得税などが精算されるため確定申告をする必要がありません。なお、給与収入が 2000 万円を超える人や、2 か所以上から給与を受けている人などは申告する必要があります。

■ 確定申告をする義務のない方でも、多額の医療費を払った場合、災害や盗難にあった場合、年の途中で退職し、再就職していない場合など、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

お問い合わせ：

世田谷税務署

電話：03-6758-6900

所在地：若林 4-22-13 世田谷合同庁舎 3 ～ 4 階

北沢税務署

電話：03-3322-3271

所在地：松原 6-13-10

玉川税務署

電話：03-3700-4131

所在地：玉川 2-1-7

東京国税局電話相談センター

電話：03-3821-9070（英語対応）

住民税（特別区民税と都民税を合わせたもの）

その年の 1 月 1 日現在居住している区市町村が取り扱う税金です。

住民税を課税される人

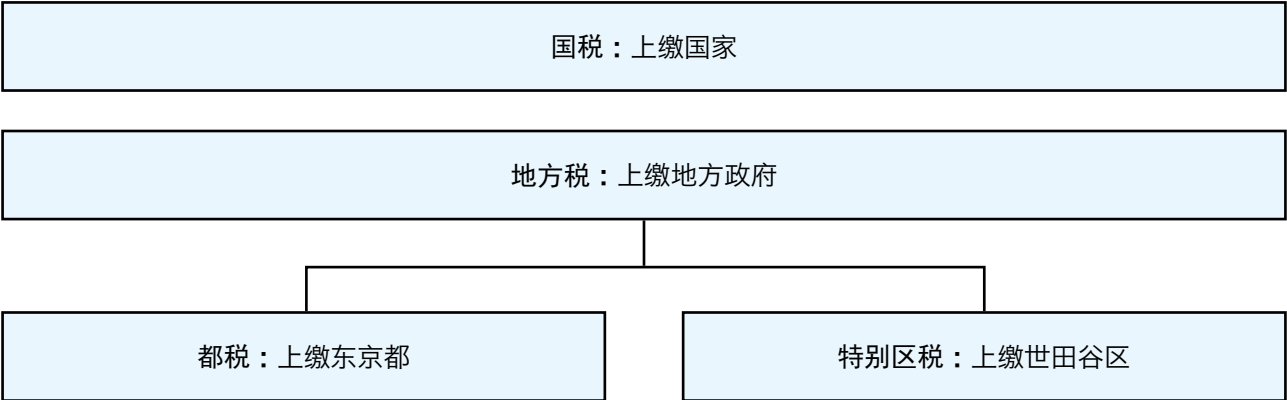
1. その年の 1 月 1 日に世田谷区に住んでいて、前年中に所得のあった人



税金

在日本居住的人，不论国籍，每人都有纳税的义务。
我们正在分发是容易理解居民税结构的小册子“东京 23 区的居民税”。
语言：英语，中国语，韩语
地点：纳税课，税金计算课办理部门

税金分类



根据个人收入所需支付的税金

所得税（国税）

- 所得税是对个人所得征收的税金，从 1 年的全部所得中扣除所得后，根据余额的纳税所得适用税率计算税额。
- 所得税等确定申报是指，计算 1 月 1 日至 12 月 31 日为止 1 年间产生的所有所得金额及其对应的所得税等，在申报期限之前提交确定申报书，并对源泉征收的税金和预付纳税所缴纳的税金等进行多退少补的结算程序。所得税等的确定申报期间为当年之后次年的 2 月 16 日到 3 月 15 日。
- 大部分领取工资的人，工作单位会在年末调整中核算所得税等，因此不需要进行确定申报。而工资收入超过 2000 万日元的人以及从两处以上的单位领取工资的人需要申报。
- 即使是没有确定申报义务的人，在支付了大额医疗费时，遭遇灾害或失窃时，年中离职，未再就

业时，进行确定申报后可返还源泉征收的所得税。

问讯处：

世田谷税务署
电话：03-6758-6900
所在地：若林 4-22-13
世田谷合同厅舍 3、4 楼
北泽税务署
电话：03-3322-3271
所在地：松原 6-13-10
玉川税务署
电话：03-3700-4131
所在地：玉川 2-1-7
东京国税局电话咨询中心
电话：03-3821-9070（通过英语进行应答）

居民税（特别区民税和都民税的合并）

需向该年 1 月 1 日时所居住地的区市町村上缴的税金。

- 缴纳居民税的对象
1. 该年 1 月 1 日在世田谷区居住，且在前 1 年有收入者。

2. 現在世田谷区に住んでいなくても、1月1日に世田谷区に事務所や事業所などを持っている人（均等割のみ課税）
 ※現在収入のない人でも、前年中に一定金額以上

の所得があれば課税されます。

- ※年の途中で、世田谷区から区外に、転出した人でも、1月1日に住んでいた住所である世田谷区に税金を納めなければなりません。

その他の税金

固定資産税・自動車税（納税証明書）など
 お問い合わせ：世田谷都税事務所

電話：03-3413-7111
 所在地：若林 4-22-13 世田谷合同庁舎 5~6 階

住民税の申告

1. 所得が給与収入のみで、勤務先（会社など）から世田谷区に給与支払報告書が提出されている人
 申告：必要なし。ただし、年末調整で控除されていない各種控除を受ける場合は申告してください。
2. 所得が年金収入のみの人
 申告：必要なし。各種控除を受ける場合は申告してください。
3. 税務署に確定申告した人
 申告：必要なし。
 ※確定申告書の第2表「住民税・事業税に関する事項欄」に該当する項目がある場合は、忘れずに記入してください。
4. 1.2.3. 以外で「住民税・事業税を課税する人」に当てはまる人
 申告：必要あり。
 申告先：課税課
5. 所得のなかった人または所得が45万円以下の人
 申告：必要なし。ただし下記の場合は申告をお願いします。

- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、国民年金に加入している人
- 児童関連手当を受給している人
- 教育（例：就学援助）、高齢福祉（例：電話料金の助成）、障害福祉（例：補装具費の支給）、保育などのサービス、各種給付金を受けている人
- 課税（非課税）証明書を必要とする人（ビザの延長、奨学金の受給、保育園の入園、住宅関係、シルバーパスなど）

お問い合わせ：課税課
 課税第1係（世田谷地域）
 電話：03-5432-2169
 課税第2係（北沢・砧地域）
 電話：03-5432-2174
 課税第3係（玉川・烏山地域）
 電話：03-5432-2184
 FAX：03-5432-3037（課税課共通）

住民税の納付場所・方法

■現金による納付

1. 世田谷区納税課
2. 各総合支所くみん窓口区民担当
3. 各出張所
 ※まちづくりセンターでは取り扱いません。
4. 銀行・信用金庫等
5. ゆうちょ銀行・郵便局
 ※東京都、山梨県及び関東各県所在のみ
6. コンビニエンスストア等（30万円以下）

■現金以外での納付

7. キャッシュレス決済
 - ①スマートフォン決済アプリ（30万円以下。ただしファミペイ請求書支払いは10万円以下）
 - ②モバイルレジ（30万円以下）
 ※インターネットバンキング、クレジットカード対応。別途手数料あり。
 - ③ネット de モバイルレジ（100万円未満）
 ※クレジットカード対応。別途手数料あり。
 - ④ eL-QR
 ※軽自動車税（種別割）を納付する場合のみ

2. 即使现已不在世田谷区居住，但 1 月 1 日在世田谷区拥有事务所或办事处等的人（只均等征税）。
※ 现在已无收入，但前 1 年有一定金额以上的收入者，仍要被课税。

※ 年间从世田谷区迁出者，仍然要向 1 月 1 日时所居住地即世田谷区缴纳税金。

其他税金

固定资产税、汽车税（纳税证明书）等
问讯处：世田谷都税事务所

电话：03-3413-7111
所在地：若林 4-22-13 世田谷合同厅舍 5、6 楼

住民税的申报

- 所得只有工资收入，工作单位（公司等）向世田谷区提交了工资支付报告书的人
申报：不需要。但想接受未在年末调整中体现的各种扣除时请申报。
- 所得只有年金收入的人
申报：不需要。想接受各种扣除时请申报。
- 在税务署进行了确定申报的人
申报：不需要。
※ 确定申报书的第 2 表“住民税・事业税相关事项栏”有应填内容时，请勿忘记填写。
- 除 1.2.3. 以外符合“住民税・事业税课税对象”的人
申报：需要。
申报地：税金计算课
- 无所得的人或所得不超出 45 万日元的人
申报：不需要。但符合下述情形时请申报。

- 加入了国民健康保险、看护保险、后期高龄者医疗制度、国民年金的人
- 领取儿童相关津贴的人
- 接受教育（例：入学援助）、高龄福利（例：电话费的补助）、残疾福利（例：辅助器具费用的支付）、保育等服务和各类给付金的人
- 需要课税（非课税）证明的人（延长签证、领取奖学金、进入保育园、住宅相关、老年公交卡等）

问讯处：税金计算课

税金计算第 1 系（世田谷地区）

电话：03-5432-2169

税金计算第 2 系（北泽・砧地区）

电话：03-5432-2174

税金计算第 3 系（玉川・乌山地区）

电话：03-5432-2184

传真：03-5432-3037（税金计算课共通）

住民税的缴纳地点和方式

■ 现金支付

- 世田谷区纳税课
- 各综合支所区民窗口区民主管
- 各出張所（办事处）
※ 社区振兴中心不办理该业务。
- 银行、信用金库等
- 邮政银行、邮局
※ 仅限东京都、山梨县和关东各县
- 便利店等（限额 30 万日元）

■ 现金之外的支付

7. 非现金支付

- ① 智能手机支付 APP（不超过 30 万日元。但 FamiPay 账单支付限额为 10 万日元）
- ② Mobile Reji（限额 30 万日元）
※ 支持网上银行、信用卡，需另付手续费。
- ③ NET de Mobile Reji（限 100 万日元以下）
※ 支持信用卡，需另付手续费。
- ④ eL-QR
※ 仅用于支付轻型汽车税（种类比例）

8. 口座振替

※納期限に口座から自動で引き落とされます。申込方法は区のホームページをご確認ください。

※領収書発行について

キャッシュレス決済、口座振替の場合は、領収書が発行されません。

納付方法により、条件や注意事項があります。詳細は、納付書裏面または区のホームページをご確認ください。

お問い合わせ：納税課

納税相談係（納税の相談）

電話：03-5432-2208

収納・税証明係（課税・納税証明書について）

電話：03-5432-2197

FAX：03-5432-3012（納税課共通）

自動車などの所有者にかかる税金

■軽自動車税（種別割）（特別区税）

4月1日現在、原動機付自転車（125ccまたは1.0kW以下）、小型特殊自動車、軽自動車（660cc以下）、オートバイ（125cc超）を所有している人にかかります。送付される納税通知書で納付してください。納付期限は5月11日（土・日曜、祝日にあたる場合はその直後の平日）から5月31日（土・日曜、祝日にあたる場合はその直後の平日）までです。

※障害がある方への減免制度があります。普通自動車を含め、障害がある方1人につき1台です。納期限までに申請してください。減免を受けられる障害の範囲や、車両の要件が決まっているので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ：課税課管理係

電話：03-5432-2163

FAX：03-5432-3037（課税課共通）

■自動車税（種別割）（都税）

4月1日現在、普通自動車または小型自動車の車検証に記載されている所有者にかかります。送付される納税通知書で納付してください。納付期限は5月31日（土・日曜、祝日にあたる場合はその直後の平日）までです。

※障害がある方への減免制度があります。軽自動車を含め、1人1台です。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ：東京都自動車税コールセンター

電話：03-3525-4066

※「自動車などの登録と廃車」についてはP.146参照

納付期限より前に帰国される方は

帰国前に、納税管理人を定めるか、前もって税金を納付する必要があります。

詳しくは、お問い合わせください。課税課課税第1～第3係 ※P.82 参照

課税証明書・納税証明書が必要な方は

住民税の証明書を申請する際は、必要な証明書の種類（課税証明書、納税証明書）や年度を事前にお確かめください。証明書は、1月1日に居住していた区市町村が発行します。例えば、令和6年度の証明書が必要な場合は、令和6年1月1日に居住していた区市町村が発行します。そのため、1月1日時点で日本に居住していなかった人には、証明書を発行することができません。証明書を取得するためには、住民税の申告をする必要がある人もいます。※P.82 参照

なお、所得税の証明書は、現在の住所地を管轄する税務署で発行しますので、そちらにお問い合わせください。

8. 账户转账

※ 金额在到期日从账户自动扣除。申请方法请查看区主页。

※ 开具收据

非现金支付和账户转账不开具收据。

根据支付方式的不同，会有相应的条件和注意事项。详情请参阅缴纳单背面或区主页。

问讯处：纳税课

纳税咨询系（纳税咨询）

电话：03-5432-2208

收缴・税证明系（关于课税・纳税证明书）

电话：03-5432-2197

传真：03-5432-3012（纳税课通用）

汽车等所有者的负担税金

■ 轻型汽车税（种类比例）（特别区税）

向截至 4 月 1 日持有带发动机的自行车即原付（125cc 或 1.0kW 以下）、小型特殊汽车、轻型汽车（660cc 以下）、摩托车（超过 125cc）的人征税。请通过寄送的纳税通知书缴纳。缴纳期限为 5 月 11 日（星期六、星期日、节假日时为后一个工作日）至 5 月 31 日（星期六、星期日、节假日时为后一个工作日）。

※ 残疾人士可享受减免制度，含普通汽车在内为每位残疾人 1 人 1 台，请在缴纳期限前申请。可获得减免的残疾范围以及车辆条件有所规定，详情敬请咨询。

问讯处：税金计算课管理系

电话：03-5432-2163

传真：03-5432-3037（税金计算课共通）

■ 汽车税（种类比例）（都税）

截至 4 月 1 日，将向普通汽车或小型汽车车检上记载的所有者征税。请通过寄送的纳税通知书缴纳。缴纳期限到 5 月 31 日（星期六、星期日、节假日时为后一个工作日）为止。

※ 残疾人士可享受减免制度，含轻型汽车在内为 1 人 1 台。详情敬请咨询。

咨询

东京都汽车税电话中心

电话：03-3525-4066

※ 关于“汽车的登记与报废”请参照 P.147

在交款期限前回国的人

回国之前，请决定纳税管理人或提前办理缴纳手续或指定纳税代理人进行申告。

详情敬请咨询。税金计算课课税第 1～第 3 系 ※ 请参照 P.83

需要课税证明书、纳税证明书时

在申请住民税证明书时，请事前确认证明书的种类（课税证明书，纳税证明书）及年份。证明书由所需证明书记载年份的 1 月 1 日时点申请人所居住的区市町村的有关机构办理。例如，需要 2024 年度的证明书时，于 2024 年 1 月 1 日所居住的区市町村发行。因此，1 月 1 日时点未在日本居住的住民无法发行证明书。需要取得证明书的部分人员，有必要进行住民税申报。※ 参照 P.83

此外，个人所得税的证明书由现居住地所属的税务署发行，请向当地咨询。

国民健康保険

国民健康保険（Kokumin Kenko Hoken）とは

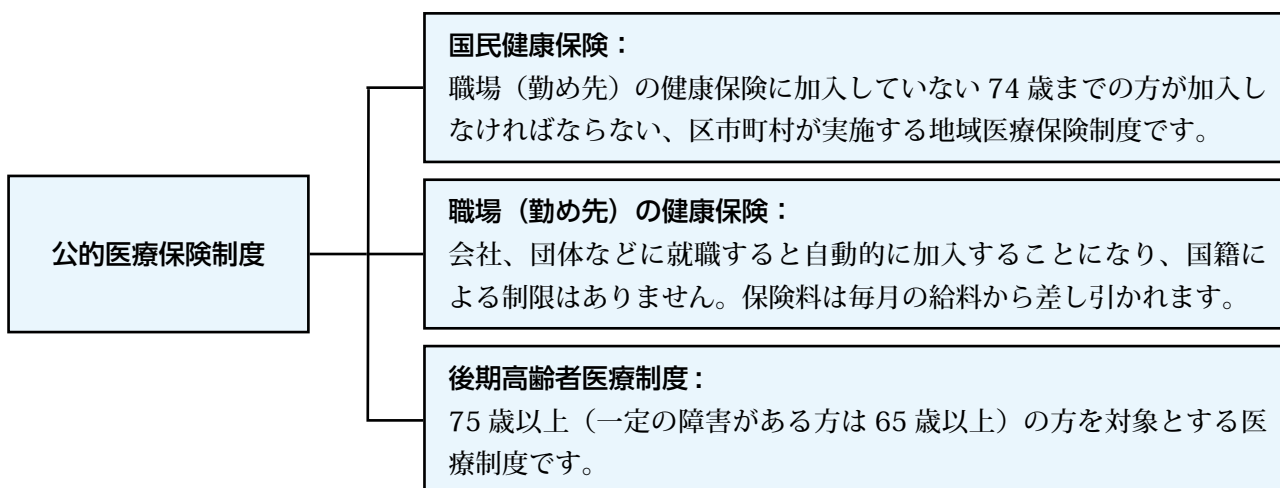
病気やケガなどで、医療機関などにかかったときの経済負担を軽くするため、ふだんから保険料を出し合って医療費に充てる、相互扶助を目的とした公的医療保険制度のひとつです。

国民健康保険のしくみや手続きを説明した冊子「国民健康保険のてびき」があります。

言語：英語、中国語、ハングル

配布場所：国保・年金課、総合支所くみん窓口、各出張所、各まちづくりセンターの窓口（太子堂、経堂、北沢、等々力、用賀、二子玉川、成城、烏山を除く）

区のホームページもあります。



お問い合わせ：国保・年金課管理係

電話：03-5432-2328 FAX：03-5432-3038

外国人の国民健康保険

■ 住民票に記載された外国人の方は、国民健康保険に加入しなければなりません。

ただし、以下の方を除きます。

- 職場などの日本の公的医療保険に加入している方、またはその扶養家族の方
- 生活保護を受けている方
- 75歳以上の方（後期高齢者医療制度の適用になります）
- 在留資格が「特定活動」で、
 - ① 医療を受ける活動またはその活動を行う者の日常生活上の世話をする活動などの方
 - ② 1年を超えない期間滞在して行う観光・保養その他これらに類似する活動を行う方と、これに同行する配偶者の方

• 日本と社会保障協定が締結されている国の社会保障制度に加入していて、協定国の政府から「適用証明書」の交付を受けている方

※ 加入しなければならなくなった日から14日以内に届出てください。

■ 住民票に記載のない方は加入対象となりません。ただし、在留資格が「公用」の方や、在留期間が3か月以下の方で、3か月を超えて日本に滞在することが証明できる場合は、国保・年金課資格賦課までお問い合わせください。

※ 私的（民間）医療保険に加入していても国民健康保険に加入する義務があります。

お問い合わせ：国保・年金課資格賦課

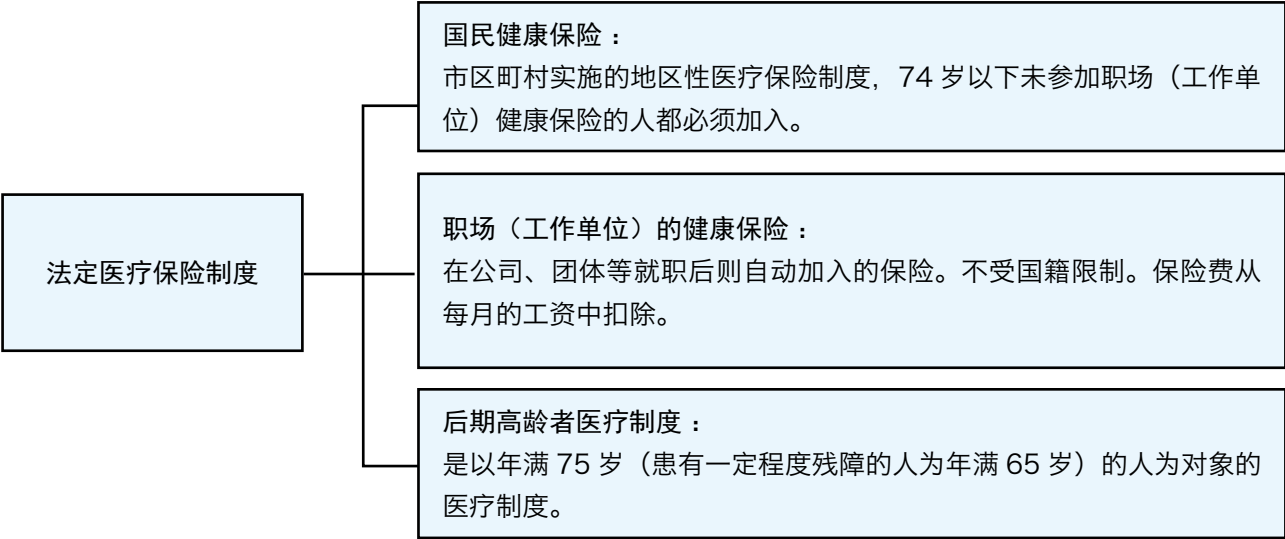
電話：03-5432-2331 FAX：03-5432-3038

国民健康保险

国民健康保险 (Kokumin Kenko Hoken)

是指为减轻因生病或受伤等时在医疗机构等受诊时经济负担，以平时共同交付的保险费来补充的医疗费用，以相互扶助为目的的法定性医疗保险制度之一。
提供关于国民健康保险制度及手续的“国民健康保险指南”。

语言：英语，中国语，韩语
分发地点：国保・年金课，综合支所区民窗口，各办事处，社区振兴中心部门（太子堂、经堂、北泽、等等力、用贺、二子玉川、成城、乌山除外）
区主页上也有公布。



问讯处：国保・年金课管理系
电话：03-5432-2328 传真：03-5432-3038

外国人的国民健康保险

- 住民票所记载的外国人必须加入国民健康保险。但以下人士除外。
- 加入了工作单位等日本公共医疗保险的人或其抚养的家人
 - 接受生活保护的人
 - 年满 75 岁的人（适用后期高龄者医疗制度）
 - 在留资格为“特定活动”，
 - ① 进行医疗活动的人或对进行医疗活动的人提供日常生活照顾的人
 - ② 不超过 1 年停留时间进行旅游、疗养等相关活动的人及其同行的配偶者
 - 加入了与日本签订社会保障协定的其他国家的社会保障制度，从协定国政府获得了“适用证明书”的人

※ 请在必须加入日起 14 天以内提交申请。

- 没有住民票记载者不为加入对象。但在留资格为“公用”，或在留期间不超过三个月者，如果可以证明在日本滞留要超过 3 个月时，请向国保・年金课资格赋课咨询。
- ※ 即便已加入民间医疗保险者，仍有义务加入国民健康保险。

问讯处：
国保・年金课资格赋课
电话：03-5432-2331
传真：03-5432-3038

加入するときは

■届出のときは、世帯主および加入者の「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「通知カード」（住民票と相違ない場合のみ）とあわせて、本人確認ができる以下のいずれかのものをお持ちください。

- ①在留カード・特別永住者証明書
- ②官公署発行の写真入り証明書（運転免許証、日本国発行のパスポートなど）

※なお、在留資格が「特定活動」の方は、上記のほかに、出入国在留管理庁から発行された「指定書」が添付されたパスポートもお持ちください。

■職場の公的医療保険をやめたとき、被扶養者でなくなったとき：
退職日を証明できる文書（被扶養者がいないと

き）、資格喪失証明書もあわせて必要です。

■外国や他の区市町村から世田谷区に転入したとき：

住民票の転入の届出をするときに、加入の手続きを同時にすることができます。

■日本国内からの転入で加入する場合
転出証明書（証明書に国保「有」と記載）も必要です。

申請窓口：国保・年金課資格賦課

総合支所くみん窓口区民担当

各出張所

※まちづくりセンターは取り扱いません。

お問い合わせ：国保・年金課資格賦課

電話：03-5432-2331 FAX：03-5432-3038

国民健康保険料

■保険料は、加入者の前年中（前年1月1日～12月31日）の所得に応じて負担する「所得割額」と加入者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」の合計額になります。40～64歳の加入者は、「介護分の保険料」の所得割額と均等割額が保険料に加算されます。

■保険料は、軽減・減免できる場合があります。

詳しくは区のホームページをご覧ください。



■保険料の計算や均等割額の軽減判定、保険給付の判定などに必要ですので、収入がなかった方、少なかった方も毎年1月1日現在の住所地へ住民税の申告をしてください。

お問い合わせ：国保・年金課資格賦課

電話：03-5432-2331 FAX：03-5432-3038

保険給付

病気やケガをしたとき、国民健康保険を扱う医療機関の窓口で保険証を提示すると、保険医療費の一部負担金を支払うことで診療を受けられます。また、一部負担金が高額になった際には高額療養費が、出産の際には出産育児一時金が、死亡の際

には葬祭費が支給されます。ただし、支給には要件があります。要件や手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。

※必ず治療前に国民健康保険証を医療機関に提示してください。

医療費 100%の負担内訳	
区市町村負担 70%（保険料、国や都の補助など）	一部負担金 30% （年齢などにより異なります）※

※0～6歳は20%、70～74歳は20%または30%

お問い合わせ：国保・年金課保険給付

電話：03-5432-2349 FAX：03-5432-3038



加入时

- 申报时请与户主及加入者的个人编号卡或通知卡（仅限与住民票没有差异时）一起，携带可确认本人身份的以下任意一项资料

 - ① 在留卡或是特别永住者证
 - ② 公方发行的有照片的证明书（驾驶执照、日本国发行的护照等）

※ 再者，持「特定活动」在留资格者，除了以上的证件外，还需携带附有出入境在留管理厅发行的「指定书」的护照。

■ 退出工作单位的公共医疗保险时、丧失被抚养者资格时：

需提示可证明退职日期的文件（没有被抚养者时），以及资格丧失证明书。
- 从国外以及其他区市町村迁入世田谷区时：可以在提交住民票的迁入申告的同时办理加入手续。

■ 从日本国内迁入加入时

需要迁出证明书（证明书上记载了国保“有”）。

申请窗口：国保・年金课资格赋课、
综合支所区民窗口区民主管、
各办事处

※ 社区振兴中心不受理。

问讯处：

国保・年金课资格赋课
电话：03-5432-2331
传真：03-5432-3038

国民健康保险费

- 保险费为根据加入者上年（上年 1 月 1 日～ 12 月 31 日）所得而负担的“所得比例额”和每名加入者均等负担的“均等比例额”的合计金额。40～64 岁的加入者在保险费中加算“看护部分保险费”的所得比例额和均等比例额。

■ 保险费可以视情况减额和减免。

详情请参阅区主页。
- 因计算保险费、确定均等比例额的减额和确定保险支付额等需要，请没有收入的人、收入较少的人也向每年 1 月 1 日居住的地区申报住民税。

问讯处：

国保・年金课资格赋课
电话：03-5432-2331 传真：03-5432-3038



保险给付

生病或受伤时在可用国民健康保险的医疗机构的窗口出示此证，只需支付保险医疗费的部分负担金就可接受诊疗。此外，在部分负担金为高额时可以领到高额疗养费，分娩时可以领到分娩育儿补助金，

死亡时可以领到丧葬费。但支付存在条件。条件和手续方法等详情敬请咨询。

※ 请务必在治疗前向医疗机构出具国民健康保险证。



※0～6 岁为 20%，70～74 岁为 20%或 30%

问讯处：国保・年金课保险给付

电话：03-5432-2349 传真：03-5432-3038

支払い方法

■口座振替（原則）

保険料の支払いは年金天引きの方を除き、原則口座振替です。

お申し込みは区のホームページから「Web 口座振替受付サービス」をご利用いただくか、口座振替の申請書をご請求ください。



■窓口での支払い（納付場所）

金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、世田谷区役所保険料収納課、総合支所くみん窓口、出張所（まちづくりセンターを除く）

コンビニエンスストア（バーコード付きの納付書に限る）

■その他の支払い方法

①スマートフォン決済アプリを使った電子マネーやモバイルバンキングによる支払い

②パソコンやスマートフォンなどからクレジットカードを使った支払い（窓口では利用できません）

※詳しい利用方法は、区のホームページを確認してください。

お問い合わせ：保険料収納課収納係

電話：03-5432-2339 FAX：03-5432-3038



脱退するときは

■職場など他の日本の公的医療保険に加入したり、その被扶養者になったとき

脱退する方全員の「国民健康保険証」と「職場の健康保険証」および世帯主と脱退する方全員の「マイナンバーカード」（個人番号カード）または「通知カード」（住民票と相違ない場合のみ）を持参し、脱退の届け出をしてください。脱退の手続きは郵送や電子申請でも可能です。

【郵送で届出をする場合】

次の①から④を国保・年金課資格賦課までお送りください。

- ①新しく加入した健康保険の保険証（脱退する方全員分）のコピー
- ②世田谷区国民健康保険証（原本）（脱退する方全員分）
- ③世帯主および脱退する方全員の「マイナンバーカード」（個人番号カード）または「通知カード」のコピー
- ④申出書「勤務先などの健康保険に加入した」という申し出、氏名、住所、個人番号、昼間連絡の取れる電話番号を記入

【電子申請で届出をする場合】

先にスマートフォンなどのカメラで次の①、②の画像ファイルを用意してから、電子申請システムで申請してください。

①新しく加入した健康保険の保険証（脱退する方全員分）

②世帯主および脱退する方全員の「マイナンバーカード」（個人番号カード）または「通知カード」

詳しくは区のホームページをご覧ください。



■世田谷区から転出するとき・出国するとき

住民票の転出の届出をするときに、脱退の手続きも同時に完了します。その際、世田谷区の国民健康保険証をお持ちください。

申請窓口：国保・年金課資格賦課

総合支所くみん窓口区民担当

各出張所

※まちづくりセンターでは取り扱いません。

お問い合わせ：国保・年金課資格賦課

電話：03-5432-2331 FAX：03-5432-3038

保険証の記載事項に変更のあるとき

■転居による住所変更、世帯主の変更：

14日以内に住民票の転居・世帯主の変更の届出をしてください。

■氏名、生年月日、性別の変更：

出入国在留管理庁に届出をしてください。お手もとに変更後の内容が記載された在留カードが届きましたら、国民健康保険証の書き換えにお越しください。

令和6年12月2日よりマイナ保険証に一体化されることにより、保険証は発行されなくなり

ます。詳しい内容は今後、区のホームページ等でご案内する予定です。

申請窓口：国保・年金課資格賦課

総合支所くみん窓口区民担当

各出張所

まちづくりセンター

お問い合わせ：国保・年金課資格賦課

電話：03-5432-2331 FAX：03-5432-3038

支付方法

■ 账户转账（原则上）

保险费原则上采用账户转账的方式支付，但养老金先行扣除除外。

申请手续可以通过区主页的“Web 账户转账受理服务”，也可以通过申领账户转账申请书。



■ 在柜台付款（付款地点）

金融机关、邮政银行 / 邮局、世田谷区役所保险费收纳课、综合支所区民窗口、出張所（不包括社区振兴中心）

便利店（仅限带条形码的付款单）

■ 其他支付方式

①使用智能手机支付应用程序通过电子货币或手机银行进行支付

②通过电脑或智能手机使用信用卡支付（不能在柜台使用）

※ 有关使用方法的详细信息，请查看区主页。



问讯处：

保险费收纳课收纳系

电话：03-5432-2339

传真：03-5432-3038

退出时

■ 加入工作单位等其他日本公共医疗保险时、成为其被扶养者时

请持全体退出者的“国民健康保险证”和“单位健康保险证”及户主和全体退出者的“个人号码卡”或“通知卡”（仅限与住民票没有差异时），办理退出申报。退出手续也可以通过邮寄或电子方式办理。

【通过邮寄办理时】

请将以下① - ④的资料邮寄到国保・年金课资格赋课。

- ① 新加入的健康保险证复印件（退出者全员）
- ② 世田谷区国民健康保险证（原件）（退出者全员）
- ③ 户主和所有退出者的“个人号码卡”或“通知卡”的复印件
- ④ 退出申请表，填写“已加入单位等的健康保险”信息、姓名、住址、个人号码、白天可以联系的电话号码

【通过电子方式办理时】

先用智能手机等拍摄备好以下①、②的图像文件，然后通过电子申请系统进行申报。

① 新加入的健康保险证（退出者全员）

② 户主和所有退出者的“个人号码卡”或“通知卡”

详情请浏览区主页。



■ 迁出世田谷区时・离开日本时

在住民票迁出申报的同时可完成退出手续。届时请携带世田谷区的国民健康保险证。

申请窗口：国保・年金课资格赋课

综合支所区民窗口区民主管

各办事处

※ 社区振兴中心不受理。

问讯处：国保・年金课资格赋课

电话：03-5432-2331 传真：03-5432-3038

保险证所记载的事项发生变更时

■ 由于迁居而发生住址变更、户主变更时：

请在 14 天以内提交住民票的迁居・户主变更的申告。

■ 姓名、出生年月日、性别的变更：

请向出入境在留管理厅提交申请。在收到载有变更后内容的在留卡后，请来办理国民健康保险证的更改手续。

从 2024 年 12 月 2 日起，保险证将与个人编号卡合二为一而不再发行。今后将在区主页等处公布详情。

申请窗口：国保・年金课资格赋课、

综合支所区民窗口区民主管、

各办事处

社区振兴中心

问讯处：

国保年金课资格赋课

电话：03-5432-2331

传真：03-5432-3038

国民年金

国民年金（Kokumin Nenkin）とは

- 老齢・障害・死亡などによって生活の安定がそなわれる状態になったときの、生活保障を主な目的とした公的年金制度のひとつです。
- 20 歳以上 60 歳未満の日本に住む方のうち、厚生年金に加入していない全ての方が加入の対象です。ただし在留資格が特定活動のうち医療滞在や 1 年未満の観光・保養の方は適用除外となります。
- 加入期間中は毎月保険料の納付が必要です。
 - ・ 保険料を納付することが経済的に困難なとき、保険料の全額・一部免除または納付猶予、学生の方は学生納付特例の制度があります。（一部免除が承認された期間中は、減額後の保険料を納付しない場合は未納期間となります）。いずれも所得制限があり、原則として毎年度申請が必要です。（マイナポータルによる電子申請も可）。
 - ・ 免除を受けた期間については、老齢基礎年金受給額が減額されますが、10 年以内は追納ができます（加算金が追加される場合があります）。
- 出産月（予定を含む）の前月から 4 か月間（多胎児のときは出産月の 3 か月前から 6 か月間）は、届出により国民年金保険料の納付が免除されます。届出は出産予定日の 6 か月前から受付、申請期限はありません。
- 厚生年金加入期間と合わせて 10 年以上納付・免除などをすると、65 歳から「老齢基礎年金」を受給することができます。
- 「障害基礎年金」「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」などの給付制度もあります。

国民年金に加入した方に対し、国民年金の保険料などを説明したちらし「国民年金の加入手続きをされた方へ」を配っています。

言語：英語、中国語、韓国語

場所：国保・年金課国民年金係の窓口

国民年金制度について、詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。色々な国の言葉で書いたパンフレットもあります。

公的年金制度と加入者

公的年金には、国民年金と厚生年金の 2 種類があります。

厚生年金（報酬比例部分）

国民年金（基礎年金）			
第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	第 3 号被保険者	任意加入被保険者
日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満の自営業者、学生の方など（第 2 号、第 3 号被保険者以外の方） 【保険料】 個人での納付です	会社員や公務員など厚生年金に加入している方 ※ 65 歳以上 70 歳未満で老齢および退職を事由とする年金の受給権者は除く 【保険料】 個人で納付する必要はありません 加入している年金制度（厚生年金）の保険料に含まれて給与から天引きされています	第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者で第 3 号被保険者関係届出済みの方 【保険料】 個人で納付する必要はありません 第 2 号である配偶者が加入している厚生年金から拠出されています	第 1 号・第 2 号・第 3 号に該当しないが、希望により加入している方 ● 高齢任意加入 ● 国外任意加入 【保険料】 個人での納付です ※ 任意加入は保険料が免除にはなりません

お問い合わせ：日本年金機構世田谷年金事務所

電話：03-6844-3871（代表）

FAX：03-6844-3872

日本年金機構ホームページ



国保・年金課国民年金係

電話：03-5432-2356

FAX：03-5432-3051

国民年金

国民年金 (Kokumin Nenkin)

- 是指以保障因年老、身残或死亡等生活稳定受到威胁者的基本生活为目的的法定养老金制度之一。
- 20 岁以上 60 岁以下在日本居住的人中，所有未加入厚生年金的人为加入对象。
但在留资格为特定活动中的医疗停留或不满 1 年的观光・疗养者不适用。
- 在加入期间，每个月都需要进行缴纳保险费。
 - ・ 如果由于经济原因而难以支付保险费，可以全部及部分免缴或延期支付，并对学生实行学生缴付特例制度。（在获准部分免缴保险费期间，如果不缴纳经减免后的保险费，该期间将被视为欠缴期间）。以上制度均有收入条件限制，原则上要在各个财政年度申请。（也可通过 Mynaportal 进行电子申请。）
 - ・ 免缴期间所对应的“老龄基础年金”领取金额会有减少，但可以进行最多 10 年的补缴（有些情况下需缴付额外金额）。
- 经过申报，可从分娩月份（包括预产月份）的前一个月起免缴 4 个月（如果是多胞胎，则从分娩月份前 3 个月起免缴 6 个月）的国民年金保险费。从预产期前 6 个月起接受申报，申报没有截止日期。
- 和厚生年金加入期间合计缴纳・免除保险费达到 10 年以上时，自 65 岁起可以领取“老龄基础年金”。
- 还有“残疾基础年金”，“遗属基础年金”，“寡妇年金”，“死亡临时金”等的给付制度”。

对于已加入国民年金者，发放有说明国民年金保险费的资料《致完成国民年金加入手续者》。

语言：英语，中国语，韩语

地点：国保・年金课国民年金系的办理部门

有关国民年金制度的更多信息，请浏览日本年金机构的网站。此外，还提供多语种的小册子。

公益养老金制度和加入者

公益养老金分为国民养老金和厚生养老金两种。

厚生养老金（报酬比例部分）

国民年金（基础年金）			
第 1 号被保险者	第 2 号被保险者	第 3 号被保险者	任意加入被保险者
在日本居住的 20 岁以上，60 岁未满足的自营业者，学生等（第 2 号，第 3 号被保险者以外者） 【保险费】 个人缴纳	会社社社及公务员等加入厚生年金者 ※65 岁以上 70 岁未满足的老龄者以及由于退职事由的已获年金享受权者除外 【保险费】 不需要个人缴纳 包含在所加入的年金制度（厚生年金）的保险费，已经从工资中先行扣除。	被 2 号被保险者抚养的 20 岁以上 60 岁未满足的配偶者，第 3 号被保险者相关手续已递交者 【保险费】 不需要个人缴纳 由第 2 号的配偶者所加入厚生年金里拨出。	都不属于第 1 号・第 2 号・第 3 号的范畴，但根据希望，已加入者。 ●高龄任意加入 ●国外任意加入 【保险费】 个人缴纳 ※ 任意加入时，保险费不能免除。

问讯处：日本年金机构世田谷年金事务所

电话：03-6844-3871（总机）

传真：03-6844-3872

日本年金机构主页



国保・年金课国民年金系

电话：03-5432-2356

传真：03-5432-3051

国民年金に加入するときと手続きに必要なもの

■職場の厚生年金をやめたとき、厚生年金加入の配偶者の扶養ではなくなったとき：

- ①資格喪失証明書（被扶養者がいないときは、退職日の証明書でも可能）
- ②年金手帳または基礎年金番号通知書
- ③（持っている人は）「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「通知カード（住民票の内容と相違ない場合のみ）」
- ④日本の官公署発行の写真入り証明書（運転免許証・在留カード・パスポート・マイナンバーカード（個人番号カード））

■入国したとき：

- ※先に住民登録の転入手続きをしてください。
 ※入国日時点で厚生年金に加入している人は、国民年金加入手続きは不要です。
- ①パスポートまたは在留カード（入国日がわかるもの）
 - ②（持っている人は）年金手帳または基礎年金番号通知書

■申請窓口：国保・年金課国民年金係

総合支所くみん窓口区民担当
各出張所

※まちづくりセンターでは取り扱いません。

- ・区役所で受け付けている届出内容については、全て年金事務所でも受付が可能です。
- ・マイナポータルによる電子申請が可能な届出があります。

<適用除外の方>

在留資格が「特定活動」で、

- ①医療を受ける活動または当該活動を行う方の日常生活上の世話をする活動等の方。
- ②1年未満滞在して行う観光・保養その他これらに類似する活動を行う方とこれに同行する配偶者の方

お問い合わせ：

・日本年金機構世田谷年金事務所

電話：03-6844-3871（代表） FAX：03-6844-3872

・国保・年金課国民年金係

電話：03-5432-2356 FAX：03-5432-3051

脱退一時金

保険料納付済期間が6か月以上あり、何の年金も受けずに出国した場合、出国日から2年以内に申請することにより、納付した月数に応じた一時金が支払われます。

お問い合わせ：

・ねんきんダイヤル

電話：0570-05-1165（国内から）

電話：+81-3-6700-1165（国外から）

・日本年金機構 世田谷年金事務所三軒茶屋相談室
電話：03-6844-3871（代表）

FAX：03-3421-1147

社会保障協定

年金の二重加入防止や加入期間の通算などについて各国と二国間協定を結んでいます。

二国間協定を結んでいる国

⇒ ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン、イタリア

※イギリス・韓国・中国・イタリアについては年金加入期間を通算することはできません。

お問い合わせ：日本年金機構世田谷年金事務所

電話：03-6844-3871（代表）

FAX：03-6844-3872

■日本年金機構世田谷年金事務所は、業務内容により2か所に分かれています

・世田谷年金事務所

（年金加入などの届出、保険料の納付相談など）

世田谷 1-30-12

電話：03-6844-3871（代表）

FAX：03-6844-3872

・世田谷年金事務所三軒茶屋相談室

（年金受給の相談・請求手続きなど）

太子堂 4-1-1 キャロットタワー 13階

電話：03-6844-3871（代表）

FAX：03-3421-1147

加入国民年金时以及办理手续所需要的资料

■ 当退出所在单位的厚生年金时，或当不再是加入了厚生年金的配偶的抚养对象时：

- ① 资格丧失证明书（如果没有被抚养者，也可以提供退休日期证明）
- ② 养老金手册或基础养老金号码通知书
- ③ （持有者）「个人号码卡（个人号码卡）」或「通知卡（仅在与住民票的内容无差异的情况下）」
- ④ 日本政府机关出具的印有照片的证明（驾驶执照、在留卡、护照、个人号码卡（个人号码卡））

■ 入境时：

- ※ 请先办理住民登记的转入手续。
- ※ 入国时已加入了厚生年金的人，无需办理加入国民年金的手续。
- ① 护照或在留卡（显示有入境日期的内容）
- ② （持有者）年金手册或基础养老金号码通知书

■ 申请窗口：国保・年金课国民年金系
综合支所区民窗口区民主管
各办事处

※ 社区振兴中心不受理。

- ・ 区政府接受的申报内容，在年金事务所也同样全部受理。
- ・ 部分申报还可通过 Mynaportal 进行电子申请。

< 非适用对象 >

在留资格为 " 特定活动 "，且

- ① 从事接受治疗或照顾该接受医疗者日常生活等的活动者。
- ② 在日本停留不满 1 年，从事观光、疗养等类似活动者及其随行配偶。

问讯处：

- ・ 日本年金机构世田谷年金事务所
- 电话：03-6844-3871（总机）
- 传真：03-6844-3872

・ 国保・年金课国民年金系
电话：03-5432-2356
传真：03-5432-3051

退出一次性补助

保险费已缴纳期间达到 6 个月以上者，在未领取任何年金离境时，从离境日起在 2 年内提出申请，即可根据缴费月数一次性领取相应金额。

问讯处：

- ・ 年金咨询电话
- 电话：0570-05-1165（日本国内）
- 电话：+81-3-6700-1165（海外）
- ・ 日本年金机构 世田谷年金事务所三轩茶屋咨询室
- 电话：03-6844-3871（总机）
- 传真：03-3421-1147

社会保障协定

就防止年金的双重加入和加入时间的总计等问题分别与以下各国间缔结了两国协定。

〔缔结了两国协定的国家〕

德国，英国，韩国，美国，比利时，法国，加拿大，澳大利亚，荷兰，捷克，西班牙，爱尔兰，巴西，瑞士，匈牙利，印度，卢森堡，菲律宾，斯洛伐克，中国，芬兰，瑞典，意大利

※ 对英国、韩国、中国和意大利不能合并计算年金加入期。

问讯处：日本年金机构世田谷年金事务所
电话：03-6844-3871（总机）
传真：03-6844-3872

■ 日本年金机构世田谷年金事务所按业务内容分两处办公。

・ 世田谷年金事务所
（年金加入等申请、缴纳保险费咨询等）
世田谷 1-30-12
电话：03-6844-3871（总机）
传真：03-6844-3872

・ 世田谷年金事务所三轩茶屋咨询室
（领取年金咨询、申领手续等）
太子堂 4-1-1 Carrot Tower 13 楼
电话：03-6844-3871（总机）
传真：03-3421-1147

介護保険

介護保険（Kaigo Hoken）とは

- 日常生活に介護や支援が必要になったとき、本人や家族の負担を軽くし、安心して介護が受けられるよう、介護を社会全体で支える制度です。
- 40 歳以上の区民の皆さんが負担する保険料と公費（税金）を財源として区が運営します。

介護保険のしくみや手続きの概要を説明した冊子を配っています。

言語：英語、中国語、韓国語

場所：介護保険課の窓口

※東京都のホームページでも冊子を掲載しております。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koho/kaigo_pamph.html

介護保険の被保険者

1. 65 歳以上の区民（第 1 号被保険者）
2. 40 ～ 64 歳の医療保険に加入している区民（第 2 号被保険者）

※ 外国人の方は、原則、在留期間が 3 か月を超え
る方が介護保険の対象者です。

介護保険料

1. 65 歳以上の区民（第 1 号被保険者）
保険料は、所得に応じた段階別の定額で、個人単位で賦課します。
徴収は、公的年金から天引きの特別徴収と、区が発行する納付書や口座振替で納めていただく普通徴収があります。

2. 40 ～ 64 歳の方（第 2 号被保険者）
保険料は加入している医療保険（国民健康保険、会社の健康保険組合など）ごとに算定され、健康保険料と併せて徴収されます。

要介護認定と保険給付

- 介護保険サービスを利用する場合は、介護が必要であるとの認定を受ける必要があります。介護が必要になった時は、あんしんすこやかセンターまたは総合支所保健福祉センター保健福祉課へ要介護・要支援認定の申請をしてください。

- 保険給付は利用したサービスの費用の 90%、80%または 70%で、所得に応じて残りの 10%、20%または 30%が自己負担となります。
※ あんしんすこやかセンターについては、P.112 参照
お問い合わせ：総合支所保健福祉センター保健福祉課 P.22 参照

介護保険サービスを利用できる方

1. 65 歳以上の方
日常生活を送るために介護や支援が必要な方
2. 40 ～ 64 歳の方
加齢に伴う病気（※特定疾病）が原因で介護が必要になった方

※ 脳血管疾患、骨折を伴う骨粗しょう症、関節リウマチなど 16 疾病

看护保险

看护保险 (Kaigo Hoken)

- 根据这项制度，日常生活中需要看护和支援时，可减轻本人和家庭的负担，安心地接受看护，这是社会整体支持的看护制度。
- 以 40 岁以上区民负担的保险费和公费（税金）作为财源，由区里进行运营。

我们备有容易理解结构和手续概要的看护保险小册子。

语言：英语，中国语，韩语

地点：看护保险课的窗口

※ 小册子在东京都主页上也有公布。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koho/kaigo_pamph.html

看护保险的被保险者

1. 65 岁以上的区民（第 1 号被保险者）
2. 40 岁～64 岁、加入医疗保险的区民（第 2 号被保险者）

※ 外国人原则上在留期间超过 3 个月的人属于看护保险的对象。

看护保险费

1. 65 岁以上的区民（第 1 号被保险者）
保险费根据所得按阶段定额，以个人为单位征收。征收有从公共年金直接扣除的特别征收和持区里发行的纳付书及账户转账进行个别缴纳的普通征收。

2. 40 岁～64 岁者（第 2 号被保险者）
保险费按加入的医疗保险（国民健康保险、公司的健康保险组合等）算定，与健康保险费一并征收。

需看护认定和保险给付

- 利用看护保险服务时，要接受需要看护的认定。若需要看护时，请向 Anshin Sukoyaka 中心（在宅看护支援中心）或综合支所保健福利中心保健福利课进行需看护・需支援认定的申请。
- 利用服务费用的 90%、80% 或 70% 由保险支付，其余的 10%、20% 或 30% 根据所得收入由自己负担。

※ 关于 Anshin Sukoyaka 中心

参照 P.113

问讯处：

综合支所保健福利中心保健福利课

参照 P.23

可利用看护保险服务者

1. 65 岁以上者—为了日常生活而需要看护和支援者
2. 40 岁～64 岁者
限于因年龄增长而造成的疾病（※ 特定疾病）需要看护者

※ 脑血管疾病、因骨折而引起的骨质疏松症、风湿性关节炎等 16 种疾病

健康

特定健診・長寿健診

世田谷区国民健康保険に加入している 40 歳以上 74 歳以下の方、および後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、糖尿病・心筋梗塞などの生活習慣病予防のための健診を行っています（費用：500 円）。

※前年度住民税非課税世帯の方は無料

対象の方には国保・年金課から健診のご案内を郵送します。

健保組合・共済組合など、他の医療保険に加入されている方の健診については、ご加入の医療保険者または勤務先にお問い合わせください。

お問い合わせ：国保・年金課特定健診係

電話：03-5432-2936

FAX：03-5432-3005

区民健診

区内に住民登録のある 16 歳以上 40 歳未満で健診を受ける機会のない方を対象に、健康診査を行っています。診断書は発行しません。予約制です（費用：500 円）。

※対象の年齢は年度内(4月1日～翌年3月31日)に迎える年齢です。

※前年度住民税非課税世帯の方は申請により無料
お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

がん検診など

病気の早期発見・早期治療につなげ、健康管理に役立ててください。

※対象の年齢は年度内(4月1日～翌年3月31日)に迎える年齢です。

※前年度住民税非課税世帯の方は無料（骨粗しょう症検診・成人歯科健診を除く）

種類	対象	自己負担金	内容	お問い合わせ・申し込み先
胃がん検診 ○50歳以上の方は胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のどちらかを選択。	40歳以上（1年に1回）	¥1,000	問診、胃部エックス線検査	世田谷区がん検診受付センター 電話：03-6265-7573 FAX：03-6265-7559
	50歳以上（2年に1回） ※前年度に内視鏡検診を受診した方は今年度の区のがん検診は受診できません。	¥1,500	問診、胃内視鏡検査	
肺がん検診※1	40歳以上	エックス線のみ ¥100 エックス線・喀痰（かくたん） ¥600	問診、胸部エックス線検査（喀痰細胞診は検診要件に該当した方のみ） ※特定健診・長寿健診などと同時に医療機関で受診する場合は区への申し込みは不要です。	

健康

特定健康诊断・长寿健康诊断

以投保了世田谷区国民健康保险的 40 岁以上 74 岁以下的人，以及加入了后期高龄者医疗制度的人为对象，为预防糖尿病・心肌梗塞等生活习惯病而进行健康诊断（费用：500 日元）。

※ 上年度住民税非课税家庭的人免费

国保年金课向对象者邮寄健康诊断的通知书。

关于健保组合・共济组合等其他医疗保险加入者

的健康检查，请向所加入的医疗保险者或工作单位咨询。

问讯处：国保・年金课特定健诊系

电话：03-5432-2936

传真：03-5432-3005

区民健康检查

关于 2016 年度的实施部分，对居住在区内没有体检机会的 16 岁以上到未满 40 岁的人员为对象实施健康检查。不发给检查书。为预约制（费用：500 日元）。

※ 对象年龄是指在年度内（4 月 1 日～次年 3 月 31 日）达到的规定年龄。

※ 上年度住民税非课税家庭的人经申请后免费

问讯处：综合支所保健福利中心健康增进课

参照 P.23

癌症检查等

为了早期发现、早期治疗病症，有助于健康管理。

※ 对象年龄是指在年度内（4 月 1 日～次年 3 月 31 日）达到的规定年龄。

※ 上年度住民税非课税家庭的人免费（骨质疏松症检查・成人牙科检查除外）。

种类	对象	自己负担金额	内容	咨询/申请
胃癌的健康检查 ○ 50 岁以上的人选择胃部 X 光检查或胃内视镜检查的任中一项。	40 岁以上（1 年 1 次）	1,000 日元	问诊、胃部 X 光检查	世田谷区癌健康检查受理中心 电话：03-6265-7573 传真：03-6265-7559
	50 岁以上（2 年 1 次） ※ 上年度接受内视镜检查的人，本年度不能接受区的胃癌检查。	1,500 日元	问诊、胃内视镜检查	
肺癌健康检查 ※1	40 岁以上	仅限 X 光：100 日元 X 光・痰的检查：600 日元	问诊、胸部 X 光检查（痰细胞诊察只限于符合检查条件者） ※ 与特定健康检查・长寿健康检查等同时在医疗机构就诊时，不需要向世田谷区申请。	

種類	対象	自己負担金	内容	お問い合わせ・申し込み先
大腸がん検診※ 2	40 歳以上	¥200	便潜血検査 申し込み後、専用の容器を郵送しますので、便を採取して各総合支所保健福祉センター健康づくり課または保健センターに提出してください。 受付日 総合支所保健福祉センター健康づくり課：月～木曜 保健センター：月～金曜 ※ 特定健診・長寿健診など同時に医療機関で受診する場合は、区への申し込みは不要です。	世田谷区がん検診受付センター 電話：03-6265-7573 FAX：03-6265-7559
乳がん検診※ 2	40 歳以上の女性区民で前年度に区の乳がん検診を受診していない方（2 年に 1 回）	¥1,000	問診、視診・触診、マンモグラフィ撮影	
子宮がん検診※ 2 （頸部・体部）	20 歳以上の女性区民で、前年度に区の子宮がん検診を受診していない方（2 年に 1 回）	頸部 ¥800 頸部・体部 ¥1,800	問診、視診・内診、細胞診検査（子宮体部がん検診は子宮頸部がん検診を受診し、かつ検診要件に該当する方。子宮体部がん検診のみの受診はできません。）	
肝炎ウイルス検診※ 2 （B 型・C 型）	区の肝炎ウイルス検診を受診したことがない方	無料	問診と採血による検査 ※特定健診・長寿健診など同時に受診できます。	
胃がんリスク（A B C）検査※ 1	40、45、50、60、70 歳で区の胃がんリスク（ABC）検査を受診したことがない方	¥800	問診、採血による検査 ※胃がんになりやすいかどうかを調べる検査です。 ※特定健診・長寿健診など同時に受診できます。	
前立腺がん検診※ 1	60 歳以上で区の前立腺がん検診を受診したことがない男性	¥600	問診、採血による検査（PSA 検査） ※特定健診・長寿健診など同時に受診できます。	世田谷保健所健康企画課 電話：03-5432-2447 FAX：03-5432-3019
骨粗しょう症検診※ 3	30、35、40、45、50、55、60、65、70 歳の女性	¥400	問診、骨量測定（6 月～翌年 3 月）	
口腔がん検診※ 3	61、66、71 歳	¥700	問診、視診・触診、必要に応じて細胞診検査（6 月～翌年 3 月）	世田谷保健所健康推進課 電話：03-5432-2442 FAX：03-5432-3019
成人歯科健診※ 3	40、45、50、55、60、65、70 歳	¥200	問診、歯・歯周組織の状況などの健診（6 月～翌年 3 月）	

※ 1 健康企画課の窓口でもお申し込みいただけます。

※ 2 健康企画課または総合支所保健福祉センター健康づくり課（P22 参照）の窓口でもお申し込みいただけます。

※ 3 総合支所保健福祉センター健康づくり課（P22 参照）でもお申し込みいただけます。

胃がん検診費用の助成

身体の障害により区の胃がん検診を受けられない方を対象に、胃がんに関する検査を医療機関で受けた際の費用を助成します。

■ 対象

身体障害者手帳をお持ちの、40 歳以上の区民

■ 内容

医療機関で受けた胃がんに関する検査（胃部エックス線検査（バリウム）もしくは胃部内視鏡検査。

ただし保険診療で受けたものを除く。）に要した費用を助成します。上限は 15,000 円です。

■ 助成方法

助成を希望される方にはお手続きのためのご案内をお送りします。

お問い合わせ：世田谷保健所健康企画課

電話：03-5432-2447 FAX：03-5432-3019

种类	对象	自己负担金额	内容	咨询/申请
大肠癌的健康检查 ※2	40 岁以上	200 日元	便潜血检查 申请后，邮送专用容器。取便后提交至各综合支所健康增进课或保健中心。 受理日 综合支所保健福利中心健康增进课：星期一～星期四 保健中心：星期一～星期五 ※ 与特定健康检查・长寿健康检查等同时在医疗机构就诊时不需向世田谷区申请。	世田谷区癌健康检查受理中心 电话：03-6265-7573 传真：03-6265-7559
乳腺癌检查 ※2	年满 40 岁的女性区民，上年度未参加区内的乳腺癌检查。（2 年 1 次）	1,000 日元	问诊、视诊・触诊、乳腺 X 光拍片	
子宫癌健康检查（颈部・体部） ※2	年满 20 岁的女性区民，上年度未参加区内的子宫癌检查。（2 年 1 次）	颈部：800 日元 颈部・体部：1,800 日元	问诊，视诊・妇科检查，细胞诊察（子宫体癌的健康诊察是接受子宫颈部癌检查并且符合检查条件者。不能仅进行子宫体癌健康诊察）	
肝炎病毒诊察 ※2（B 型・C 型）	未接受过区内肝炎病毒检查的人士	免费	过问诊、验血检查 ※ 可以与特定健康诊察・长寿健康诊察等同时进行。	
胃癌风险（ABC）检查 ※1	40、45、50、60、70 岁未接受过世田谷区胃癌风险（ABC）检查的人	800 日元	通过问诊、验血检查 ※ 该检查确认是否容易患胃癌。 ※ 可以与特定健康诊察・长寿健康诊察等同时进行。	
前列腺癌的健康检查 ※1	年满 60 岁，未在区内进行前列腺癌健康检查的男性	600 日元	通过问诊、验血检查（PSA 检查） ※ 可以与特定健康诊察・长寿健康诊察等同时进行。	世田谷保健所 健康宣传・管理课 电话：03-5432-2447 传真：03-5432-3019
骨质疏松症健康检查 ※3	30、35、40、45、50、55、60、65、70 岁的女性	400 日元	问诊、测定骨量（6 月～次年 3 月）	
口腔癌健康检查 ※3	61、66、71 岁	700 日元	问诊，视诊・触诊，需要时进行细胞诊察（6 月～次年 3 月）	世田谷保健所 健康推进课 电话：03-5432-2442 传真：03-5432-3019
成人牙科健康检查 ※3	40、45、50、55、60、65、70 岁	200 日元	问诊，检查牙齿、牙周组织的状况等（6 月～次年 3 月）	

※1 可在健康宣传・管理课的窗口申请。

※2 可在健康宣传・管理课或综合支所保健福利中心健康增进课（参照 P 23）的窗口申请。

※3 可在综合支所保健福利中心健康增进课（参照 P 23）申请。

胃癌检查费用的补助

面向因身体残疾不能接受区内胃癌检查的人，对在医疗机构的胃癌相关检查费用提供补助。

■ 对象

持有身体残疾者手册，年满 40 岁的区民

■ 内容

对在医疗机构接受胃癌相关检查（胃部 X 线检查（钡餐）或胃管内镜检查。但保险诊疗者除外。）

所需的费用提供补助。上限 15,000 日元。

■ 补助方法

向希望获得补助的人寄送手续指南。

咨询：世田谷保健所健康宣传・管理课

电话：03-5432-2447

传真：03-5432-3019

がん先進医療費の利子補給

区が指定する金融機関でがん先進医療費の融資を受けた場合、利子相当額を助成します。

■対象：国内でがんの先進医療を受ける予定で、利子補給金承認申請日に引き続き1年以上世田

谷区に住所を有している区民の方
※詳細な条件などについてはお問い合わせください。
お問い合わせ：世田谷保健所健康企画課
電話：03-5432-2447 FAX：03-5432-3019

若年がん患者在宅療養支援

40歳未満のがん患者の方への在宅療養支援として、在宅サービスや福祉用具などの費用を助成します。

■対象

以下の全てに該当する方

- (1) 世田谷区民の方
- (2) 40歳未満の方
- (3) がん患者の方（医師により、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）
- (4) 他の制度で同等の給付を受けることができない方

■内容

以下の費用に対して、自己負担を除いた額を助成します（利用上限額あり）。

- (1) 在宅サービス利用料
- (2) 福祉用具貸与・購入費用
- (3) 住宅改修費用

※詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ：世田谷保健所健康企画課
電話：03-5432-2447 FAX：03-5432-3019

世田谷区がん相談

がんについての不安な気持ちや在宅療養などについて、看護師やがん体験者、社会保険労務士に相談できます。

申し込み：公益財団法人世田谷区保健センター

■対象：がんで療養中の方とその親や子、兄弟姉妹、パートナーなど

■対面相談

日時：毎月第2・第4土曜 午前9時～12時

場所：世田谷区立保健センター

予約受付時間：平日午前9時～午後5時

※祝日、12月29日～1月3日を除く

電話：03-6265-7536（予約専用）

FAX：03-6265-7429

オンラインでの相談も選べます。ご予約の際にご希望の相談方法（対面・オンライン）をお伝えください。オンラインでの相談方法は、ご予約

約の際にご説明いたします。

■電話相談

日時：毎月第1～4木曜 午前9時～午後1時

※祝日、12月29日～1月3日を除く

第1・第3週 看護師による専門相談

第2・第4週 がん体験者によるピア相談

電話：03-6265-7562

■がん情報コーナー

こころとからだの保健室ポルタ内のがん情報コーナーで、がん予防、がん検診、罹患後の療養や治療費、治療と仕事の両立などに関する資料の閲覧ができます。専門スタッフが窓口で、がんに関する一次相談をお受けします。

お問い合わせ：公益財団法人世田谷区保健センター
電話：03-6265-7414 FAX:03-6265-7589

がん患者ウィッグ・胸部補整具購入費用等の助成

がんの治療に伴う脱毛や乳房の切除等を行った区民へ、ウィッグ・胸部補整具購入費用等を助成します。

■対象

以下の全てに該当する方

- (1) 世田谷区民の方
- (2) がんと診断され、その治療を行っている方、過去にその治療を行った方
- (3) がんの治療に伴い、脱毛や乳房の切除などにより、ウィッグや胸部補整具等が必要である方

■内容

以下の対象品の購入またはレンタルにかかった費用（上限10万円）を助成します。

- (1) ウィッグ
- (2) 毛付き帽子
- (3) 人工乳房
- (4) 補整下着
- (5) 弾性着衣

癌症先进医疗费及利息补助

在区指定的金融机构获得癌症先进医疗费的融资时，对利息相当的金额进行补助。

- 对象：计划在日本国内接受癌症先进医疗，在利息补助金审批申请日后继续在世田谷区拥有住所 1 年以上的区民

※ 关于详细条件等敬请咨询。

问讯处：世田谷保健所健康宣传・管理课

电话：03-5432-2447

传真：03-5432-3019

为年轻癌症患者提供居家护理支持

对 40 岁以下癌症患者的居家护理提供支持，补贴居家服务、福利用品等费用。

- 对象：符合以下所有条件的人

- (1) 世田谷区居民
- (2) 40 岁以下
- (3) 癌症患者（医生根据一般的医学常识，判断其状态已无法好转康复的患者）
- (4) 在其他制度下无法享受同样支付补贴的人

- 内容：除去个人负担额后，对以下费用给与补贴，（有利用上限额）。

- (1) 居家服务利用费
- (2) 福利用具租赁・购买费用
- (3) 住宅改造装修费用

※ 更详细的信息，请与我们联系。

问讯处：世田谷保健所健康宣传・管理课

电话：03-5432-2447

传真：03-5432-3019

世田谷区癌症咨询角

就因癌症带来的不安以及在家疗养须知，可向护理师、癌症经历者及社会保险劳工顾问进行咨询。

申请：公益财团法人世田谷区保健中心

- 对象：因癌症进行疗养的人及其父母、子女、兄弟姐妹、伴侣等

- 对面面談

日期：每月第 2・第 4 星期六 9:00 ~ 12:00

地点：世田谷区立保健中心

预约受理时间：9:00 ~ 17:00

※ 节假日、12 月 29 日 ~ 1 月 3 日除外

电话：03-6265-7536（预约专用）

传真：03-6265-7429

还可选择在线咨询。请在预约时告知希望的咨询方式（当面・在线）。

在线咨询的方式，会在预约时进行说明。

- 电话咨询

日期：每月第 1 ~ 第 4 星期四 9:00 ~ 13:00

※ 节假日、12 月 29 日 ~ 1 月 3 日除外

第 1・第 3 周 护理师提供专业咨询

第 2・第 4 周 癌症经历者的病友咨询

电话：03-6265-7562

- 癌症信息角

在身心保健室 Porte 内的癌症信息角可以阅览癌症预防、癌症检查、患癌后的疗养及治疗费、治疗与工作兼顾等相关资料。专门员工作为窗口受理癌症相关的初次咨询。

咨询：公益财团法人世田谷区立保健中心

电话：03-6265-7414 传真：03-6265-7589

癌症患者购买假发和胸部矫正假体等费用补贴

为治疗癌症而导致脱发、进行乳房切除等手术的区民购买假发和胸部矫正假体等提供费用补贴。

- 适用对象

符合以下所有条件者：

- (1) 世田谷区的居民
- (2) 被诊断为癌症并正在接受治疗者，或曾经接受过此类治疗者
- (3) 因癌症治疗而导致脱发或进行乳房切除等手术，需要假发或胸部矫正假体等用品者

- 内容

补贴对象为购买或租赁以下用品的费用（限额 10 万日元）。

- (1) 假发
- (2) 附有头发的内帽
- (3) 人造乳房
- (4) 矫正内衣
- (5) 紧身弹力用品

■その他

がんの治療に伴う脱毛等でお悩みの方は「世田谷区がん相談」をご利用ください。「がん情報コーナー」ではウィッグの見本も展示しています。

P102 参照

※詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ：世田谷保健所健康企画課

電話：03-5432-2447 FAX：03-5432-3019

高齢の方の予防接種

種類	対象	実施方法
高齢者インフルエンザ	① 65 歳以上の方 ② 60 歳以上 65 歳未満で、一定の障害のある方	指定医療機関で 10 月 1 日～翌年 1 月 31 日まで実施します。 [費用] 自己負担額 2,500 円 対象者①の方には予診票を送ります。 対象者②の方は申し込みが必要です。 ※詳しくはお問い合わせください。
高齢者新型コロナ	① 65 歳以上の方 ② 60 歳以上 65 歳未満の方で、一定の障害のある方	指定医療機関で予防接種を実施します。 対象①の方には予診票を送ります。 対象②の方は申し込みが必要です。 ※詳しくはお問い合わせください。
高齢者肺炎球菌	過去に 23 価肺炎球菌予防接種を受けていない方で、次の①または②に該当する方 ① 65 歳の方 ② 60 歳以上 65 歳未満で、一定の障害のある方	[接種期間] 65 歳の誕生日の前日から 66 歳の誕生日の前日まで。 [費用] 自己負担額 1,500 円 対象者①の方には予診票を送ります。 対象者②の方は申し込みが必要です。 ※詳しくはお問い合わせください。
带状疱疹	① 満 50 歳以上の方 ② 発症リスクの高い満 18 歳以上 50 歳未満の方	指定医療機関で予防接種の費用を一部助成します。 [費用] 費用助成額 生ワクチン (1 回)：4,000 円 不活化ワクチン (2 回)：10,000 円/回

お問い合わせ：世田谷区予防接種コールセンター（世田谷保健所感染症対策課）

電話：03-5432-2437 FAX：03-5432-3022

大人の風しん抗体検査・予防接種費用助成

助成種類	対象	実施方法
風しん抗体検査・予防接種 (妊娠を希望する女性、その同居者対象)	抗体検査 過去に風しんの抗体検査、予防接種、確定診断を受けたことがない方で ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の同居者 ③風しんの抗体価が低いことが判明している妊婦の同居者 予防接種 風しん抗体検査により、風しんの抗体価が低いことが判明した 19 歳以上の方	指定医療機関で 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで実施します。 [費用] 抗体検査 無料 予防接種 (麻しん風しん混合 (MR) ワクチン) 助成額 5,000 円 予防接種 (風しん単独ワクチン) 助成額 3,000 円 抗体検査は申し込みが必要です。

■ 其他

如有脱发等与癌症治疗相关的问题，请使用“世田谷区癌症咨询角”。在“癌症信息角”也有假发样品展示。

参见第 103 页。

※ 具体请咨询以下部门。

问讯处：世田谷保健所健康宣传・管理课

电话：03-5432-2447 传真：03-5432-3019

高龄者的预防接种

种类	对象	实施方法
高龄者流感	① 年满 65 岁的人 ② 年龄在 60 至 65 岁以下，有一定身体残疾的人	在指定医疗机构 10 月 1 日～翌年 1 月 31 日实施。 [费用] 自己负担金额为 2,500 日元 向对象者①的人寄送预诊票。 对象者②的人需要申请。 ※ 具体请咨询。
高龄者新冠病毒感染	① 65 岁以上的人 ② 年龄在 60 至 65 岁以下，有一定身体残疾的人	在指定医疗机构实施预防接种。 向对象者①的人寄送预诊票。 对象者②的人需要申请。 ※ 具体请咨询。
高龄者肺炎球菌	过去未接受过 23 价肺炎球菌预防接种，符合以下①或②项内容的人 ① 年满 65 岁的人 ② 年龄在 60 至 65 岁以下，有一定身体残疾的人	[接种时间] 从 65 岁生日的前一天到 66 岁生日的前一天。 [费用] 自己负担金额为 1,500 日元 向对象者①的人寄送预诊票。 对象者②的人需要申请。 ※ 具体请咨询。
带状疱疹	① 50 岁以上的人 ② 18 至 50 岁以下，但罹患风险高的人	在指定医疗机构补助部分接种费用。 [费用] 费用补助金额 活疫苗（1 剂）：4,000 日元 灭活疫苗（2 剂）：每剂 10,000 日元

咨询：世田谷区预防接种呼叫中心（世田谷保健所传染病对策课）

电话：03-5432-2437 传真：03-5432-3022

成人的风疹抗体检查・预防接种费用补助

补助种类	对象	实施方法
风疹抗体检查・预防接种 (对象为希望怀孕女性、及其同居者)	抗体检查 过去未曾接受风疹抗体检查、预防接种、确定诊断的人 ① 希望怀孕的女性 ② 希望怀孕的女性的同居者 ③ 确认风疹抗体价较低的孕妇的同居者 预防接种 19 岁以上、经风疹抗体检查确认抗体效价较低的人	在指定医疗机构 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日实施。 [费用] 抗体检查 免费 预防接种（麻疹风疹混合（MR）疫苗） 补助额 5,000 日元 预防接种（风疹单独疫苗） 补助额 3,000 日元 抗体检查需要申请。

助成種類	対象	実施方法
風しん抗体検査・予防接種 (1962年4月2日から1979年4月1日生まれの男性対象)	抗体検査 1962年4月2日から1979年4月1日生まれの男性の方 予防接種 1962年4月2日から1979年4月1日生まれの男性の方で、風しん抗体検査により、風しんの抗体価が低いことが判明した方	2019年4月1日から2025年2月28日までの約6年間実施します。 [費用] 無料(1人につき1回まで) 区が発行するクーポン券を持参し、指定の医療機関などで受診してください。

お問い合わせ：世田谷区予防接種コールセンター（世田谷保健所感染症対策課）

電話：03-5432-2437 FAX：03-5432-3022

HIV と性感染症相談・検査

必ず世田谷区のホームページで最新情報を確認してください。

相談とHIV・性感染症（クラミジア・梅毒）の検査を無料かつ匿名で実施しています。予約は不要です。

■ 検査会場

世田谷保健福祉センター（健康づくり課分室）
若林 4-22-13

■ 検査：原則、毎月第3木曜

午前9:30～（結果は翌週にお伝えします）

■ 相談：平日（午前8時30分から午後5時15分）

はこちら（03-5432-2370）へ連絡ください。

お問い合わせ：世田谷保健所感染症対策課

電話：03-5432-2370 FAX：03-5432-3022

健康教室

健康づくりに取り組んでいただくための講演会、健康教室などを実施しています。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

こころの健康相談

こころの不調や病気について心配している方とその家族、関係者を対象とした専門の医師・保健師による個別相談です（予約制）。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

补助种类	对象	实施方法
风疹抗体检查・预防接种 (对象为 1962 年 4 月 2 日至 1979 年 4 月 1 日出生的男性)	抗体检查 1962 年 4 月 2 日至 1979 年 4 月 1 日出生的男性 预防接种 1962 年 4 月 2 日至 1979 年 4 月 1 日出生的男性, 经风疹抗体检查确认风疹抗体价较低的人	2019 年 4 月 1 日至 2025 年 2 月 28 日预定实施为约 6 年。 [费用] 免费 (1 人最多 1 次) 请携带世田谷区发行的优惠券, 到指定的医疗机构等就诊。

咨询: 世田谷区预防接种呼叫中心 (世田谷保健所传染病对策课)

电话: 03-5432-2437 传真: 03-5432-3022

HIV 与性感染病咨询・检查

请务必在世田谷区主页确认最新信息。

提供免费且匿名的咨询和 HIV・性传播疾病 (衣原体和梅毒) 检查。无需预约。

■ 检查会场

世田谷保健福利中心 (健康增进课分室)
若林 4-22-13

■ 检查: 原则上每月第 3 个周四

9:30 ~ (结果在下一周通知)

■ 咨询: 请在平日 (8:30 ~ 17:15) 致电联系 (03-5432-2370)。

问讯处: 世田谷保健所传染病对策课

电话: 03-5432-2370 传真: 03-5432-3022

健康教室

为了让大家增进健康而举办讲习会和健康教室等。

问讯处: 综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

心理健康咨询

以担心心理不适和心理疾患的人, 及其家属和相关人员为对象, 由专业医师和保健师接受个别咨询 (预约制)。

问讯处: 综合支所保健福利中心健康增进课

参照 P.23

健康度測定・健康増進指導

一人ひとりの健康状態の検査・測定およびそれにもとづく運動・栄養・休養などの総合的な指導・相談を行っています。日本語が理解できて会話が可能な方、通訳が付き添える方に限ります。

■健康度測定(要予約)

費用:5,000円

対象者:18歳以上の区民

実施内容:

- ・一次測定
(医学的検査・生活習慣問診など)
- ・二次測定
(負荷心電図・体力測定・運動・栄養・休養指導など)

実施日:一次測定 火・水曜午前

二次測定 木曜午前・午後

金曜午後

その他:診断書・証明書の発行はできません

■健康増進指導(要予約)

費用:400円

対象者:18歳以上の区内在住・在勤の方

健康度測定および健康診断を受診した方
(一部、受診をしなくても受講できる教室
もあります。)

実施内容:個人の健康状態や体力に合わせた各種
健康体操・栄養講座・休養講座・壮年
期向け講座など

実施日:月～金曜(一部、土曜、夜間実施)

お問い合わせ:公益財団法人世田谷区保健センター

電話:03-6265-7463(健康度測定)

03-6265-7473(健康増進指導)

FAX:03-6265-7429(共通)

所在地:松原6-37-10

保健医療福祉総合プラザ2・3階

食中毒にご注意

次のことに気をつけて、食中毒を防ぎましょう。

- ・菌をつけない！
調理前は手をよく洗い、手指や調理器具は常に
清潔に保ちましょう。
- ・菌を増やさない！
調理した食品はできるだけ早く食べ、長時間の
放置はやめましょう。

- ・菌をやっつける！

加熱の際は、食品の中心まで十分に加熱しましょ
う。調理器具などは、しっかり洗浄し、熱湯や
塩素系漂白剤などで消毒しましょう。

お問い合わせ:世田谷保健所生活保健課

電話:03-5432-2911 FAX:03-5432-3054

熱中症にご注意

日本の夏は、気温も湿度も高く蒸し暑いことが特
徴です。

日常生活での注意事項

- 暑さを避けましょう。

「行動の工夫」

- ・暑い日は無理をしない。
- ・日陰を選んで歩く。
- ・適宜休憩する。
- ・天気予報を参考に、暑い日や時間を避けて外出
や行事の日時を検討する。

「住まいの工夫」

- ・風通しを利用する。
- ・窓から射し込む日光を遮る。
- ・空調設備を利用する。

「衣服の工夫」

- ・襟元をゆるめて通気する。
- ・炎天下では、黒色系の素材を避ける。
- ・日傘や帽子を使う。
- こまめに水分補給しましょう。
- 急に暑くなる日に注意しましょう。
- 暑さに備えた体づくりをしましょう。

お問い合わせ:世田谷保健所健康企画課

電話:03-5432-2472 FAX:03-5432-3019

健康度的测定・健康增进指导

我们对每个人健康状况提供检查和测量，并以此为基础，对运动、营养、休息等进行综合性指导和咨询。
仅限懂日语能够会话的人，或有翻译陪同的人。

■健康度测量（需预约）

费用：5,000 日元

对象者：18 岁以上的居民

实施内容：

- ・一次测定
（负荷心电图、体能测试、运动・营养・休养指导等）
- ・二次测定
（负荷心电图、体能测试、生活方式指导等。）

实施日：一次测定 周二・周三上午

二次测定 周四上午和下午

周五下午

其它：不能出具诊断报告和证明书

■健康促进指导（需要预约）

费用：400 日元

对象者：18 岁以上在区内居住・工作的人

接受了健康度测量和健康检查的人（有部分教室即使没有接受检查，也能听讲）

实施内容：适应个人健康状态和体力情况的各种保健操、营养讲座、休养讲座、面向壮年期讲座等

实施日：周一至周五（部分在周六、夜间实施）

实施日：周一至周五（部分周六实施）

问询：公益财团法人世田谷区立保健中心

电话：03-6265-7463（健康度测量）

03-6265-7473（健康增进指导）

传真：03-6265-7429（共用）

所在地：松原 6-37-10

健康医疗福祉广场二、三楼

警惕食物中毒

请注意以下事项，预防食物中毒。

- ・不要带菌！
让我们在烧饭做菜前勤洗手，时常保持手指和烹饪器具清洁。
- ・不让细菌繁殖！
让我们尽早吃掉烹饪的食品，不要长时间放置。

- ・杀菌！

让我们在加热时，让食品的中心热透。让我们彻底洗干净烹饪器具等，并用开水和氯类漂白剂等消毒。

问询处：世田谷保健所生活保健课

电话：03-5432-2911 传真：03-5432-3054

请注意不要中暑

日本夏天的特点是气温和湿度都较高，闷热。

日常生活中的注意事项

●避开酷暑。

“行动上的注意”

- ・炎热天气时请勿勉强自己。
- ・选择背阴处行走。
- ・适当休息。
- ・参考天气预报，避开炎热的天气和时间，考虑外出和活动的的时间。

“住宅中的注意”

- ・做好通风。
- ・遮挡从窗户射入的阳光。
- ・使用空调设备。

“服装上的注意”

- ・解开衣领透气。
- ・在烈日下，避免黑色系的质地。
- ・使用遮阳伞和帽子。

●随时补充水分。

●注意突然变热的天气。

●保持身体健康以适应酷暑。

问询处：世田谷保健所健康宣传・管理课

电话：03-5432-2472 传真：03-5432-3019

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは

75 歳以上の方と、一定の障害のある 65 歳以上の方を対象とする公的医療保険制度です。

住民登録されている外国人の方は、制度の対象となります。

※ 後期高齢者医療制度の対象とならない方

- 生活保護を受けている方
- 医療を受けること、または医療を受ける方の世話をを行うこと（医療活動）、観光・保養を目的として入国・在留している方
- 自国と日本との間で社会保障協定が結ばれていて、自国から日本の医療機関で利用できる証明書を交付されている方

保険証と給付

- 対象者には 75 歳の誕生月の前月に、「後期高齢者医療被保険者証」を交付します。令和 6 年 12 月からは保険証に代わり、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。
- 医療機関で支払う一部負担金の割合は、医療費の 1 割、2 割または 3 割です。所得によって割合が異なります。
- 1 か月の自己負担額に上限があります。
- 1 か月の医療費が高額となったときは、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。
- 入院時の食事代は、1 食あたり 490 円です。ただし、世帯全員が住民税非課税の方は申請により減額される場合があります。
- 申請により、療養費、葬祭費などの一部給付が受けられる場合があります。

保険料

保険料は個人ごとに、次の式で計算します。

年間保険料＝〔均等割額〕47,300 円＋〔所得割額〕（所得額－43 万円（合計所得金額が 2,400 万円以下の場合））（※ 1）× 8.78% または 9.67%（※ 1 の金額によって異なります。）

年間保険料の最高限度額は 80 万円ですが、令和 6 年度に限り 73 万円に抑えられる人もいます。

保険料は前年の所得額が少ない場合は、軽減されることがあります。

支払い方法

年金から天引きの特別徴収と、区が発行する納付書や口座振替で納めていただく普通徴収があります。

詳しくは、お問い合わせください。

外国人の方が出国するとき

出国する際は、保険証をお返しく下さい。

お問い合わせ：国保・年金課後期高齢者医療

電話：03-5432-2390 FAX：03-5432-3005

后期高龄者医疗制度

后期高龄者医疗制度

是以 75 岁以上者和有一定程度残障的 65 岁以上者为对象的公共医疗保险制度。

已进行住民登录的外国人可以享受本制度。

※ 后期高龄者医疗制度的非对象者

- ・ 接受生活保护的人
- ・ 以接受医疗或者照料接受医疗的人（医疗活动）、观光・疗养为目的入境和居留的人
- ・ 自己国家与日本国签订有社会保障协定，获得了从自己国家带入而在日本的医疗机构可使用的证明书的人

保险证和支付

- 在 75 岁诞生月的前一个月向适用对象交付“后期高龄者医疗被保险证”。从 2024 年 12 月起，将发行“资格确认书”或“资格信息通知”，来代替保险证。
- 向医疗机构支付的负担比例为医疗费的一成、二成或三成。比例根据收入而不同。
- 一个月的自己负担额有上限。
- 一个月的医疗费为高额时超过自己负担限度额的部分会被返回。
- 住院时的伙食费为每餐 490 日元。但家庭所有成员均免征住民税的居民经申请后可能减少金额。
- 通过申请，可能领取到疗养费、丧葬费等的补助。

保险费

每人的保险费按如下公式计算。

年保险费用 = (均摊额) 47,300 日元 + (收入摊额) (收入额 - 43 万日元 (合计所得金额在 2,400 万日元以下时)) (※ 1) × 8.78% 或 9.67% (根据 ※1 的金额适用不同比例。)

年保险费用的最高限额为 80 万日元，但部分人仅限 2024 年度可最多支付 73 万日元。

前一年的收入较少时，保险费有可能减轻。

支付方法

有从年金先行扣除的特别征收和用区发行的纳付书或银行转帐支付的普通征收。

详细请咨询。

外国人离境时

离境时请退还保险证。

问讯处：

国保・年金课后期高龄者医疗

电话：03-5432-2390 传真：03-5432-3005

福祉

おとしよりのために

あんしんすこやかセンター

■区内各地区（28か所）には、高齢者の方が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、様々な支援を行うための相談窓口「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」があります。障害のある方や子育て中の方などのご相談もお受けしています。

■健康、介護、生活など様々な相談、介護予防のケアプラン作成、介護保険の相談・申請手続き、介護予防普及啓発講座の開催などを行っています。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ：介護予防・地域支援課

電話：03-5432-2953 FAX：03-5432-3085

あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）一覧

名称	所在地	電話	FAX
池尻あんしんすこやかセンター	池尻 3-27-21	5433-2512	3418-5261
太子堂あんしんすこやかセンター	太子堂 2-17-1 2階	5486-9726	5486-9750
若林あんしんすこやかセンター	若林 1-34-2	5431-3527	5431-3528
上町あんしんすこやかセンター	世田谷 1-23-5 2階	5450-3481	5450-8005
経堂あんしんすこやかセンター	宮坂 1-44-29	5451-5580	5451-5582
下馬あんしんすこやかセンター	下馬 4-13-4	3422-7218	3414-5225
上馬あんしんすこやかセンター	上馬 4-10-17	5430-8059	5430-8085
梅丘あんしんすこやかセンター	梅丘 1-61-16	5426-1957	5426-1959
代沢あんしんすこやかセンター	代沢 5-1-15	5432-0533	5433-9684
新代田あんしんすこやかセンター	羽根木 1-6-14	5355-3402	3323-3523
北沢あんしんすこやかセンター	北沢 2-8-18 北沢タウンホール地下1階	5478-9101	5478-8072
松原あんしんすこやかセンター	松原 5-43-28	3323-2511	5300-0212
松沢あんしんすこやかセンター	赤堤 5-31-5	3325-2352	5300-0031
奥沢あんしんすこやかセンター	奥沢 3-15-7	6421-9131	6421-9137
九品仏あんしんすこやかセンター	奥沢 7-35-4	6411-6047	6411-6048
等々力あんしんすこやかセンター	等々力 3-4-1 玉川総合支所2階	3705-6528	3703-5221
上野毛あんしんすこやかセンター	中町 2-33-11	3703-8956	3703-5222
用賀あんしんすこやかセンター	用賀 2-29-22 2階	3708-4457	3700-6511
二子玉川あんしんすこやかセンター	玉川 4-4-5 2階	5797-5516	3700-0677
深沢あんしんすこやかセンター	駒沢 4-33-12	5779-6670	3418-5271
祖師谷あんしんすこやかセンター	祖師谷 4-1-23	3789-4589	3789-4591
成城あんしんすこやかセンター	成城 6-3-10	3483-8600	3483-8731
船橋あんしんすこやかセンター	船橋 4-3-2	3482-3276	5490-3288
喜多見あんしんすこやかセンター	喜多見 5-11-10	3415-2313	3415-2314
砧あんしんすこやかセンター	砧 5-8-18	3416-3217	3416-3250
上北沢あんしんすこやかセンター	上北沢 4-32-9	3306-1511	3329-1005
上祖師谷あんしんすこやかセンター	上祖師谷 2-7-6	5315-5577	3305-6333
烏山あんしんすこやかセンター	南烏山 6-2-19 烏山区民センター2階	3307-1198	3300-6885

窓口開設時間：午前8：30～午後5時（日曜、祝日、12月29日～1月3日除く）

あんしんすこやかセンターは、まちづくりセンターと同じ建物にあります。

福利

老年人福利

在宅看护支援中心（Anshin Sukoyaka 中心）

■ 为帮助高龄者在自己住惯的地区充满活力地生活，区内各地区（28 处）都设有咨询窗口“Anshin Sukoyaka 中心（地区全面支援中心）”，进行各种支持。并向残疾人和育儿人士等提供咨询。

■ 从事健康、看护、生活等各方面咨询、预防看护的护理计划制作、看护保险的咨询・申请手续、举办预防看护普及启发讲座等业务。敬请随时咨询。

问讯处：预防看护・地区支援课

电话：03-5432-2953 传真：03-5432-3085

在宅看护支援中心（Anshin Sukoyaka 中心）（地区包括支援中心）一览

名称	所在地	电话	传真
池尻 Anshin Sukoyaka 中心	池尻 3-27-21	5433-2512	3418-5261
太子堂 Anshin Sukoyaka 中心	太子堂 2-17-1 2 楼	5486-9726	5486-9750
若林 Anshin Sukoyaka 中心	若林 1-34-2	5431-3527	5431-3528
上町 Anshin Sukoyaka 中心	世田谷 1-23-5 2 楼	5450-3481	5450-8005
经堂 Anshin Sukoyaka 中心	宫坂 1-44-29	5451-5580	5451-5582
下马 Anshin Sukoyaka 中心	下马 4-13-4	3422-7218	3414-5225
上马 Anshin Sukoyaka 中心	上马 4-10-17	5430-8059	5430-8085
梅丘 Anshin Sukoyaka 中心	梅丘 1-61-16	5426-1957	5426-1959
代泽 Anshin Sukoyaka 中心	代泽 5-1-15	5432-0533	5433-9684
新代田 Anshin Sukoyaka 中心	羽根木 1-6-14	5355-3402	3323-3523
北泽 Anshin Sukoyaka 中心	北泽 2-8-18 北泽 Town Hall 地下 1 层	5478-9101	5478-8072
松原 Anshin Sukoyaka 中心	松原 5-43-28	3323-2511	5300-0212
松泽 Anshin Sukoyaka 中心	赤堤 5-31-5	3325-2352	5300-0031
奥泽 Anshin Sukoyaka 中心	奥泽 3-15-7	6421-9131	6421-9137
九品佛 Anshin Sukoyaka 中心	奥泽 7-35-4	6411-6047	6411-6048
等等力 Anshin Sukoyaka 中心	等等力 3-4-1 玉川综合支所 2 楼	3705-6528	3703-5221
上野毛 Anshin Sukoyaka 中心	中町 2-33-11	3703-8956	3703-5222
用贺 Anshin Sukoyaka 中心	用贺 2-29-22 2 楼	3708-4457	3700-6511
二子玉川 Anshin Sukoyaka 中心	玉川 4-4-5 2 楼	5797-5516	3700-0677
深泽 Anshin Sukoyaka 中心	驹泽 4-33-12	5779-6670	3418-5271
祖师谷 Anshin Sukoyaka 中心	祖师谷 4-1-23	3789-4589	3789-4591
成城 Anshin Sukoyaka 中心	成城 6-3-10	3483-8600	3483-8731
船桥 Anshin Sukoyaka 中心	船桥 4-3-2	3482-3276	5490-3288
喜多见 Anshin Sukoyaka 中心	喜多见 5-11-10	3415-2313	3415-2314
砧 Anshin Sukoyaka 中心	砧 5-8-18	3416-3217	3416-3250
上北泽 Anshin Sukoyaka 中心	上北泽 4-32-9	3306-1511	3329-1005
上祖师谷 Anshin Sukoyaka 中心	上祖师谷 2-7-6	5315-5577	3305-6333
乌山 Anshin Sukoyaka 中心	南乌山 6-2-19 乌山区民中心 2 楼	3307-1198	3300-6885

窗口开设时间：8:30～17:00（星期日、节假日、12 月 29 日～1 月 3 日除外）

Anshin Sukoyaka 中心与社区振兴中心在同一建筑。

シルバーパス

■ 70 歳以上の都民の方は、都営交通機関、都内民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」をバス営業所などで購入できます。（寝たきりの方を除きます）

■ 有効期間は 1 年間（10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日まで）で毎年 9 月に更新を行います。必要な費用は、住民税が非課税の方は 1,000 円（経過措置：令和 6 年度の住民税は課税で、令和 5 年の税法上の合計所得金額が 135 万円以下の方は 1,000 円）、上記以外の方は 20,510 円（4 月～9 月に購入の場合は半年分で 10,255 円）です。

お問い合わせ：一般社団法人東京バス協会

電話：03-5308-6950

時間：午前 9 時～午後 5 時（土・日曜、祝日を除く）

高齢福祉課

電話：03-5432-2397

FAX：03-5432-3085

このほかにも、高齢者の日常生活を援助する様々なサービスや相談を行っています。いくつかの課が担当していますので、まずは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター保健福祉課 P.22 参照

障害のある方のために

身体障害者手帳（Shintai Shogaisha Techo）

手足、体幹、目、耳、言語、そしゃく、心臓、腎臓、呼吸器、直腸、ぼうこう、小腸、肝臓、免疫の機能などに障害のある方が、いろいろな援護を受けるために必要な手帳です。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター保健福祉課 P.22 参照

愛の手帳（Ai no Techo）

知的障害のある方が、いろいろな援護を受けるために必要な手帳です。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター保健福祉課 P.22 参照

⑨心身障害者の医療費助成制度

医療保険加入者で、身体障害者手帳 1・2 級（内部障害を有する方は 1～3 級）、愛の手帳 1・2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方に「⑨（まるしょう）受給者証」を交付します（所得制限あり）。医療保険の診療の自己負担分について、全部または一部を助成します。なお、65 歳以上の方は、原則として新規申請できません。

お問い合わせ：障害施策推進課事業担当

電話：03-5432-2388 FAX：03-5432-3021

保健センター専門相談課

■ 区内の障害のある方や家族・関係者などに、年齢や障害の種別を問わず、医師および専門スタッフによる相談や評価を行います。

お問い合わせ：世田谷区保健センター専門相談課

電話：03-6265-7546 FAX：03-6265-7549

所在地：松原 6-37-10 保健医療福祉総合プラザ 2 階

このほかにも身体障害者相談員、知的障害者相談員、各種福祉施設、各種手当・各種助成、医療給付、車椅子の貸出、障害者総合支援法の申請などについて、様々な相談やサービスを行っています。いくつかの課が担当していますので、まずは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター保健福祉課 P.22 参照

老人公交巴士卡

■ 70 岁以上的都民，可以在公交营业所等取得乘坐都营交通工具及都内民营公共汽车的“东京都老人公交巴士卡”。(卧床不起者除外)

■ 有效期限一年(10 月 1 日起至次年的 9 月 30 日为止)，每年 9 月更新。所需费用方面，住民税的非课税者为 1,000 日元(过渡措施：2024 年度虽有缴纳住民税，但 2023 年根据税法的合计所得金额低于 135 万日元者为 1,000 日元)，上述以外者为 20,510 日元(4 月到 9 月期间购买时按半年付费，为 10,255 日元)。

问讯处：

一般社团法人东京公共汽车协会

电话：03-5308-6950

(9:00 ~ 17:00 周六、周日和节日除外)

高龄福利课

电话：03-5432-2397

传真：03-5432-3085

此外还对老年人及其家庭提供各种服务和咨询。分别由几个处担任，请先向以下机构询问。

问讯处：

综合支所保健福利中心保健福利课

参照 P.23

残疾人福利

残疾人手册(Shintai shogaisha Techo)

手脚，躯干，眼，耳，语言，咀嚼，心脏，肾脏，呼吸器官，直肠，膀胱，小肠，肝脏，免疫功能等方面有残疾者可凭此手册得到各种帮助。

问讯处：综合支所保健福利中心保健福利课

参照 P.23

仁爱手册(Ai no Techo)

弱智者可凭此手册得到各种帮助。

问讯处：综合支所保健福利中心保健福利课

参照 P.23

㊦身心残疾者的医疗费补助制度

对持有身体残疾者手册 1・2 级(有内部残疾者 1 ~ 3 级)，仁爱手册 1・2 度，精神残疾者保健福利手册 1 级的医疗保险加入者发放“㊦(圆章)领取者证”(有收入限制)。针对医疗保险的诊疗部分由自己负担部分，可全额或部分补贴。再者，65 岁以上者不可做初次申请。

问讯处：

残疾施策推进课业务主管

电话：03-5432-2388

传真：03-5432-3021

保健中心专门咨询课

■ 本区内有残疾者以及家属・相关者等，不论年龄和残疾的种类，由医生及专业人员提供咨询和评价。

问讯处：世田谷区立保健中心专门咨询课

电话：03-6265-7546

传真：03-6265-7549

所在地：松原 6-37-10 保健医疗福祉综合广场 2 楼

此外还提供身体残疾顾问、弱智者顾问、各种福利设施、各种补贴、补助金、医疗支付、轮椅出租、残疾人综合支援法的申请等各方面的咨询和服务。因为由几个课负责办理，因此先请向下列部门咨询。

问讯处：综合支所保健福利中心保健福利课

参照 P.23